

付属資料

目 次

1	公的年金制度の沿革	348
(1)	公的年金各制度の成立過程	348
(2)	保険者及び保険料算定単位	350
2	公的年金制度一覧	351
3	財政収支状況	352
(1)	厚生年金相当部分の財政収支状況	352
(2)	共済組合等の職域加算部分等を含む財政収支状況	353
4	長期時系列表	354
(1)	公的年金各制度の被保険者数等の推移	354
(2)	公的年金各制度の受給権者数等の推移	361
(3)	公的年金各制度の収支項目等の推移	378
(4)	公的年金各制度の収支状況	395
(5)	公的年金各制度の財政指標の推移	411
5	最近の経済等の状況	417
6	令和2(2020)年年金改正法の概要	418
7	用語解説	419

1 公的年金制度の沿革

(1) 公的年金各制度の成立過程

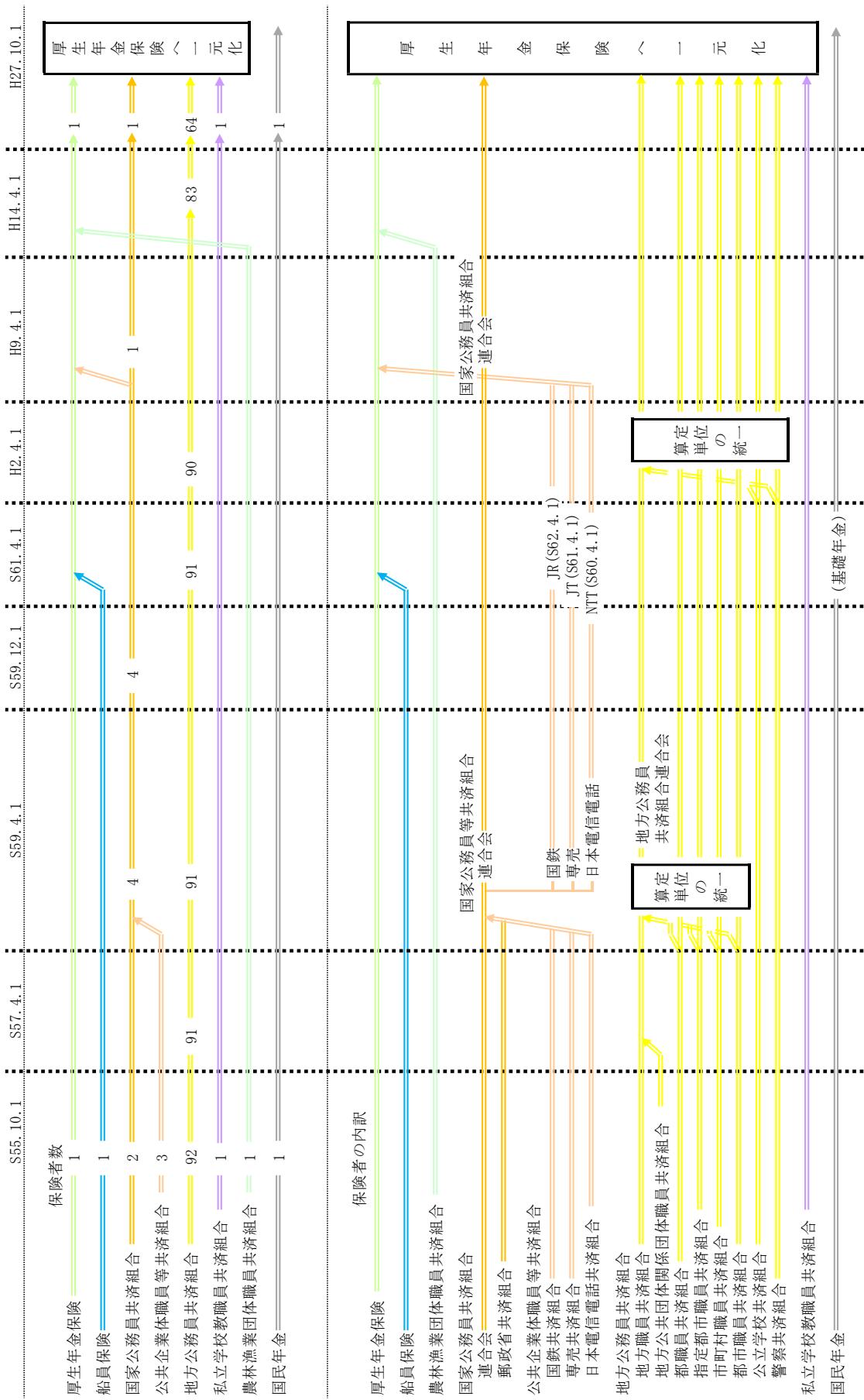
			昭20	昭30
一般被用者		労働者年金保険法 (昭16 法60) 施行 昭17. 6. 1	旧厚生年金保険法 (昭19 法21) (施行 昭19. 10. 1)	厚生年金保険法 (昭29 法115) (施行 昭29. 5. 1)
船員		船員保険法 (昭14 法73) (施行 昭15. 6. 1)		
団農林体職漁員業			旧厚生年金保険法	厚生年金保険法 (昭29 法115)
被用者	教職員学校		旧厚生年金保険法 (教員任意包括)	私立学校教職員共済組合法 (昭28 法245) (施行 昭29. 1. 1)
	国家公務員	官吏恩給法(明23 法43) 軍人恩給法(明23 法45)	恩給法 (大12 法48) 昭21. 2. 1→ 重症者に係る傷病恩給を除き 旧軍人軍属の恩給廃止 (昭21 勅68)	昭28. 8. 1 旧軍人軍属 恩給の復活 (昭28 法115)
公務員等	公務員等	帝国鉄道庁現業員共済組合二閣スル件(明40 勅127) 専売局現業員共済組合二閣スル件(明41 勅150) 印刷局現業員共済組合二閣スル件(明42 勅220) 通信部内職員共済組合二閣スル件(明42 勅151) 海軍造船兵事業従業員ノ共済組合二閣スル件(明45 勅180) 造幣局共済組合規則(大12 大蔵3) 等		国家公務員共済 (昭33 法128) (施行 昭33. (年金の施行は (非現業の官吏
	地方公務員	官吏恩給法(明23 法43) 恩給法 (大12 法48)	旧國家公務員共済組合法 (昭23 法69) (施行 昭23. 7. 1)	公共企業体職員等共済 (昭31 法134) (施行 昭31. 7. 1)
	日雇労働者	退職年金条例 退職年金条例	町村職員恩給組合恩給条例(昭18. 4. 1)	町村職員恩給組合法(昭27 法118)
自営業者等				国民年金法 (昭34法141) 施行 昭34. 昭36.

昭20

昭30

備考	

(2) 保険者及び保険料算定単位



2 公的年金制度一覧

公的年金制度一覧

○国民年金制度

区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等受給権者数 ②	年金扶養比率 ① ②	老齢基礎年金 平均年金月額	実質的な支出	積立金 (時価ベース)	積立比率 (時価ベース)	保険料 (令和5(2023)年) 4月	(令和4(2022)年度(未現在))
国民年金 第1号被保険者 (任意加入被保険者含む)	万人 1,405			万円 3,460	5.6	兆円 3.5	10.5	8.2	16,520
国民年金 第2号被保険者等	万人 4,618			万円 1,95	—	兆円 —	—	—	65歳
国民年金 第3号被保険者	万人 721			万円 —	—	兆円 —	—	—	—
公的年金加入者合計	万人 6,744			万円 6,744	—	兆円 —	—	—	—

(注) 1. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢（退職）年金受給権者数等を加えたものである。

2. 老齢基礎年金平均年金月額は、新法基礎年金と旧法国民年金の平均である。

3. 実質的な支出は、給付費から基礎年金交付金を控除した額である（確定値ベース）。

4. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金（国庫負担繰延額を含めた推計値）が、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならぬ部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す指標である。

○厚生年金制度

区分	被保険者数 ①	老齢（退職）年金受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 ① ②	老齢（退職）年金 平均年金月額 (老齢・退年相当)	実質的な支出	積立金 (時価ベース)	積立比率 (時価ベース)	保険料率 (令和5(2023)年) 9月	(令和4(2022)年度(未現在))
第1号厚生年金（旧厚生年金）	万人 4,157			万円 1,499	49.9	兆円 234.2	6.3	18,300	% 養老比例部分 一般男子・共済女子 6.4歳 田厚年女子 6.2歳 坑内員・船員 6.2歳
第2号厚生年金（国家公務員共済組合）	万人 108			万円 2,46	—	兆円 —	—	—	定額部分 一般男子・共済女子 6.5歳 田厚年女子 6.5歳 坑内員・船員 6.2歳
第3号厚生年金（地方公務員共済組合）	万人 293			万円 1,880	1,49	兆円 —	—	—	
第4号厚生年金（私立学校教職員共済）	万人 60			万円 —	—	兆円 —	—	—	
合計	万人 4,618			万円 6,744	—	兆円 —	—	—	

(注) 1. 老齢（退職）年金受給権者数（老齢・退年相当）には、日三公社共済組合及び日農林漁業団体職員共済組合において旧厚生年金に統合される前に発生した退年相当の退職年金（減額退職年金を含む）の受給権者を含む。

2. 老齢（退職）年金平均年金月額は、老齢基礎年金分を含む。また、国共済、地共済及び私共済（以下、「共済組合等」という。）については、職域加算部分を除く推計値である。

3. 実質的な支出は、給付費から基礎年金交付金、追加費用、職域等費用納付金を控除し、基礎年金廻出金を加えた額である（確定値ベース）。ここで、厚生年金基金から給付されている代行給付額（年度末の最低責任準備金を算出する際に用いられている額）を加えることで、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金制度全額の額を推計している。

4. 積立金は、厚生年金勘定の年度末積立金と共済組合等の厚生年金保険経理（私学共済は厚生年金勘定・厚生年金經理）の年度末積立金の合計である。

5. 積立比率を算出する際の厚生年金の積立金は、厚生年金基金が代行している部分及び国庫負担繰延額を含んだ推計値である。

6. 私学共済の保険料率は、令和5(2023)年9月時点での元化法附則の規定を踏まえ、1.6・3.8・9%に軽減されている。

付属資料◆財政収支状況

3 財政収支状況 (注) 単年度収支状況(図表2-3-4及び図表2-3-5)とは異なり、運用損益や有価証券売却損等は収入又は支出に計上されている(本文2-3-3を参照)。

(1) 厚生年金相当部分の財政収支状況 一令和4(2022)年度

区分	簿価ベース	厚生年金					国民年金		公的年金制度全体
		厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	計	国民年金勘定	基礎年金勘定	
前年度末積立金(⑦)	簿価ベース	1,140,140	67,130	204,284	24,293	1,435,847	77,561	49,539	1,562,947
収入総額	簿価ベース	491,517	31,567	90,087	11,140	531,206	38,331	275,705	585,201
保険料収入		340,583	12,814	34,197	5,144	392,737	13,802	·	406,539
国庫・公経済負担		102,468	3,036	7,926	1,402	114,832	19,089	·	133,921
追加費用		·	1,172	2,927	·	4,099	·	·	4,099
運用損益 (再掲 年金積立金管理運用独立行政法人納付金)	簿価ベース	0 (-)	3,616	9,940	1,314	14,870 (-)	3,800 (3,800)	4	18,674 (3,800)
基礎年金交付金		2,205	224	453	14	2,896	1,605	·	④
実施機関拠出金収入		44,935	·	·	·	①	·	·	①
厚生年金交付金		·	10,676	34,103	2,868	②	·	·	②
財政調整拠出金収入		·	-	523	·	③	·	·	③
職域等費用納付金		482	·	·	·	482	·	·	482
解散厚生年金基金等徵収金		125	·	·	·	125	·	·	125
基礎年金拠出金収入		·	·	·	·	·	·	255,538	⑤
独立行政法人福祉医療機構納付金		528	·	·	·	528	29	·	558
積立金より受入(①)		-	·	·	·	-	-	20,053	20,053
その他		191	29	17	398	636	5	109	751
支出総額		484,629	29,096	83,993	9,327	513,939	37,256	246,474	537,629
給付費		236,932	12,275	37,314	3,021	289,542	2,476	241,968	533,986
基礎年金拠出金		198,035	5,951	15,177	2,770	221,933	33,605	·	⑤
実施機関保険給付費等交付金		47,647	·	·	·	②	·	·	②
厚生年金拠出金		·	10,260	31,170	3,506	①	·	·	①
基礎年金相当給付費(基礎年金交付金)		·	·	·	·	·	·	4,502	④
財政調整拠出金		·	523	-	·	③	·	·	③
その他		2,016	87	332	30	2,464	1,175	4	3,643
収支残(⑦)	簿価ベース	6,888	2,471	6,094	1,813	17,266	1,075	29,231	47,572
その他(①)	簿価ベース	225	-	-	-	225	108	-	334
年度末積立金(⑦-①+⑦+①)	簿価ベース	1,147,253	69,602	210,378	26,106	1,453,338	78,745	58,717	1,590,799
年度末積立金の対前年度増減額	簿価ベース	7,113	2,471	6,094	1,813	17,491	1,183	9,178	27,853

<時価ベース>

運用損益	時価ベース	27,664	1,234	3,639	613	33,151	1,493	4	34,649
年度末積立金	時価ベース	1,975,392	84,874	249,532	31,769	2,341,567	104,518	58,717	2,504,802
年度末積立金の対前年度増減額	時価ベース	34,777	123	26	1,112	36,039	△1,123	9,178	44,093

注1 平成27(2015)年10月の被用者年金一元化を踏まえ、本表は、国共済、地共済及び私学共済については、厚生年金保険経理(私学共済は厚生年金勘定・厚生年金経理)を計上(ただし、国共済及び地共済の「基礎年金交付金」及び「給付費」には、経過的長期経理における基礎年金交付金を加えて算出)している。

注2 厚生年金計は、厚生年金全体としての財政収支状況をとらえるため、厚生年金実施機関間でのやりとり(①～③)を収入・支出両面から除いている。また、公的年金制度全体は、同様に、①～③に加えて公的年金制度内でのやりとり(④、⑤)を収入・支出両面から除いている。

注3 「その他(⑤)」に計上している額は、厚生年金勘定及び国民年金(国民年金勘定)の「業務勘定から積立金への繰入れ」である。

注4 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注6 基礎年金拠出金収入及び国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。

注7 運用損益は、運用手数料控除後のものである。なお、国共済の時価ベースの額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の額である。

(2) 共済組合等の職域加算部分等を含む財政収支状況－令和4(2022)年度－

区分	簿価ベース	被用者年金					国民年金		公的年金制度全体
		厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	計	国民年金勘定	基礎年金勘定	
前年度末積立金(⑦)	簿価ベース	1,140,140	68,324	407,057	43,980	1,659,500	77,561	49,539	1,786,601
収入総額	簿価ベース	491,517	32,074	100,890	11,628	542,635	38,331	275,705	596,631
保険料収入		340,583	12,814	34,197	5,144	392,737	13,802	·	406,539
国庫・公経済負担		102,468	3,041	7,927	1,403	114,838	19,089	·	133,927
追加費用		·	1,281	3,150	·	4,431	·	·	4,431
運用損益	簿価ベース (再掲 年金積立金管理運用独立行政法人納付金)	0 (-)	3,616	20,480	1,800	25,895 (-)	3,800 (3,800)	4	29,700 (3,800)
基礎年金交付金		2,205	224	453	14	2,896	1,605	·	④
実施機関拠出金収入		44,935	·	·	·	①	·	·	①
厚生年金交付金		·	10,676	34,103	2,868	②	·	·	②
財政調整拠出金収入		·	369	523	·	③	·	·	③
職域等費用納付金		482	·	·	·	482	·	·	482
解散厚生年金基金等徴収金		125	·	·	·	125	·	·	125
基礎年金拠出金収入		·	·	·	·	·	·	255,538	⑤
独立行政法人福祉医療機構納付金		528	·	·	·	528	29	·	558
積立金より受入(④)		·	·	·	·	·	·	20,053	20,053
その他		191	53	58	400	701	5	109	816
支出総額		484,629	30,788	90,059	10,122	522,123	37,256	246,474	545,813
給付費		236,932	13,945	42,893	3,399	297,169	2,476	241,968	541,613
基礎年金拠出金		198,035	5,951	15,177	2,770	221,933	33,605	·	⑤
実施機関保険給付費等交付金		47,647	·	·	·	②	·	·	②
厚生年金拠出金		·	10,260	31,170	3,506	①	·	·	①
基礎年金相当給付費(基礎年金交付金)		·	·	·	·	·	·	4,502	④
財政調整拠出金		·	523	369	·	③	·	·	③
その他		2,016	109	450	447	3,021	1,175	4	4,200
収支残(⑦)	簿価ベース	6,888	1,286	10,831	1,506	20,512	1,075	29,231	50,818
その他(⑧)	簿価ベース	225	·	·	·	225	108	·	334
年度末積立金(⑦+⑧+⑨)	簿価ベース	1,147,253	69,610	417,888	45,486	1,680,237	78,745	58,717	1,817,699
年度末積立金の対前年度増減額	簿価ベース	7,113	1,286	10,831	1,506	20,737	1,183	9,178	31,098

<時価ベース>

運用損益	時価ベース	27,664	1,234	7,138	692	36,729	1,493	4	38,226
年度末積立金	時価ベース	1,975,392	84,883	498,382	53,159	2,611,816	104,518	58,717	2,775,052
年度末積立金の対前年度増減額	時価ベース	34,777	△1,062	△2,169	399	31,945	△1,123	9,178	40,000

注1 平成27(2015)年10月の被用者年金一元化を踏まえ、本表は、以下の通り作成している。

・国共済、地共済及び私学共済については、厚生年金保険経理（私学共済は厚生年金勘定・厚生年金経理）及び経過的長期経理（私学共済は厚生年金勘定・職域年金経理）を加えたものである。

・国共済及び地共済の収入において、経過的長期経理に計上されている事業主負担は、その他に計上している。

注2 被用者年金計は、被用者年金全體としての財政収支状況をとらえるため、厚生年金実施機関間でのやりとり(①～③)を収入・支出両面から除いている。また、公的年金制度全体は、同様に、①～③に加えて公的年金制度内でのやりとり(④、⑤)を収入・支出両面から除いている。

注3 厚生年金勘定及び国民年金(国民年金勘定)の「その他(⑤)」に計上している額は、「業務勘定から積立金への繰入れ」である。

注4 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注6 基礎年金拠出金収入及び国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。

注7 運用損益は、運用手数料控除後のものである。なお、国共済の時価ベースの額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の額である。

付屬資料◆長期時系列表

4 長期時系列表

(1) 公的年金各制度の被保険者数等の推移

注1 日三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成14(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

卷之八

^{注4} 第1号厚生年金(民間被用者)は昭和60(1985)
^{注5} 第1号厚生年金(民間被用者)には任用適用の旨含む。
^{注6} 国民年金(旧法)
^{注7} 同国民年金(新法) 第1号に任用適用の旨含む。

付屬資料◆長期時系列表

公的年金各制度の被保険者数の推移

国民年金(新法)																		
第1号(民間被用者)								第4号(私立学校教職員)										
年度末	計		短時間労働者				短時間労働者				短時間労働者				短時間労働者			
	平成7.10.00	(1995)	平人	平人	平人	平人	平人	平人	平人	平人	平人	平人	平人	平人	平人	平人	平人	
平成7.10.00	8	(1996)	...	21,930	21,930	...	313	313	...	935	2,157	192	192	192	9,256	41	...	
10.1.00	9	(1997)	26,013	22,041	22,041	...	309	932	2,148	192	192	192	192	192	9,361	39	...	
10.1.00	10	(1998)	25,648	22,455	22,455	...	302	929	2,135	192	192	192	192	192	9,507	40	35,559	
10.1.00	11	(1999)	25,298	22,125	22,125	...	297	918	2,117	192	192	192	192	192	9,572	43	35,664	
10.1.00	12	(2000)	25,048	21,584	21,584	...	292	913	2,100	192	192	192	192	192	10,388	48	35,714	
10.1.00	13	(2001)	24,566	21,157	21,157	...	288	921	2,063	192	192	192	192	192	10,614	52	35,757	
10.1.00	14	(2002)	24,612	21,482	21,482	...	283	913	2,040	193	193	193	193	193	10,932	57	35,839	
10.1.00	15	(2003)	24,467	21,368	21,368	...	278	905	2,015	192	192	192	192	192	11,156	70	35,939	
10.1.00	16	(2004)	24,569	21,504	21,504	...	273	894	1,996	192	192	192	192	192	11,217	80	35,763	
10.1.00	17	(2005)	24,772	21,740	21,740	...	268	885	1,986	192	192	192	192	192	11,133	88	35,790	
10.1.00	18	(2006)	25,141	22,139	22,139	...	263	878	1,940	192	192	192	192	192	11,010	96	35,877	
10.1.00	19	(2007)	25,493	22,544	22,544	...	258	868	1,917	192	192	192	192	192	10,696	99	35,936	
10.1.00	20	(2008)	25,283	22,377	22,377	...	253	846	1,885	192	192	192	192	192	10,292	100	35,885	
10.1.00	21	(2009)	25,055	22,193	22,193	...	248	832	1,856	192	192	192	192	192	10,170	104	35,557	
10.1.00	22	(2010)	25,081	22,241	22,241	...	243	826	1,825	192	192	192	192	192	10,135	110	35,301	
10.1.00	23	(2011)	25,037	22,242	22,242	...	238	821	1,790	192	192	192	192	192	9,915	114	35,110	
10.1.00	24	(2012)	25,071	22,279	22,279	...	233	814	1,769	192	192	192	192	192	9,739	111	34,899	
10.1.00	25	(2013)	25,338	22,566	22,566	...	228	807	1,747	192	192	192	192	192	9,563	112	34,746	
10.1.00	26	(2014)	25,694	22,929	22,929	...	223	806	1,731	192	192	192	192	192	9,275	111	34,724	
10.1.00	27	(2015)	26,131	23,376	23,376	...	218	801	1,705	192	192	192	192	192	8,962	109	34,766	
10.1.00	28	(2016)	26,640	23,894	23,894	...	213	801	1,680	192	192	192	192	192	8,590	108	34,830	
10.1.00	29	(2017)	27,158	24,417	24,417	...	208	86	1,717	192	192	192	192	192	0	109	35,000	
10.1.00	30	(2018)	27,414	24,727	24,727	...	203	86	1,700	192	192	192	192	192	1,734	110	35,163	
10.1.00	31	(2019)	27,596	24,877	24,877	...	198	82	1,688	192	192	192	192	192	1,738	112	35,279	
10.1.00	32	(2020)	27,547	24,787	24,787	...	193	82	1,672	192	192	192	192	192	1,732	114	35,244	
10.1.00	33	(2021)	27,495	24,744	24,744	...	188	82	1,656	192	192	192	192	192	1,726	118	35,110	
10.1.00	34	(2022)	27,468	24,983	24,983	...	183	82	1,640	192	192	192	192	192	1,720	123	35,201	

日	農林水金(農林水業団体融資組合)	平成14(2002)年4月に厚生省令によって制定された。
注1	農林水金(農林水業団体融資組合)	平成14(2002)年4月に厚生省令によって制定された。
注2	農林水金(農林水業団体融資組合)	平成14(2002)年4月に厚生省令によって制定された。

平成27(2015)年10月に着用した金髪の髪型が、化粧室で見つかり、さらなる容疑が浮上した。

注4 第1号厚生年金（民間被用者）

^{注5} 国民年金（新法）第1号には任意加入を含む。

付属資料◆長期時系列表

1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）の推移

年度	厚生年金計		第1号(民間被用者)			(国家公務員)	(地方公務員)	第4号(私立学校教職員)		
	短時間労働者 を除く	短時間労働者	短時間労働者 を除く	短時間労働者	短時間労働者 を除く			短時間労働者 を除く	短時間労働者	短時間労働者
(西暦)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平成 15 (2003)	400,792	400,792	・	375,064	375,064	・	542,694	602,387	498,031	498,031
16 (2004)	400,251	400,251	・	374,812	374,812	・	543,117	603,578	493,099	493,099
17 (2005)	399,171	399,171	・	374,238	374,238	・	545,501	602,790	490,336	490,336
18 (2006)	397,893	397,893	・	373,849	373,849	・	545,429	599,560	486,689	486,689
19 (2007)	395,541	395,541	・	372,460	372,460	・	546,141	594,926	484,458	484,458
20 (2008)	393,058	393,058	・	370,810	370,810	・	548,284	587,220	482,658	482,658
21 (2009)	381,086	381,086	・	359,146	359,146	・	539,116	568,361	479,000	479,000
22 (2010)	379,564	379,564	・	358,838	358,838	・	532,662	556,707	475,929	475,929
23 (2011)	379,618	379,618	・	359,455	359,455	・	527,366	553,772	472,464	472,464
24 (2012)	378,701	378,701	・	359,475	359,475	・	513,132	548,842	470,231	470,231
25 (2013)	378,348	378,348	・	360,540	360,540	・	511,232	535,004	467,764	467,764
26 (2014)	382,375	382,375	・	363,465	363,465	・	531,618	551,204	466,808	466,808
27 (2015)	383,396	383,396	・	365,096	365,096	・	538,909	547,209	464,788	464,788
28 (2016)	382,586	383,382	131,124	364,587	365,408	130,885	545,562	546,225	462,651	463,119
29 (2017)	383,008	385,022	140,618	365,507	367,579	140,331	546,619	546,447	461,605	462,873
30 (2018)	385,703	387,977	148,280	368,694	371,032	148,008	550,363	546,669	461,412	462,848
令和 元 (2019)	387,589	390,036	151,452	370,862	373,376	151,144	551,096	548,014	462,020	463,677
2 (2020)	385,178	387,842	155,095	368,684	371,427	154,797	546,285	535,894	462,255	464,074
3 (2021)	389,029	391,911	157,896	373,308	376,291	157,541	547,437	528,883	465,575	467,522
4 (2022)	393,554	397,187	157,330	378,549	382,308	156,977	545,586	532,020	466,140	469,397
										192,203

注1 標準報酬額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者1人当たり月額）である。

注2 平成27(2015)年9月までの第3号（地方公務員）の1人当たり標準報酬額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算して算出している。

注3 平成28(2016)年度の厚生年金計、第1号（民間被用者）及び第4号（私立学校教職員）の短時間労働者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）は、平成28(2016)年度下半期（平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月まで）の平均である。

注4 平成28(2016)年度の第1号（民間被用者）の短時間労働者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）は、標準賞与総額について、「厚生年金保険・国民年金事業月報」（厚生労働省）の「標準賞与額別被保険者数」を用いて推計したものである。

注5 平成28(2016)年度の第4号（私立学校教職員）の短時間労働者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）は、標準賞与総額として、平成28(2016)年度末における短時間労働者の平成28(2016)年度下半期分（短時間労働者ではなかった期間も含む）を用いて算出したものである。

1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）の推移

男性

年度	厚生年金計		第1号(民間被用者)			(国家公務員)	(地方公務員)	第4号(私立学校教職員)		
	短時間労働者 を除く	短時間労働者	短時間労働者 を除く	短時間労働者	短時間労働者 を除く			短時間労働者 を除く	短時間労働者	短時間労働者
(西暦)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平成 15 (2003)	453,296	453,296	・	431,495	431,495	・	561,494	622,886	616,435	616,435
16 (2004)	453,472	453,472	・	431,902	431,902	・	562,794	623,891	608,781	608,781
17 (2005)	452,648	452,648	・	431,514	431,514	・	565,562	622,025	604,436	604,436
18 (2006)	451,879	451,879	・	431,495	431,495	・	566,738	618,443	598,393	598,393
19 (2007)	449,297	449,297	・	429,637	429,637	・	568,649	613,640	595,204	595,204
20 (2008)	446,245	446,245	・	427,193	427,193	・	571,929	605,856	591,800	591,800
21 (2009)	430,395	430,395	・	411,256	411,256	・	563,606	585,952	586,505	586,505
22 (2010)	428,474	428,474	・	410,568	410,568	・	557,610	573,520	582,179	582,179
23 (2011)	428,573	428,573	・	411,326	411,326	・	553,222	569,749	577,847	577,847
24 (2012)	427,464	427,464	・	411,298	411,298	・	537,753	564,111	574,614	574,614
25 (2013)	427,103	427,103	・	412,337	412,337	・	535,629	549,876	571,669	571,669
26 (2014)	432,018	432,018	・	415,979	415,979	・	558,454	567,353	570,372	570,372
27 (2015)	433,761	433,761	・	417,744	417,744	・	567,643	570,300	569,023	569,023
28 (2016)	433,956	434,386	148,366	417,694	418,145	148,017	574,678	576,469	567,117	567,339
29 (2017)	434,946	436,035	157,483	419,175	420,314	157,044	576,310	576,391	566,330	567,106
30 (2018)	438,182	439,393	164,807	422,875	424,139	164,385	580,774	576,984	565,463	566,385
令和 元 (2019)	440,357	441,629	167,913	425,288	426,615	167,411	581,907	579,038	566,285	567,366
2 (2020)	437,179	438,505	170,275	422,355	423,739	169,771	577,575	568,644	568,051	569,282
3 (2021)	441,623	443,035	172,244	427,563	429,044	171,668	578,661	563,781	573,052	574,389
4 (2022)	447,413	449,159	171,544	434,102	435,934	170,882	575,766	567,048	573,931	576,005
										247,808

注1 標準報酬額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者1人当たり月額）である。

注2 平成27(2015)年9月までの第3号（地方公務員）の1人当たり標準報酬額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算して算出している。

注3 平成28(2016)年度の厚生年金計、第1号（民間被用者）及び第4号（私立学校教職員）の短時間労働者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）は、平成28(2016)年度下半期（平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月まで）の平均である。

注4 平成28(2016)年度の第1号（民間被用者）の短時間労働者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）は、標準賞与総額について、「厚生年金保険・国民年金事業月報」（厚生労働省）の「標準賞与額別被保険者数」を用いて推計したものである。

注5 平成28(2016)年度の第4号（私立学校教職員）の短時間労働者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）は、標準賞与総額として、平成28(2016)年度末における短時間労働者の平成28(2016)年度下半期分（短時間労働者ではなかった期間も含む）を用いて算出したものである。

1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）の推移

女性

年度	厚生年金計		第1号(民間被用者)			第2号(国家公務員)		第3号(地方公務員)	第4号(私立学校教職員)		
		短時間労働者を除く	短時間労働者		短時間労働者を除く	短時間労働者			短時間労働者を除く	短時間労働者	
(西暦)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平成 15 (2003)	296,711	296,711	・	263,018	263,018	・	457,875	566,993	388,448	388,448	・
16 (2004)	296,339	296,339	・	263,272	263,272	・	456,725	568,606	386,872	386,872	・
17 (2005)	296,150	296,150	・	263,913	263,913	・	459,458	569,777	386,388	386,388	・
18 (2006)	295,378	295,378	・	264,486	264,486	・	456,922	567,222	385,509	385,509	・
19 (2007)	294,764	294,764	・	265,352	265,352	・	456,628	563,064	385,621	385,621	・
20 (2008)	294,485	294,485	・	266,355	266,355	・	457,270	555,794	386,333	386,333	・
21 (2009)	290,591	290,591	・	263,461	263,461	・	447,913	539,076	385,537	385,537	・
22 (2010)	290,502	290,502	・	264,493	264,493	・	442,166	529,066	384,849	384,849	・
23 (2011)	291,212	291,212	・	265,511	265,511	・	437,970	527,832	383,622	383,622	・
24 (2012)	291,722	291,722	・	266,703	266,703	・	431,137	524,353	383,466	383,466	・
25 (2013)	292,252	292,252	・	268,678	268,678	・	432,152	511,408	383,150	383,150	・
26 (2014)	295,530	295,530	・	271,132	271,132	・	447,442	525,807	384,248	384,248	・
27 (2015)	296,412	296,412	・	273,645	273,645	・	451,824	511,357	383,924	383,924	・
28 (2016)	295,762	296,790	123,751	274,335	275,339	123,532	460,013	499,948	383,459	383,987	152,609
29 (2017)	296,892	299,450	133,532	276,054	278,539	133,290	461,951	501,211	384,184	385,529	164,792
30 (2018)	300,136	303,005	141,597	279,866	282,648	141,372	466,246	501,556	386,155	387,655	171,248
令和 元 (2019)	303,056	306,155	145,083	283,172	286,181	144,838	468,341	502,566	388,300	390,023	175,191
2 (2020)	303,362	306,769	149,654	283,471	286,783	149,421	464,868	490,418	389,072	390,933	178,802
3 (2021)	307,726	311,418	152,930	288,501	292,120	152,647	468,660	482,235	392,721	394,690	187,987
4 (2022)	312,160	316,847	152,595	293,796	298,410	152,336	471,384	485,332	394,611	398,003	177,016

注1 標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者1人当たり月額）である。

注2 平成27(2015)年9月までの第3号(地方公務員)の1人当たり標準報酬額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算して算出している。

注3 平成28(2016)年度の厚生年金計、第1号(民間被用者)及び第4号(私立学校教職員)の短時間労働者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）は、平成28(2016)年度下半期(平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月まで)の平均である。

注4 平成28(2016)年度の第1号(民間被用者)の短時間労働者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）は、標準賞与総額について、「厚生年金保険・国民年金事業月報」(厚生労働省)の「標準賞与額別被保険者数」を用いて推計したものである。

注5 平成28(2016)年度の第4号(私立学校教職員)の短時間労働者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）は、標準賞与総額として、平成28(2016)年度末における短時間労働者の平成28(2016)年度下半期分(短時間労働者ではなかった期間も含む)を用いて算出したものである。

1人当たり標準報酬月額（年度）の推移

年度	厚生年金計		第1号(民間被用者)			第2号(国家公務員)		第3号(地方公務員)	第4号(私立学校教職員)		
		短時間労働者を除く	短時間労働者		短時間労働者を除く	短時間労働者			短時間労働者を除く	短時間労働者	
(西暦)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平成 15 (2003)	328,642	328,642	・	313,478	313,478	・	403,538	452,950	368,129	368,129	・
16 (2004)	327,851	327,851	・	312,974	312,974	・	403,840	451,472	367,489	367,489	・
17 (2005)	327,464	327,464	・	312,674	312,674	・	407,137	452,836	367,267	367,267	・
18 (2006)	326,494	326,494	・	312,263	312,263	・	408,122	449,788	366,265	366,265	・
19 (2007)	325,146	325,146	・	311,600	311,600	・	408,761	445,603	366,104	366,104	・
20 (2008)	324,478	324,478	・	311,619	311,619	・	411,123	439,407	366,377	366,377	・
21 (2009)	319,184	319,184	・	306,172	306,172	・	409,047	433,495	366,093	366,093	・
22 (2010)	317,297	317,297	・	304,554	304,554	・	407,739	429,452	365,340	365,340	・
23 (2011)	316,908	316,908	・	304,359	304,359	・	408,271	427,371	363,930	363,930	・
24 (2012)	316,753	316,753	・	304,848	304,848	・	399,795	423,983	363,229	363,229	・
25 (2013)	316,099	316,099	・	305,408	305,408	・	396,969	411,141	361,967	361,967	・
26 (2014)	318,340	318,340	・	306,897	306,897	・	406,806	422,635	361,484	361,484	・
27 (2015)	318,921	318,921	・	308,007	308,007	・	412,920	417,492	360,262	360,262	・
28 (2016)	318,345	318,953	126,289	307,896	308,535	126,062	415,569	413,488	358,853	359,167	161,285
29 (2017)	318,376	319,892	135,826	308,352	309,942	135,560	415,637	411,678	358,105	358,940	173,927
30 (2018)	320,459	322,157	143,252	310,870	312,648	142,997	416,367	410,886	358,910	359,849	179,596
令和 元 (2019)	322,334	324,158	146,313	312,996	314,906	146,026	416,794	411,521	359,750	360,829	184,017
2 (2020)	321,906	323,938	146,430	312,838	314,976	146,131	414,151	403,964	361,531	362,725	185,637
3 (2021)	324,415	326,616	147,879	315,728	318,053	147,527	414,362	401,341	364,075	365,346	192,944
4 (2022)	327,749	330,511	148,143	319,409	322,321	147,792	415,742	403,905	365,791	367,966	182,826

注1 標準報酬月額の年度間平均（被保険者1人当たり月額）である。

注2 平成27(2015)年9月までの第3号(地方公務員)の1人当たり標準報酬額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算して算出している。

注3 平成28(2016)年度の厚生年金計、第1号(民間被用者)及び第4号(私立学校教職員)の短時間労働者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）は、平成28(2016)年度下半期(平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月まで)の平均である。

付属資料◆長期時系列表

1人当たり標準報酬月額(年度末)の推移

年度末	厚生年金計		第1号(民間被用者)				第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号(私立学校教職員)	
	短時間労働者 を除く	短時間労働者	短時間労働者 を除く	旧農林年金	短時間労働者	短時間労働者 を除く			短時間労働者 を除く	短時間労働者
(西暦)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平成 7 (1995)	…	…	…	307,530	307,530	277,620	…	379,903	424,225	343,239
8 (1996)	…	…	…	311,344	311,344	282,375	…	385,459	432,775	348,348
9 (1997)	329,680	329,680	…	316,881	316,881	286,727	…	390,090	441,521	353,682
10 (1998)	330,032	330,032	…	316,186	316,186	289,986	…	396,612	448,151	357,706
11 (1999)	330,133	330,133	…	315,353	315,353	292,577	…	401,956	453,615	360,832
12 (2000)	333,705	333,705	…	318,688	318,688	295,153	…	410,007	458,066	366,349
13 (2001)	334,245	334,245	…	318,679	318,679	296,925	…	412,231	461,583	367,677
14 (2002)	330,167	330,167	…	314,489	314,489	…	…	406,373	456,830	369,995
15 (2003)	329,134	329,134	…	313,893	313,893	…	…	402,646	453,265	370,972
16 (2004)	328,869	328,869	…	313,679	313,679	…	…	406,543	454,605	369,692
17 (2005)	328,161	328,161	…	313,204	313,204	…	…	408,832	454,555	369,808
18 (2006)	327,016	327,016	…	312,703	312,703	…	…	409,598	450,818	368,611
19 (2007)	325,982	325,982	…	312,258	312,258	…	…	413,158	447,103	368,707
20 (2008)	325,964	325,964	…	312,813	312,813	…	…	415,247	440,923	369,017
21 (2009)	317,701	317,701	…	304,173	304,173	…	…	410,279	435,521	368,098
22 (2010)	318,633	318,633	…	305,715	305,715	…	…	408,814	431,808	367,359
23 (2011)	317,369	317,369	…	304,589	304,589	…	…	410,861	428,670	366,072
24 (2012)	318,097	318,097	…	306,131	306,131	…	…	396,555	426,746	365,461
25 (2013)	316,901	316,901	…	306,282	306,282	…	…	398,127	410,436	364,137
26 (2014)	320,058	320,058	…	308,382	308,382	…	…	413,568	425,359	364,181
27 (2015)	319,697	319,697	…	308,938	308,938	…	…	415,229	415,867	362,371
28 (2016)	318,801	320,123	127,154	308,133	309,521	126,946	418,278	417,019	360,826	361,482
29 (2017)	320,097	321,708	139,551	309,994	311,681	139,312	416,413	414,822	360,623	361,499
30 (2018)	322,403	324,175	145,036	312,678	314,533	144,795	418,188	414,638	361,680	362,674
令和 元 (2019)	324,302	326,199	147,277	314,798	316,784	146,999	417,812	415,574	363,186	364,326
2 (2020)	322,242	324,351	146,142	313,099	315,319	145,843	414,209	404,274	364,302	365,555
3 (2021)	327,270	329,550	149,290	318,593	321,003	148,938	415,280	404,211	367,258	368,585
4 (2022)	329,458	332,798	147,284	320,919	324,429	146,972	418,331	409,812	368,496	371,496
										175,424

注1 第1号(民間被用者)の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成26(2014)年度末までの第3号(地方公務員)の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

1人当たり標準報酬月額(年度末)の推移

年度末	厚生年金計		第1号(民間被用者)				第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号(私立学校教職員)	
	短時間労働者 を除く	短時間労働者	短時間労働者 を除く	旧農林年金	短時間労働者	短時間労働者 を除く			短時間労働者 を除く	短時間労働者
(西暦)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平成 7 (1995)	…	…	…	…	355,607	317,579	…	390,009	437,295	425,720
8 (1996)	…	…	…	…	359,836	322,281	…	396,041	446,084	431,372
9 (1997)	…	…	…	…	365,532	326,930	…	401,240	454,256	437,158
10 (1998)	…	…	…	…	363,777	330,354	…	408,035	460,765	441,810
11 (1999)	…	…	…	…	361,901	333,149	…	414,168	465,848	445,163
12 (2000)	…	…	…	…	365,917	335,999	…	422,664	470,713	453,972
13 (2001)	…	…	…	…	365,143	337,545	…	424,731	473,928	454,830
14 (2002)	371,231	371,231	…	359,259	359,259	…	418,791	468,926	452,891	452,891
15 (2003)	370,469	370,469	…	358,929	358,929	…	415,251	465,264	453,551	453,551
16 (2004)	370,247	370,247	…	358,651	358,651	…	419,494	466,091	451,260	451,260
17 (2005)	369,615	369,615	…	358,156	358,156	…	422,162	465,294	451,095	451,095
18 (2006)	368,604	368,604	…	357,590	357,590	…	423,633	461,820	448,596	448,596
19 (2007)	367,297	367,297	…	356,657	356,657	…	428,405	457,705	448,354	448,354
20 (2008)	367,120	367,120	…	356,961	356,961	…	431,279	451,393	447,753	447,753
21 (2009)	356,033	356,033	…	345,163	345,163	…	427,198	445,528	446,299	446,299
22 (2010)	357,431	357,431	…	347,212	347,212	…	426,248	441,664	445,117	445,117
23 (2011)	355,844	355,844	…	345,700	345,700	…	429,373	438,083	443,439	443,439
24 (2012)	356,615	356,615	…	347,494	347,494	…	413,525	435,124	442,142	442,142
25 (2013)	355,149	355,149	…	347,276	347,276	…	415,003	418,405	440,437	440,437
26 (2014)	358,903	358,903	…	349,735	349,735	…	432,059	435,550	440,051	440,051
27 (2015)	359,324	359,324	…	350,114	350,114	…	434,919	438,485	438,753	438,753
28 (2016)	359,250	359,961	140,189	350,093	350,850	139,893	438,784	439,642	437,504	437,806
29 (2017)	360,561	361,425	152,518	351,960	352,878	152,136	437,087	437,244	437,139	437,658
30 (2018)	363,204	364,139	158,491	354,960	355,953	158,108	439,348	437,299	437,541	438,136
令和 元 (2019)	365,275	366,243	160,781	357,226	358,254	160,307	438,714	438,914	439,494	440,204
2 (2020)	362,902	363,936	158,590	355,232	356,333	158,111	436,228	428,228	443,344	444,181
3 (2021)	368,752	369,857	161,267	361,563	362,744	160,714	437,147	429,956	446,559	447,449
4 (2022)	371,728	373,308	159,554	364,623	366,305	158,942	439,644	435,487	447,429	449,196
										225,823

注1 第1号(民間被用者)の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成13(2001)年度末までの第1号(民間被用者)の1人当たり標準報酬月額は第1種被保険者に係るものであり、平成14(2002)年度末以降は第1種被保険者及び第3種被保険者に係るものである。

注3 平成26(2014)年度末までの第3号(地方公務員)の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

1人当たり標準報酬月額(年度末)の推移

女性

年度末	厚生年金計				第1号(民間被用者)			(国家公務員)	(地方公務員)	第4号(私立学校教職員)		
		短時間労働者 を除く	短時間労働者		短時間労働者 を除く	旧農林年金	短時間労働者			短時間労働者 を除く	短時間労働者	
(西暦) 平成 7 (1995)	円	円	円	・	円	円	円	円	円	円	円	円
8 (1996)	…	…	・	…	213,720	218,317	・	333,598	408,706	271,920	271,920	・
9 (1997)	…	…	・	…	217,624	222,089	・	336,467	418,679	277,219	277,219	・
10 (1998)	…	…	・	…	218,915	225,133	・	341,315	425,701	281,246	281,246	・
11 (1999)	…	…	・	…	220,278	227,601	・	345,614	431,985	284,717	284,717	・
12 (2000)	…	…	・	…	222,587	229,649	・	353,791	435,870	287,732	287,732	・
13 (2001)	…	…	・	…	224,311	231,496	・	356,051	440,014	289,675	289,675	・
14 (2002)	247,618	247,618	・	224,292	224,292		・	349,385	435,826	292,222	292,222	・
15 (2003)	247,117	247,117	・	224,394	224,394		・	345,620	432,534	294,452	294,452	・
16 (2004)	247,938	247,938	・	225,663	225,663		・	349,516	434,826	294,631	294,631	・
17 (2005)	248,245	248,245	・	226,582	226,582		・	351,414	436,119	295,608	295,608	・
18 (2006)	247,940	247,940	・	227,439	227,439		・	351,080	431,968	296,186	296,186	・
19 (2007)	248,486	248,486	・	229,030	229,030		・	352,617	429,040	297,500	297,500	・
20 (2008)	249,632	249,632	・	230,952	230,952		・	353,600	423,259	299,488	299,488	・
21 (2009)	247,195	247,195	・	228,710	228,710		・	347,020	418,863	300,131	300,131	・
22 (2010)	247,851	247,851	・	229,876	229,876		・	345,864	415,591	300,763	300,763	・
23 (2011)	247,845	247,845	・	230,085	230,085		・	346,936	413,376	300,825	300,825	・
24 (2012)	249,345	249,345	・	232,046	232,046		・	339,788	413,300	301,707	301,707	・
25 (2013)	249,267	249,267	・	233,482	233,482		・	343,205	397,784	301,995	301,995	・
26 (2014)	252,162	252,162	・	235,763	235,763		・	355,295	409,325	303,715	303,715	・
27 (2015)	251,385	251,385	・	237,574	237,574		・	355,359	380,736	303,101	303,101	・
28 (2016)	250,974	252,666	121,684	237,462	239,152	121,494	357,996	382,377	302,892	303,623	148,355	148,355
29 (2017)	253,186	255,198	134,225	240,264	242,261	134,033	357,368	380,926	304,172	305,091	160,069	160,069
30 (2018)	256,103	258,306	139,685	243,623	245,810	139,489	359,593	380,906	306,915	307,953	165,456	165,456
令和元 (2019)	258,880	261,262	142,197	246,693	249,062	141,984	361,539	381,390	309,398	310,580	168,438	168,438
2 (2020)	258,557	261,243	141,778	246,518	249,212	141,537	356,887	371,152	309,747	311,005	172,298	172,298
3 (2021)	263,406	266,308	145,212	251,727	254,656	144,923	360,041	369,842	313,549	314,871	180,724	180,724
4 (2022)	266,254	270,565	143,278	255,093	259,440	143,055	365,914	375,167	316,382	319,554	162,382	162,382

注1 第1号(民間被用者)の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成26(2014)年度末までの第3号(地方公務員)の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

賃金上昇率の推移

年度	厚生年金計	第1号 (民間被用者)	第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号 (私立学校教職員)
(西暦) 平成 10 (1998)	%	%	%	%	%
11 (1999)	…	<△0.48>	<0.9>	<0.9>	<0.8>
12 (2000)	…	<△0.62>	<0.7>	<0.5>	<0.4>
13 (2001)	…	<△0.01>	<1.6>	<0.7>	<1.1>
14 (2002)	…	<△0.27>	<0.2>	<0.1>	<0.0>
15 (2003)	…	<△1.15>	<△1.7>	<△1.5>	<0.3>
16 (2004)	…	<△0.27>	<△1.5>	<△0.9>	<0.2>
17 (2005)	△0.18	△0.20	△0.4	△0.7	△1.1
18 (2006)	△0.24	△0.17	0.2	0.2	△0.7
19 (2007)	△0.25	0.01	△0.0	△0.8	△0.8
20 (2008)	△0.46	△0.07	△0.4	△0.7	△0.7
21 (2009)	△0.49	△0.26	△0.0	△1.3	△0.6
22 (2010)	△3.03	△4.06	△2.0	△3.2	△1.0
23 (2011)	△0.44	0.68	△1.5	△1.8	△0.9
24 (2012)	△0.08	△0.21	△1.4	△0.5	△1.0
25 (2013)	△0.32	0.21	△3.0	0.1	△0.7
26 (2014)	△0.14	0.13	△0.7	△2.1	△0.7
27 (2015)	1.06	0.99	3.75	3.46	△0.33
28 (2016)	0.33	0.50	1.28	△0.24	△0.55
29 (2017)	△0.05	0.03	1.09	0.32	△0.72
30 (2018)	0.26	0.41	0.32	0.47	△0.46
令和元 (2019)	0.79	0.95	0.65	0.38	△0.31
2 (2020)	0.60	0.70	0.16	0.60	△0.18
3 (2021)	0.52	△0.51	△1.10	△1.58	△0.24
4 (2022)	1.04	1.26	0.21	△1.14	0.40
	1.39	1.67	△0.55	0.43	△0.27

注1 性及び年齢構成の変動(第2号から第4号までは年齢構成の変動)による影響を控除した賃金上昇率である。

注2 平成27(2015)年度までの第3号(地方公務員)の賃金上昇率は、標準報酬月額について「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額を用いて算出している。

注3 <>の数値は、標準報酬月額ベースである。

付属資料◆長期時系列表

標準報酬総額（総報酬ベース・年度間累計）の推移

年度	厚生年金計		第1号(民間被用者)		第2号(国家公務員)		第3号(地方公務員)		第4号(私立学校教職員)	
		短時間労働者を除く		短時間労働者を除く	短時間労働者		短時間労働者を除く	短時間労働者		短時間労働者を除く
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 15 (2003)	1,784,125	1,784,125	·	1,458,725	1,458,725	·	71,088	228,236	26,076	26,076
16 (2004)	1,791,464	1,791,464	·	1,468,506	1,468,506	·	70,717	225,979	26,263	26,263
17 (2005)	1,806,849	1,806,849	·	1,487,083	1,487,083	·	70,654	222,616	26,495	26,495
18 (2006)	1,832,350	1,832,350	·	1,516,357	1,516,357	·	70,337	218,829	26,827	26,827
19 (2007)	1,859,319	1,859,319	·	1,548,385	1,548,385	·	69,827	213,998	27,109	27,109
20 (2008)	1,865,454	1,865,454	·	1,560,260	1,560,260	·	69,815	207,916	27,462	27,462
21 (2009)	1,786,670	1,786,670	·	1,492,011	1,492,011	·	68,463	198,596	27,600	27,600
22 (2010)	1,779,480	1,779,480	·	1,492,051	1,492,051	·	67,137	192,503	27,788	27,788
23 (2011)	1,784,781	1,784,781	·	1,499,487	1,499,487	·	67,065	190,187	28,041	28,041
24 (2012)	1,789,398	1,789,398	·	1,508,544	1,508,544	·	64,964	187,618	28,272	28,272
25 (2013)	1,804,817	1,804,817	·	1,529,641	1,529,641	·	64,500	182,105	28,572	28,572
26 (2014)	1,853,773	1,853,773	·	1,569,605	1,569,605	·	67,505	187,571	29,091	29,091
27 (2015)	1,896,341	1,896,341	·	1,611,726	1,611,726	·	68,744	186,294	29,577	29,577
28 (2016)	1,945,852	1,943,748	2,104	1,659,457	1,657,370	2,086	69,880	186,392	30,123	30,105
29 (2017)	2,004,021	1,997,959	6,062	1,716,136	1,710,128	6,008	70,237	186,983	30,665	30,611
30 (2018)	2,052,704	2,045,216	7,488	1,763,725	1,756,303	7,422	70,841	186,981	31,157	31,091
令和 元 (2019)	2,093,630	2,085,240	8,390	1,802,599	1,794,289	8,310	71,105	188,228	31,699	31,619
2 (2020)	2,095,606	2,085,947	9,659	1,799,640	1,790,072	9,568	71,025	192,668	32,272	32,181
3 (2021)	2,127,839	2,117,202	10,638	1,830,599	1,820,067	10,532	71,399	192,919	32,921	32,815
4 (2022)	2,178,280	2,165,091	13,189	1,883,094	1,870,067	13,027	70,861	190,974	33,351	33,189
										162

注1 年度間累計の額である。

注2 平成27(2015)年9月までの第3号(地方公務員)は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

注3 第1号(民間被用者)の平成28(2016)年度の短時間労働者の標準報酬総額(総報酬ベース・年度累計)は、平成28(2016)年度下半期(平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月まで)の累計であり、標準賞与総額について、「厚生年金保険・国民年金事業月報」(厚生労働省)の「標準賞与額別被保険者数」を用いて推計したものである。

注4 第4号(私立学校教職員)の平成28(2016)年度の短時間労働者の標準報酬総額(総報酬ベース・年度累計)は、平成28(2016)年度下半期(平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月まで)の累計であり、標準賞与総額として、平成28(2016)年度末における短時間労働者の平成28(2016)年度下半期分(短時間労働者ではなかった期間も含む)を用いて算出している。

標準報酬月額(年度間累計)の推移

年度	厚生年金計		第1号(民間被用者)				第2号(国家公務員)	第3号(地方公務員)	第4号(私立学校教職員)			
		短時間労働者を除く	短時間労働者	短時間労働者を除く		短時間労働者			短時間労働者を除く	短時間労働者		
				旧三共済	旧農林年金							
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円		
平成 7 (1995)	1,490,326	1,490,326	·	1,215,248	1,215,248	23,136	16,873	·	50,431	168,207		
8 (1996)	1,515,977	1,515,977	·	1,235,867	1,235,867	23,431	16,986	·	51,314	171,635		
9 (1997)	1,541,603	1,541,603	·	1,281,286	1,281,286	16,898	16,898	·	51,893	174,521		
10 (1998)	1,535,358	1,535,358	·	1,272,631	1,272,631	16,787	16,787	·	52,368	176,293		
11 (1999)	1,512,606	1,512,606	·	1,247,826	1,247,826	16,714	16,714	·	52,854	177,712		
12 (2000)	1,505,781	1,505,781	·	1,240,660	1,240,660	16,598	16,598	·	54,319	176,426		
13 (2001)	1,497,374	1,497,374	·	1,231,930	1,231,930	16,410	16,410	·	54,583	176,435		
14 (2002)	1,482,247	1,482,247	·	1,233,692	1,233,692	·	·	·	54,065	175,486		
15 (2003)	1,462,950	1,462,950	·	1,219,199	1,219,199	·	·	·	52,860	171,616		
16 (2004)	1,467,412	1,467,412	·	1,226,226	1,226,226	·	·	·	52,582	169,031		
17 (2005)	1,482,266	1,482,266	·	1,242,451	1,242,451	·	·	·	52,733	167,237		
18 (2006)	1,503,546	1,503,546	·	1,266,562	1,266,562	·	·	·	52,631	164,165		
19 (2007)	1,528,412	1,528,412	·	1,295,378	1,295,378	·	·	·	52,262	160,286		
20 (2008)	1,539,977	1,539,977	·	1,311,201	1,311,201	·	·	·	52,350	155,580		
21 (2009)	1,496,450	1,496,450	·	1,271,939	1,271,939	·	·	·	51,945	151,471		
22 (2010)	1,487,561	1,487,561	·	1,266,338	1,266,338	·	·	·	51,392	148,500		
23 (2011)	1,489,947	1,489,947	·	1,269,651	1,269,651	·	·	·	51,920	146,776		
24 (2012)	1,496,689	1,496,689	·	1,279,299	1,279,299	·	·	·	50,615	144,936		
25 (2013)	1,507,872	1,507,872	·	1,295,735	1,295,735	·	·	·	50,084	139,944		
26 (2014)	1,543,326	1,543,326	·	1,325,322	1,325,322	·	·	·	51,656	143,820		
27 (2015)	1,577,438	1,577,438	·	1,359,708	1,359,708	·	·	·	52,672	142,133		
28 (2016)	1,619,115	1,617,089	2,026	1,401,424	1,399,414	·	2,010	53,229	141,097	23,364		
29 (2017)	1,665,844	1,659,988	5,856	1,447,779	1,441,976	·	5,804	53,407	140,868	23,790		
30 (2018)	1,705,479	1,698,245	7,234	1,487,111	1,479,940	·	7,171	53,594	140,538	24,236		
令和 元 (2019)	1,741,142	1,733,037	8,105	1,521,337	1,513,309	·	8,028	53,777	141,346	24,682		
2 (2020)	1,751,368	1,742,248	9,119	1,527,045	1,518,013	·	9,032	53,846	145,236	25,240		
3 (2021)	1,774,426	1,764,463	9,963	1,548,242	1,538,380	·	9,862	54,043	146,396	25,744		
4 (2022)	1,814,056	1,801,638	12,419	1,588,903	1,576,638	·	12,265	53,997	144,986	26,171		
										154		

注1 年度間累計の額である。

注2 第1号(民間被用者)の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以後は旧農林年金を含まない。

注3 平成27(2015)年9月までの第3号(地方公務員)は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

注4 第1号(民間被用者)及び第4号(私立学校教職員)の平成28(2016)年度の短時間労働者の標準報酬月額は、平成28(2016)年度下半期(平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月まで)の累計である。

(2) 公的年金各制度の受給権者数等の推移

受給権者数の推移

年度末	旧厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
昭和 40 (1965)	602	191	6	73	101	3	70
45 (1970)	1,235	241	24	155	275	8	177
50 (1975)	2,449	300	54	257	469	18	3,119
51 (1976)	2,894	312	62	277	523	23	3,877
52 (1977)	3,391	327	70	298	573	28	4,505
53 (1978)	3,881	345	78	323	622	32	5,124
54 (1979)	4,334	366	87	347	679	37	5,691
55 (1980)	4,773	388	95	372	737	42	6,256
56 (1981)	5,255	415	106	398	802	47	6,778
57 (1982)	5,745	444	116	422	874	53	7,304
58 (1983)	6,256	477	128	449	944	58	7,831
59 (1984)	6,797	505	140	476	1,016	63	8,316
60 (1985)	7,384	565	152	511	1,092	69	8,837
61 (1986)	8,003	581	163	542	1,153	76	9,956
62 (1987)	8,642	610	172	573	1,213	84	10,357
63 (1988)	9,279	611	183	605	1,284	90	10,692
平成 元 (1989)	9,919	620	194	636	1,351	97	11,042
2 (1990)	10,519	629	205	663	1,415	116	11,362
3 (1991)	11,092	630	216	685	1,480	124	12,028
4 (1992)	11,803	632	227	707	1,542	132	12,759
5 (1993)	12,535	632	238	726	1,600	140	13,559
6 (1994)	13,273	635	251	746	1,654	148	14,312
7 (1995)	14,448	638 (633)	266	778	1,747	173	15,152
8 (1996)	15,239	636 (632)	278	794	1,793	185	16,010
9 (1997)	16,813		290	810	1,848	193	16,987
10 (1998)	17,679		303	823	1,898	203	17,871
11 (1999)	18,571		315	835	1,942	213	18,795
12 (2000)	19,529		331	862	1,984	224	19,737
13 (2001)	20,559	348		883	2,049	235	20,669
14 (2002)	21,980			906	2,109	246	21,653
15 (2003)	23,148			933	2,174	258	22,544
16 (2004)	24,233			962	2,240	271	23,431
17 (2005)	25,110			984	2,289	281	24,393
18 (2006)	26,155			1,009	2,345	293	25,420
19 (2007)	27,502			1,046	2,436	309	26,387
20 (2008)	29,072			1,094	2,543	329	27,433
21 (2009)	30,581			1,139	2,645	348	28,286
22 (2010)	31,982			1,178	2,742	370	28,857
23 (2011)	33,034			1,210	2,830	389	29,649
24 (2012)	34,053			1,243	2,915	409	30,853
25 (2013)	34,555			1,245	2,919	421	31,964
26 (2014)	35,258			1,262	2,981	440	32,997
27 (2015)	35,999			1,280	3,055	467	33,832
28 (2016)	36,257			1,279	3,065	486	34,470
29 (2017)	37,179			1,293	3,117	513	35,469
30 (2018)	37,347			1,314	3,185	541	35,933
令和 元 (2019)	37,355			1,303	3,157	552	36,287
2 (2020)	37,684			1,312	3,183	573	36,604
3 (2021)	37,685			1,320	3,237	598	36,791
4 (2022)	37,488			1,309	3,198	602	36,818

注 1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注 2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注 3 旧厚生年金は昭和60(1985)年度以前の船員保険に係る分を含む。

注 4 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注 5 旧三共済の受給権者数には船員給付及び公務災害給付の受給権者を含む。また、平成7(1995)・8(1996)年度の()内の数は、これらを含まない数である。

注 6 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

付属資料◆長期時系列表

受給権者数（老齢・退年相当）の推移

年度末	旧厚生年金 千人	旧三共済 千人	旧農林年金 千人	国共済 千人	地共済 千人	私学共済 千人	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金 千人
(西暦)							
昭和 40 (1965)	203	133	3	54	82	2	—
45 (1970)	534	170	18	120	228	4	—
50 (1975)	1,056	212	38	201	373	6	2,731
51 (1976)	1,262	220	43	216	414	7	3,395
52 (1977)	1,468	232	47	232	449	8	3,920
53 (1978)	1,676	246	51	250	484	9	4,426
54 (1979)	1,874	263	56	269	526	10	4,912
55 (1980)	2,063	281	60	287	568	10	5,324
56 (1981)	2,279	305	66	307	616	11	5,671
57 (1982)	2,508	330	72	325	671	13	5,994
58 (1983)	2,787	359	79	345	722	14	6,305
59 (1984)	3,047	383	85	365	776	15	6,570
60 (1985)	3,342	437	92	391	830	17	6,846
61 (1986)	3,651	448	97	414	872	19	7,052
62 (1987)	3,938	467	100	436	916	20	7,246
63 (1988)	4,222	469	105	459	959	22	7,410
平成 元 (1989)	4,507	472	109	481	1,004	24	7,577
2 (1990)	4,760	477	112	498	1,045	29	7,726
3 (1991)	4,993	473	116	511	1,087	31	8,330
4 (1992)	5,293	470	120	524	1,127	33	9,039
5 (1993)	5,598	465	123	534	1,164	36	9,822
6 (1994)	5,921	462	128	543	1,197	38	10,568
7 (1995)	6,592	459	133	565	1,266	49	11,400
8 (1996)	6,933	453	136	570	1,290	54	12,276
9 (1997)	7,822		140	576	1,322	57	13,276
10 (1998)	8,217		144	579	1,349	60	14,186
11 (1999)	8,580		147	580	1,372	64	15,090
12 (2000)	9,014		151	592	1,394	68	16,061
13 (2001)	9,486		157	601	1,434	72	17,030
14 (2002)	10,145			610	1,471	77	18,053
15 (2003)	10,690			620	1,511	81	18,985
16 (2004)	11,167			629	1,552	86	19,915
17 (2005)	11,523			633	1,578	89	20,929
18 (2006)	11,984			639	1,610	94	22,007
19 (2007)	12,596			653	1,673	99	23,031
20 (2008)	13,236			668	1,746	105	24,111
21 (2009)	13,854			682	1,818	111	25,015
22 (2010)	14,413			691	1,882	116	25,642
23 (2011)	14,840			698	1,939	120	26,504
24 (2012)	15,233			705	1,991	125	27,782
25 (2013)	15,230			694	1,978	126	28,968
26 (2014)	15,422			691	2,012	129	30,069
27 (2015)	15,684			692	2,054	133	30,964
28 (2016)	15,688			674	2,033	133	31,657
29 (2017)	15,900			666	2,053	135	32,247
30 (2018)	16,087			666	2,089	138	32,664
令和 元 (2019)	15,987			649	2,055	137	32,992
2 (2020)	16,100			643	2,060	139	33,282
3 (2021)	16,180			638	2,086	141	33,429
4 (2022)	15,997			620	2,041	140	33,416

注 1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注 2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注 3 旧厚生年金は昭和60(1985)年度以前の船員保険に係る分を含む。

注 4 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注 5 私学共済の老齢・退年相当受給権者数には恩賜年金を含む。

注 6 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

受給権者数（老齢・退年相当）の推移

男性

年度末	旧厚生年金	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成 9 (1997)	5,345	109	489	934	34	5,165
10 (1998)	5,609	111	490	950	36	5,612
11 (1999)	5,900	112	491	963	38	6,060
12 (2000)	6,213	115	500	974	40	6,542
13 (2001)	6,527	118	507	996	43	7,018
14 (2002)	6,988		513	1,017	46	7,511
15 (2003)	7,363		521	1,039	49	7,952
16 (2004)	7,683		528	1,061	52	8,402
17 (2005)	7,918		530	1,073	54	8,888
18 (2006)	8,232		535	1,089	57	9,410
19 (2007)	8,646		546	1,127	60	9,905
20 (2008)	9,080		559	1,171	64	10,416
21 (2009)	9,501		570	1,216	67	10,838
22 (2010)	9,874		578	1,253	70	11,120
23 (2011)	10,153		583	1,284	73	11,524
24 (2012)	10,413		589	1,310	76	12,121
25 (2013)	10,301		580	1,299	76	12,665
26 (2014)	10,404		577	1,313	78	13,156
27 (2015)	10,582		577	1,333	80	13,548
28 (2016)	10,498		562	1,316	80	13,836
29 (2017)	10,629		555	1,322	82	14,072
30 (2018)	10,816		555	1,338	83	14,228
令和 元 (2019)	10,667		541	1,311	83	14,348
2 (2020)	10,716		536	1,308	84	14,454
3 (2021)	10,828		533	1,317	85	14,484
4 (2022)	10,600		518	1,285	84	14,443

女性

年度末	旧厚生年金	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成 9 (1997)	2,477	32	87	388	23	8,110
10 (1998)	2,608	33	89	399	25	8,574
11 (1999)	2,681	34	90	409	26	9,030
12 (2000)	2,801	36	92	420	27	9,519
13 (2001)	2,959	39	94	437	29	10,012
14 (2002)	3,157		97	454	30	10,542
15 (2003)	3,328		99	472	32	11,033
16 (2004)	3,483		101	491	34	11,512
17 (2005)	3,605		103	505	35	12,040
18 (2006)	3,752		104	521	37	12,597
19 (2007)	3,950		107	547	39	13,126
20 (2008)	4,157		109	574	41	13,695
21 (2009)	4,353		112	602	43	14,177
22 (2010)	4,539		113	629	45	14,522
23 (2011)	4,687		115	655	47	14,980
24 (2012)	4,820		116	681	49	15,660
25 (2013)	4,929		115	679	49	16,303
26 (2014)	5,018		115	698	51	16,914
27 (2015)	5,102		114	721	53	17,416
28 (2016)	5,190		112	717	53	17,821
29 (2017)	5,270		111	731	54	18,176
30 (2018)	5,271		111	751	55	18,436
令和 元 (2019)	5,320		108	744	55	18,644
2 (2020)	5,384		107	753	55	18,828
3 (2021)	5,352		105	769	56	18,945
4 (2022)	5,396		102	757	56	18,973

注1 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注2 旧厚生年金は昭和60(1985)年度以前の船員保険に係る分を含む。

注3 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注4 私学共済の老齢・退年相当受給権者数には恩賜年金を含む。

注5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

付属資料◆長期時系列表

受給権者数（通老・通退相当）の推移

年度末	旧厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成 7 (1995)	4,603	3	75	25	88	93	2,109
8 (1996)	4,920	3	81	28	92	97	2,063
9 (1997)	5,299		85	30	95	101	2,011
10 (1998)	5,625		91	32	98	105	1,952
11 (1999)	5,975		97	35	101	109	1,890
12 (2000)	6,352		105	39	104	114	1,829
13 (2001)	6,764		113	43	112	119	1,764
14 (2002)	7,299			49	117	124	1,697
15 (2003)	7,770			58	123	129	1,625
16 (2004)	8,225			70	129	135	1,552
17 (2005)	8,591			80	135	140	1,474
18 (2006)	9,031			91	142	146	1,396
19 (2007)	9,627			108	154	154	1,317
20 (2008)	10,412			131	172	166	1,254
21 (2009)	11,180			154	190	177	1,178
22 (2010)	11,856			176	207	192	1,086
23 (2011)	12,352			193	225	204	991
24 (2012)	12,862			211	247	218	895
25 (2013)	13,258			220	255	226	802
26 (2014)	13,662			232	273	239	712
27 (2015)	14,042			246	298	257	625
28 (2016)	14,202			257	321	273	542
29 (2017)	14,832			274	346	296	927
30 (2018)	14,723			290	372	319	945
令和 元 (2019)	14,754			293	374	327	944
2 (2020)	14,901			305	390	345	938
3 (2021)	14,740			319	418	365	934
4 (2022)	14,660			324	424	369	935

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注3 旧厚生年金は昭和60(1985)年度以前の船員保険に係る分を含む。

注4 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

受給権者数（障害年金）の推移

年度末	旧厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成 7 (1995)	372	5	5	11	28	1	1,309
8 (1996)	380	5	5	11	29	1	1,338
9 (1997)	393		5	11	30	2	1,370
10 (1998)	404		5	11	30	2	1,402
11 (1999)	415		5	12	31	2	1,437
12 (2000)	425		6	12	32	2	1,473
13 (2001)	436		6	13	32	2	1,508
14 (2002)	452			13	34	2	1,543
15 (2003)	463			13	35	2	1,580
16 (2004)	476			14	37	2	1,619
17 (2005)	487			14	38	2	1,655
18 (2006)	497			15	40	2	1,692
19 (2007)	507			15	41	2	1,726
20 (2008)	516			15	43	2	1,763
21 (2009)	524			16	44	2	1,799
22 (2010)	541			16	46	3	1,839
23 (2011)	553			17	47	3	1,870
24 (2012)	564			17	49	3	1,902
25 (2013)	573			18	50	3	1,931
26 (2014)	584			18	51	3	1,959
27 (2015)	594			19	52	4	1,991
28 (2016)	605			19	53	4	2,025
29 (2017)	616			19	54	4	2,056
30 (2018)	629			20	55	5	2,088
令和 元 (2019)	643			20	56	5	2,121
2 (2020)	659			21	57	5	2,158
3 (2021)	677			21	57	5	2,204
4 (2022)	695			22	58	6	2,245

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注3 旧厚生年金は昭和60(1985)年度以前の船員保険に係る分を含む。

注4 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

受給権者数（遺族年金）の推移

年度末	旧厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦) 平成 7 (1995)	千人 2,881	千人 166	千人 53	千人 176	千人 364	千人 30	千人 334
8 (1996)	3,006	171	56	184	382	32	332
9 (1997)	3,299		59	192	401	34	331
10 (1998)	3,433		62	200	420	36	331
11 (1999)	3,601		66	208	438	38	377
12 (2000)	3,737		69	218	454	40	373
13 (2001)	3,873		73	226	470	42	367
14 (2002)		4,084		234	488	44	360
15 (2003)		4,225		241	505	46	353
16 (2004)		4,365		249	522	48	345
17 (2005)		4,509		257	538	49	335
18 (2006)		4,644		264	553	51	325
19 (2007)		4,772		270	567	53	314
20 (2008)		4,908		279	582	55	305
21 (2009)		5,022		287	593	57	295
22 (2010)		5,171		295	606	60	291
23 (2011)		5,290		302	618	62	284
24 (2012)		5,393		309	628	64	274
25 (2013)		5,493		313	637	67	263
26 (2014)		5,590		321	645	69	257
27 (2015)		5,678		323	652	73	252
28 (2016)		5,762		329	658	75	247
29 (2017)		5,832		334	664	78	239
30 (2018)		5,907		338	669	80	235
令和 元 (2019)		5,970		340	672	83	230
2 (2020)		6,024		343	676	84	226
3 (2021)		6,087		342	676	87	224
4 (2022)		6,137		344	675	88	223

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注3 旧厚生年金は昭和60(1985)年度以前の船員保険に係る分を含む。

注4 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

受給者数の推移

年度末	旧厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦) 平成 7 (1995)	千人 13,621	千人 ...	千人 258	千人 ...	千人 1,680	千人 158	千人 14,751
8 (1996)	14,324	...	270	...	1,729	168	15,611
9 (1997)	15,778		283	...	1,783	177	16,585
10 (1998)	16,503		294	...	1,833	186	17,469
11 (1999)	17,233		305	811	1,875	196	18,362
12 (2000)	18,074		320	837	1,913	207	19,304
13 (2001)	19,005		336	857	1,970	217	20,238
14 (2002)	20,315			879	2,029	222	21,222
15 (2003)	21,369			906	2,088	234	22,111
16 (2004)	22,334			933	2,152	247	22,997
17 (2005)	23,156			956	2,206	259	23,954
18 (2006)	24,043			980	2,253	273	24,968
19 (2007)	25,226			1,016	2,325	287	25,925
20 (2008)	26,684			1,059	2,426	305	26,949
21 (2009)	28,141			1,105	2,520	323	27,787
22 (2010)	29,433			1,144	2,613	345	28,343
23 (2011)	30,479			1,174	2,700	363	29,122
24 (2012)	31,535			1,206	2,783	384	30,305
25 (2013)	32,164			1,215	2,826	401	31,397
26 (2014)	32,932			1,232	2,882	421	32,409
27 (2015)	33,703			1,253	2,945	449	33,229
28 (2016)	34,094			1,250	2,954	468	33,858
29 (2017)	35,060			1,260	2,995	493	34,839
30 (2018)	35,296			1,274	3,048	517	35,294
令和 元 (2019)	35,432			1,265	3,024	531	35,645
2 (2020)	35,815			1,274	3,050	552	35,961
3 (2021)	35,878			1,280	3,100	577	36,142
4 (2022)	35,981			1,277	3,080	589	36,164

注1 受給者数（受給権者のうち、年金が全額支給停止されている者を除く人數）の推移である。

注2 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注3 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注4 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

付属資料◆長期時系列表

受給権者の年金総額の推移

年度末	旧厚生年金	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	183,438	3,623	16,845	40,053	1,922	245,880	79,731	325,612
8 (1996)	189,722	3,710	16,935	40,437	2,043	252,847	86,324	339,171
9 (1997)	197,655	3,806	17,013	41,059	2,117	261,651	93,767	355,418
10 (1998)	207,943	3,947	17,290	42,287	2,232	273,699	102,532	376,231
11 (1999)	216,023	4,036	17,331	42,901	2,327	282,619	110,700	393,318
12 (2000)	223,292	4,129	17,557	43,257	2,432	290,668	118,360	409,028
13 (2001)	228,204	4,180	17,534	43,789	2,497	296,204	125,830	422,034
14 (2002)	239,806		17,656	44,435	2,587	304,484	133,598	438,082
15 (2003)	246,729		17,690	44,892	2,675	311,987	139,433	451,420
16 (2004)	249,103		17,588	45,006	2,729	314,428	145,923	460,351
17 (2005)	253,435		17,621	45,471	2,803	319,330	153,501	472,831
18 (2006)	256,032		17,634	45,785	2,888	322,340	161,000	483,339
19 (2007)	258,382		17,588	46,177	2,946	325,093	168,545	493,638
20 (2008)	264,550		17,725	47,179	3,035	332,490	176,689	509,179
21 (2009)	270,481		17,919	48,274	3,142	339,816	183,568	523,385
22 (2010)	274,359		17,852	48,727	3,208	344,146	188,595	532,741
23 (2011)	278,741		17,876	49,478	3,292	349,387	194,491	543,878
24 (2012)	279,061		17,865	49,950	3,372	350,248	203,362	553,610
25 (2013)	269,809		16,801	46,856	3,309	336,775	210,072	546,847
26 (2014)	268,547		16,613	46,857	3,365	335,382	216,663	552,046
27 (2015)	270,460		16,638	47,570	3,497	338,165	225,500	563,665
28 (2016)	268,132		16,167	46,489	3,504	334,291	230,966	565,257
29 (2017)	268,863		15,854	46,072	3,536	334,324	236,514	570,839
30 (2018)	267,035		15,652	45,920	3,575	332,182	240,297	572,479
令和 元 (2019)	264,361		15,249	44,878	3,583	328,071	243,670	571,741
2 (2020)	264,886		15,036	44,654	3,616	328,192	247,137	575,329
3 (2021)	264,180		14,721	44,486	3,660	327,047	248,936	575,983
4 (2022)	259,858		14,258	43,195	3,628	320,939	248,889	569,829

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済（船員給付及び公務災害給付の受給権者に係る分を除く。）を含む。

注4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の年金総額の合計である。

(参考) 国共済、地共済及び私学共済の経過的職域加算を含めた場合

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	270,460	16,679	47,776	3,509	338,423	225,500	563,924
28 (2016)	268,132	16,318	47,113	3,540	335,102	230,966	566,068
29 (2017)	268,863	16,128	47,215	3,603	335,809	236,514	572,324
30 (2018)	267,035	16,064	47,617	3,676	334,391	240,297	574,689
令和 元 (2019)	264,361	15,725	46,837	3,702	330,625	243,670	574,295
2 (2020)	264,886	15,576	46,829	3,752	331,043	247,137	578,180
3 (2021)	264,180	15,337	46,916	3,814	330,246	248,936	579,182
4 (2022)	259,858	14,910	45,712	3,790	324,271	248,889	573,160

受給権者（老齢・退年相当）の年金総額の推移

年度末	旧厚生年金	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	134,094	2,690	13,979	33,686	1,193	185,642	61,091	246,732
8 (1996)	138,338	2,730	13,935	33,769	1,286	190,058	67,546	257,604
9 (1997)	144,158	2,781	13,888	34,088	1,340	196,255	74,846	271,102
10 (1998)	151,383	2,860	13,985	34,889	1,423	204,539	83,123	287,663
11 (1999)	156,716	2,895	13,880	35,165	1,489	210,144	90,629	300,773
12 (2000)	161,781	2,940	13,947	35,244	1,569	215,480	98,136	313,617
13 (2001)	164,588	2,947	13,803	35,463	1,615	218,416	105,494	323,910
14 (2002)		172,892	13,794	35,810	1,685	224,182	113,159	337,341
15 (2003)		178,098	13,732	36,031	1,758	229,618	119,062	348,680
16 (2004)		178,722	13,520	35,886	1,796	229,924	125,497	355,421
17 (2005)		181,326	13,433	36,052	1,849	232,660	133,014	365,673
18 (2006)	182,849		13,351	36,137	1,911	234,249	140,499	374,748
19 (2007)	183,441		13,215	36,272	1,949	234,878	148,004	382,882
20 (2008)	187,323		13,216	36,985	2,008	239,531	156,055	395,587
21 (2009)	191,674		13,285	37,845	2,082	244,886	162,870	407,757
22 (2010)	193,121		13,104	38,053	2,123	246,401	167,785	414,186
23 (2011)	195,962		13,053	38,613	2,180	249,808	173,695	423,502
24 (2012)	195,817		12,965	38,921	2,231	249,934	182,635	432,569
25 (2013)	186,575		11,977	36,047	2,174	236,773	189,603	426,375
26 (2014)	184,810		11,726	35,976	2,207	234,718	196,342	431,060
27 (2015)	185,463		11,694	36,462	2,269	235,889	204,948	440,837
28 (2016)	182,442		11,207	35,364	2,255	231,267	210,352	441,620
29 (2017)	181,658		10,876	34,911	2,256	229,701	214,839	444,540
30 (2018)	180,125		10,658	34,734	2,258	227,775	218,361	446,137
令和 元 (2019)	176,993		10,282	33,713	2,244	223,233	221,494	444,727
2 (2020)	176,759		10,082	33,471	2,255	222,568	224,660	447,227
3 (2021)	175,942		9,851	33,376	2,265	221,434	226,120	447,554
4 (2022)	171,912		9,455	32,259	2,227	215,853	225,819	441,672

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含む。

注4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の年金総額の合計である。

(参考) 国共済、地共済及び私学共済の経過的職域加算を含めた場合

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	185,463	11,733	36,657	2,278	236,131	204,948	441,079
28 (2016)	182,442	11,331	35,920	2,282	231,975	210,352	442,327
29 (2017)	181,658	11,100	35,925	2,308	230,990	214,839	445,829
30 (2018)	180,125	10,994	36,238	2,335	229,691	218,361	448,052
令和 元 (2019)	176,993	10,661	35,423	2,332	225,410	221,494	446,904
2 (2020)	176,759	10,502	35,340	2,353	224,955	224,660	449,615
3 (2021)	175,942	10,323	35,438	2,374	224,078	226,120	450,198
4 (2022)	171,912	9,941	34,356	2,339	218,549	225,819	444,368

付属資料◆長期時系列表

受給権者（通老・通退相当）の年金総額の推移

年度末	旧厚生年金	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	16,411	339	183	654	496	18,084	4,361	22,444
8 (1996)	17,056	352	193	659	511	18,770	4,281	23,052
9 (1997)	17,835	362	200	662	516	19,575	4,185	23,761
10 (1998)	18,775	378	210	674	531	20,568	4,151	24,720
11 (1999)	19,580	390	217	675	540	21,402	4,059	25,461
12 (2000)	20,287	404	226	680	548	22,145	3,945	26,090
13 (2001)	20,898	411	234	702	551	22,796	3,821	26,618
14 (2002)	21,965		245	707	555	23,473	3,692	27,164
15 (2003)	22,536		258	708	559	24,061	3,522	27,582
16 (2004)	22,886		270	704	560	24,420	3,368	27,789
17 (2005)	23,071		282	705	565	24,624	3,216	27,840
18 (2006)	22,903		294	706	573	24,476	3,054	27,530
19 (2007)	23,271		305	711	577	24,864	2,895	27,759
20 (2008)	24,176		324	729	590	25,819	2,749	28,568
21 (2009)	24,571		346	752	605	26,275	2,589	28,864
22 (2010)	25,399		360	762	612	27,132	2,401	29,534
23 (2011)	25,995		377	785	623	27,780	2,197	29,977
24 (2012)	25,703		398	811	636	27,548	1,993	29,542
25 (2013)	25,430		387	775	619	27,211	1,779	28,990
26 (2014)	25,559		400	789	627	27,375	1,578	28,953
27 (2015)	25,546		422	833	656	27,456	1,407	28,864
28 (2016)	25,615		429	832	659	27,536	1,227	28,763
29 (2017)	26,691		446	855	676	28,668	2,124	30,792
30 (2018)	25,854		468	893	696	27,912	2,162	30,074
令和 元 (2019)	25,847		472	887	702	27,908	2,167	30,075
2 (2020)	26,186		491	916	719	28,313	2,170	30,482
3 (2021)	25,966		513	958	741	28,177	2,175	30,352
4 (2022)	25,704		520	952	740	27,916	2,187	30,103

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含む。

注4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の年金総額の合計である。

(参考) 国共済、地共済及び私学共済の経過の職域加算を含めた場合

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	25,546	423	836	657	27,462	1,407	28,869
28 (2016)	25,615	434	842	664	27,554	1,227	28,782
29 (2017)	26,691	455	877	685	28,707	2,124	30,831
30 (2018)	25,854	483	930	710	27,978	2,162	30,140
令和 元 (2019)	25,847	490	931	719	27,987	2,167	30,154
2 (2020)	26,186	513	968	738	28,406	2,170	30,576
3 (2021)	25,966	541	1,020	763	28,290	2,175	30,465
4 (2022)	25,704	550	1,019	764	28,036	2,187	30,223

受給権者（障害年金）の年金総額の推移

年度末	旧厚生年金	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	3,899	65	183	534	19	4,700	11,866	16,566
8 (1996)	3,904	66	181	531	20	4,702	12,097	16,799
9 (1997)	3,910	66	180	528	19	4,704	12,344	17,048
10 (1998)	4,001	68	181	534	20	4,805	12,821	17,626
11 (1999)	4,064	69	180	536	21	4,869	13,216	18,085
12 (2000)	4,095	70	183	532	21	4,901	13,505	18,406
13 (2001)	4,130	70	184	535	21	4,941	13,782	18,722
14 (2002)	4,225		185	541	22	4,973	14,064	19,037
15 (2003)	4,223		186	546	22	4,978	14,236	19,213
16 (2004)	4,263		186	555	23	5,028	14,507	19,534
17 (2005)	4,297		187	566	24	5,074	14,788	19,862
18 (2006)	4,311		188	575	24	5,098	15,045	20,143
19 (2007)	4,342		189	587	25	5,143	15,323	20,466
20 (2008)	4,365		192	601	25	5,182	15,628	20,810
21 (2009)	4,384		193	610	26	5,213	15,922	21,136
22 (2010)	4,464		195	621	27	5,308	16,254	21,561
23 (2011)	4,488		196	627	28	5,338	16,497	21,835
24 (2012)	4,505		198	630	28	5,361	16,703	22,064
25 (2013)	4,472		196	626	28	5,321	16,752	22,074
26 (2014)	4,463		194	629	29	5,314	16,853	22,167
27 (2015)	4,527		200	641	42	5,410	17,264	22,674
28 (2016)	4,552		199	641	43	5,435	17,533	22,968
29 (2017)	4,572		200	639	44	5,454	17,753	23,207
30 (2018)	4,617		201	637	46	5,500	18,002	23,501
令和 元 (2019)	4,672		202	638	47	5,559	18,269	23,828
2 (2020)	4,745		202	641	48	5,636	18,595	24,231
3 (2021)	4,817		201	635	49	5,703	18,947	24,650
4 (2022)	4,862		201	630	51	5,744	19,205	24,949

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含む。

注4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の年金総額の合計である。

(参考) 国共済、地共済及び私学共済の経過の職域加算を含めた場合

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
27 (2015)	4,527	200	641	42	5,410	17,264	22,675
28 (2016)	4,552	200	644	43	5,440	17,533	22,973
29 (2017)	4,572	202	645	44	5,463	17,753	23,216
30 (2018)	4,617	203	645	46	5,512	18,002	23,513
令和 元 (2019)	4,672	205	649	48	5,574	18,269	23,843
2 (2020)	4,745	206	654	49	5,654	18,595	24,249
3 (2021)	4,817	206	649	51	5,722	18,947	24,670
4 (2022)	4,862	206	645	52	5,766	19,205	24,970

付属資料◆長期時系列表

受給権者（遺族年金）の年金総額の推移

年度末	旧厚生年金	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	29,033	528	2,490	5,180	214	37,445	2,413	39,859
8 (1996)	30,423	563	2,615	5,479	227	39,308	2,399	41,707
9 (1997)	31,752	598	2,736	5,780	241	41,108	2,391	43,499
10 (1998)	33,784	640	2,906	6,190	258	43,777	2,437	46,214
11 (1999)	35,663	682	3,045	6,526	278	46,195	2,796	48,990
12 (2000)	37,129	716	3,193	6,802	294	48,133	2,775	50,908
13 (2001)	38,587	752	3,305	7,089	309	50,043	2,733	52,776
14 (2002)	40,724		3,424	7,377	324	51,849	2,683	54,532
15 (2003)	41,872		3,507	7,607	337	53,324	2,613	55,937
16 (2004)	43,231		3,605	7,861	351	55,049	2,551	57,600
17 (2005)	44,740		3,712	8,149	366	56,966	2,483	59,449
18 (2006)	45,970		3,795	8,367	380	58,511	2,401	60,912
19 (2007)	47,327		3,873	8,606	396	60,202	2,323	62,525
20 (2008)	48,687		3,988	8,865	413	61,952	2,257	64,209
21 (2009)	49,851		4,089	9,068	428	63,437	2,186	65,623
22 (2010)	51,376		4,188	9,291	445	65,300	2,155	67,455
23 (2011)	52,296		4,246	9,454	461	66,457	2,103	68,560
24 (2012)	53,035		4,301	9,588	477	67,401	2,030	69,431
25 (2013)	53,332		4,238	9,408	488	67,467	1,938	69,404
26 (2014)	53,717		4,291	9,463	502	67,973	1,890	69,862
27 (2015)	54,923		4,319	9,633	531	69,407	1,881	71,288
28 (2016)	55,523		4,329	9,651	547	70,051	1,853	71,904
29 (2017)	55,941		4,330	9,667	560	70,498	1,799	72,297
30 (2018)	56,439		4,323	9,656	575	70,993	1,772	72,765
令和 元 (2019)	56,849		4,291	9,640	589	71,369	1,740	73,109
2 (2020)	57,196		4,260	9,625	594	71,675	1,712	73,386
3 (2021)	57,455		4,155	9,518	605	71,732	1,694	73,426
4 (2022)	57,380		4,081	9,354	611	71,426	1,678	73,104

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含む。

注4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の年金総額の合計である。

(参考) 国共済、地共済及び私学共済の経過的職域加算を含めた場合

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	54,923	4,320	9,642	532	69,417	1,881	71,298
28 (2016)	55,523	4,351	9,706	551	70,132	1,853	71,984
29 (2017)	55,941	4,370	9,769	567	70,647	1,799	72,446
30 (2018)	56,439	4,381	9,804	585	71,209	1,772	72,981
令和 元 (2019)	56,849	4,366	9,834	602	71,652	1,740	73,392
2 (2020)	57,196	4,354	9,867	611	72,027	1,712	73,739
3 (2021)	57,455	4,267	9,808	625	72,155	1,694	73,849
4 (2022)	57,380	4,212	9,693	635	71,919	1,678	73,598

受給者の年金総額の推移

年度末	旧厚生年金	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 13 (2001)	216,428	4,034	17,097	42,571	2,211	282,341	123,155	405,495
14 (2002)	227,491		17,202	43,191	2,210	290,094	130,886	420,979
15 (2003)	233,971		17,240	43,584	2,306	297,101	136,701	433,802
16 (2004)	236,195		17,139	43,708	2,386	299,428	143,156	442,584
17 (2005)	240,934		17,186	44,271	2,491	304,881	150,681	455,562
18 (2006)	242,932		17,200	44,457	2,588	307,178	158,168	465,346
19 (2007)	244,254		17,170	44,615	2,651	308,690	165,637	474,327
20 (2008)	249,461		17,241	45,520	2,743	314,965	173,646	488,611
21 (2009)	255,333		17,445	46,489	2,834	322,101	180,421	502,522
22 (2010)	258,761		17,385	46,906	2,908	325,960	185,352	511,311
23 (2011)	263,023		17,391	47,645	2,989	331,049	191,168	522,216
24 (2012)	263,902		17,375	48,112	3,089	332,477	199,912	532,389
25 (2013)	256,672		16,429	45,677	3,107	321,886	206,546	528,432
26 (2014)	255,993		16,237	45,578	3,179	320,988	213,040	534,028
27 (2015)	258,123		16,305	46,019	3,304	323,751	221,751	545,502
28 (2016)	257,008		15,839	45,016	3,335	321,198	227,156	548,354
29 (2017)	258,091		15,512	44,483	3,380	321,465	232,642	554,107
30 (2018)	256,643		15,263	44,197	3,422	319,524	236,380	555,904
令和 元 (2019)	254,965		14,894	43,207	3,453	316,519	239,742	556,262
2 (2020)	255,715		14,697	42,959	3,495	316,866	243,212	560,079
3 (2021)	254,996		14,365	42,781	3,535	315,678	244,997	560,674
4 (2022)	253,087		13,973	41,708	3,540	312,308	244,936	557,244

注1 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注2 旧厚生年金の平成13(2001)年度には旧農林年金を含まない。

注3 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給者の年金総額の合計である。

(参考) 国共済、地共済及び私学共済の経過の職域加算を含めた場合

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	258,123	16,343	46,208	3,311	323,985	221,751	545,736
28 (2016)	257,008	15,978	45,592	3,359	321,937	227,156	549,094
29 (2017)	258,091	15,765	45,541	3,426	322,823	232,642	555,465
30 (2018)	256,643	15,642	45,774	3,493	321,552	236,380	557,932
令和 元 (2019)	254,965	15,338	45,063	3,542	318,908	239,742	558,650
2 (2020)	255,715	15,203	45,004	3,600	319,522	243,212	562,734
3 (2021)	254,996	14,941	45,058	3,658	318,654	244,997	563,651
4 (2022)	253,087	14,589	44,104	3,676	315,456	244,936	560,392

付属資料◆長期時系列表

受給権者の平均年金月額（老齢・退年相当、老齢基礎年金分を含む）の推移

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	円	円	円	円	円
平成 7 (1995)	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
8 (1996)	171,793	216,147	232,008	218,014	45,851
9 (1997)	172,168	215,781	231,810	217,599	46,982
10 (1998)	174,906	219,176	234,638	220,922	48,828
11 (1999)	176,161	220,062	235,604	221,772	50,047
12 (2000)	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
13 (2001)	172,795	217,058	232,333	216,495	51,622
14 (2002)	171,892	216,062	230,953	215,017	52,233
15 (2003)	169,658	213,447	227,775	212,121	52,261
16 (2004)	165,446	209,288	223,064	207,096	52,514
17 (2005)	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
18 (2006)	162,772	207,965	220,875	206,467	53,202
19 (2007)	158,104	203,697	215,310	200,803	53,552
20 (2008)	155,766	200,860	212,228	197,468	53,936
21 (2009)	153,809	199,392	209,745	195,534	54,258
22 (2010)	150,406	195,812	204,688	191,642	54,529
23 (2011)	149,687	194,782	202,718	190,636	54,612
24 (2012)	148,422	193,921	201,161	190,490	54,783
25 (2013)	145,596	186,842	192,607	188,205	54,544
26 (2014)	144,886	186,052	191,237	187,961	54,414
27 (2015)	145,305	187,220	192,075	189,549	55,157
28 (2016)	145,638	187,169	191,539	190,522	55,373
29 (2017)	144,903	186,200	189,695	189,639	55,518
30 (2018)	143,761	184,426	187,484	188,385	55,708
令和 元 (2019)	144,268	185,330	188,357	189,436	55,946
2 (2020)	144,366	185,491	188,741	189,648	56,252
3 (2021)	143,965	184,102	187,401	188,450	56,368
4 (2022)	143,973	184,220	187,614	188,722	56,316

注 1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注 2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注 3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含むが、旧三共済に係る基礎年金額を含まない。

注 4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注 5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

(参考1) 国共済、地共済及び私学共済の経過的職域加算部分を含めた場合

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	円	円	円	円	円
平成 27 (2015)	145,305	187,683	192,864	190,101	55,157
28 (2016)	145,638	188,708	193,816	192,198	55,373
29 (2017)	144,903	189,003	193,809	192,703	55,518
30 (2018)	143,761	188,629	193,480	192,827	55,708
令和 元 (2019)	144,268	190,193	195,291	194,564	55,946
2 (2020)	144,366	190,938	196,300	195,332	56,252
3 (2021)	143,965	190,263	195,643	194,725	56,368
4 (2022)	143,973	190,752	196,172	195,333	56,316

注 私学共済については、加入期間20年以上の経過的職域加算の受給権者の平均年金月額を老齢相当の老齢厚生年金受給権者の平均年金月額に加えて算出している。

(参考2) 国共済、地共済及び私学共済の職域加算部分を除いた場合（推計値）

年度末	旧厚生年金	国共済 (推計値)	地共済 (推計値)	私学共済 (推計値)	厚生年金計 (推計値)
(西暦)	円	円	円	円	円
平成 27 (2015)	145,305	171,078	174,184	171,980	149,651
28 (2016)	145,638	171,971	174,982	173,893	150,019
29 (2017)	144,903	172,085	174,804	174,299	149,354
30 (2018)	143,761	171,469	174,273	174,330	148,314
令和 元 (2019)	144,268	172,868	175,943	175,968	148,942
2 (2020)	144,366	173,386	176,785	176,602	149,114
3 (2021)	143,965	172,596	176,092	176,053	148,680
4 (2022)	143,973	173,008	176,585	176,639	148,716

受給権者の平均年金月額（老齢・退年相当、老齢基礎年金分を含む）の推移

男性

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	円	円	円	円	円
平成 9 (1997)	201,385	221,908	243,907	244,293	53,445
10 (1998)	204,626	225,367	247,199	247,947	55,434
11 (1999)	205,435	226,260	247,540	248,569	56,660
12 (2000)	204,751	225,750	247,265	247,757	57,455
13 (2001)	200,469	223,053	244,933	241,545	58,013
14 (2002)	199,059	222,022	243,557	237,964	58,430
15 (2003)	196,294	219,376	240,332	235,904	58,189
16 (2004)	190,479	214,998	235,453	229,761	58,200
17 (2005)	190,175	214,759	235,091	230,146	58,429
18 (2006)	188,074	213,634	233,223	228,877	58,490
19 (2007)	181,725	209,014	227,117	222,283	58,699
20 (2008)	178,325	205,912	223,675	218,177	58,965
21 (2009)	176,675	204,298	220,882	215,905	59,166
22 (2010)	171,702	200,449	215,161	211,409	59,320
23 (2011)	170,652	199,385	213,045	210,272	59,200
24 (2012)	169,769	198,439	211,404	209,922	59,111
25 (2013)	166,418	191,102	201,917	207,214	58,616
26 (2014)	165,450	190,259	200,389	206,699	58,218
27 (2015)	166,120	191,307	201,138	208,377	58,780
28 (2016)	166,863	191,198	200,035	209,158	58,806
29 (2017)	165,668	190,127	197,927	208,002	58,754
30 (2018)	163,840	188,198	195,423	206,382	58,775
令和 元 (2019)	164,770	189,131	195,913	207,354	58,866
2 (2020)	164,742	189,206	196,175	207,337	59,040
3 (2021)	163,380	187,647	194,646	205,742	59,013
4 (2022)	163,875	187,770	194,549	205,872	58,798

注 1 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注 2 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注 3 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

(参考) 国共済、地共済及び私学共済の職域加算部分を除いた場合（推計値）

年度末	旧厚生年金	国共済 (推計値)	地共済 (推計値)	私学共済 (推計値)	厚生年金計 (推計値)
(西暦)	円	円	円	円	円
平成 27 (2015)	166,120	174,647	182,490	188,423	168,389
28 (2016)	166,863	175,535	182,769	190,245	169,086
29 (2017)	165,668	175,605	182,326	190,554	168,017
30 (2018)	163,840	174,911	181,508	190,409	166,341
令和 元 (2019)	164,770	176,373	182,830	192,035	167,326
2 (2020)	164,742	176,839	183,587	192,529	167,388
3 (2021)	163,380	175,911	182,719	191,681	166,087
4 (2022)	163,875	176,348	182,931	192,180	166,543

受給権者の平均年金月額（老齢・退年相当、老齢基礎年金分を含む）の推移

女性

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	円	円	円	円	円
平成 9 (1997)	109,140	181,531	202,706	179,011	42,866
10 (1998)	110,983	184,921	205,857	181,714	44,504
11 (1999)	111,730	186,103	205,816	182,644	45,609
12 (2000)	111,781	186,249	206,353	182,371	46,425
13 (2001)	111,760	184,814	203,631	179,040	47,142
14 (2002)	111,764	184,428	202,727	177,190	47,818
15 (2003)	110,673	182,326	200,152	175,886	47,988
16 (2004)	110,231	179,564	196,274	172,263	48,365
17 (2005)	109,978	179,514	196,242	172,672	48,929
18 (2006)	107,257	178,949	195,075	171,785	49,252
19 (2007)	106,410	176,445	190,966	167,604	49,669
20 (2008)	106,489	175,010	188,887	165,409	50,111
21 (2009)	103,896	174,292	187,263	164,033	50,506
22 (2010)	104,085	172,168	183,815	161,033	50,860
23 (2011)	104,266	171,375	182,458	160,448	51,083
24 (2012)	102,308	170,966	181,474	160,600	51,433
25 (2013)	102,086	165,304	174,804	159,044	51,381
26 (2014)	102,252	164,873	174,023	159,223	51,455
27 (2015)	102,131	166,600	175,315	160,824	52,339
28 (2016)	102,708	166,974	175,937	162,141	52,708
29 (2017)	103,026	166,569	174,818	161,769	53,013
30 (2018)	102,558	165,526	173,342	161,143	53,342
令和 元 (2019)	103,159	166,356	175,035	162,422	53,699
2 (2020)	103,808	166,848	175,830	162,884	54,112
3 (2021)	104,686	166,173	174,985	162,300	54,346
4 (2022)	104,878	166,285	175,845	163,003	54,426

注 1 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注 2 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注 3 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

(参考) 国共済、地共済及び私学共済の職域加算部分を除いた場合（推計値）

年度末	旧厚生年金	国共済 (推計値)	地共済 (推計値)	私学共済 (推計値)	厚生年金計 (推計値)
(西暦)	円	円	円	円	円
平成 27 (2015)	102,131	153,075	158,825	146,901	110,319
28 (2016)	102,708	154,109	160,682	148,992	110,902
29 (2017)	103,026	154,490	161,210	149,633	111,260
30 (2018)	102,558	154,214	161,385	149,992	111,044
令和 元 (2019)	103,159	155,370	163,801	151,747	111,739
2 (2020)	103,808	156,066	164,971	152,507	112,433
3 (2021)	104,686	155,830	164,735	152,416	113,317
4 (2022)	104,878	156,137	165,816	153,332	113,449

受給権者の平均年金月額（老齢・退年相当、老齢基礎年金分を含まない）の推移

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
(西暦)	円	円	円	円
平成 7 (1995)	155,814	206,265	221,687	202,671
8 (1996)	153,534	203,724	218,158	199,788
9 (1997)	153,578	200,846	214,859	196,547
10 (1998)	153,523	201,242	215,515	196,978
11 (1999)	152,207	199,261	213,615	195,315
12 (2000)	149,564	196,201	210,629	192,790
13 (2001)	144,584	191,367	206,105	186,302
14 (2002)	142,017	188,413	202,839	183,529
15 (2003)	138,832	184,669	198,664	180,122
16 (2004)	133,374	179,067	192,706	174,090
17 (2005)	131,132	176,827	190,441	172,474
18 (2006)	127,147	174,100	187,034	169,826
19 (2007)	121,361	168,702	180,622	163,446
20 (2008)	117,934	164,784	176,538	159,289
21 (2009)	115,293	162,325	173,490	156,894
22 (2010)	111,656	158,062	168,480	152,827
23 (2011)	110,041	155,871	165,966	151,035
24 (2012)	107,123	153,144	162,917	149,183
25 (2013)	102,087	143,745	151,896	144,339
26 (2014)	99,862	141,373	149,031	142,629
27 (2015)	98,541	140,835	147,961	142,442
28 (2016)	96,912	138,576	144,955	141,234
29 (2017)	95,210	136,030	141,688	139,077
30 (2018)	93,306	133,372	138,531	136,853
令和 元 (2019)	92,259	132,059	136,692	136,071
2 (2020)	91,489	130,704	135,375	135,211
3 (2021)	90,615	128,697	133,362	133,664
4 (2022)	89,556	127,022	131,682	132,579

注 1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注 2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注 3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まない。

注 4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注 5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

(参考) 国共済、地共済及び私学共済の経過的職域加算部分を含めた場合

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
(西暦)	円	円	円	円
平成 27 (2015)	98,541	141,298	148,750	142,994
28 (2016)	96,912	140,114	147,232	142,910
29 (2017)	95,210	138,833	145,802	142,142
30 (2018)	93,306	137,574	144,526	141,294
令和 元 (2019)	92,259	136,923	143,626	141,199
2 (2020)	91,489	136,150	142,934	140,895
3 (2021)	90,615	134,858	141,604	139,953
4 (2022)	89,556	133,554	140,239	139,189

注 私学共済については、加入期間20年以上の経過的職域加算の受給権者の平均年金月額を老齢相当の老齢厚生年金受給権者の平均年金月額に加えて算出している。

付属資料◆長期時系列表

受給権者の平均年金額（通者・通退相当）の推移

基礎年金分を含まない

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	年度末	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	円	円	円	円	(西暦)	円
平成 7 (1995)	29,671	60,172	61,700	44,633	平成 7 (1995)	17,227
8 (1996)	28,851	58,201	59,802	43,692	8 (1996)	17,290
9 (1997)	28,050	55,811	57,986	42,553	9 (1997)	17,347
10 (1998)	27,817	54,339	57,250	42,143	10 (1998)	17,723
11 (1999)	27,309	52,000	55,828	41,145	11 (1999)	17,898
12 (2000)	26,615	48,792	54,302	40,030	12 (2000)	17,974
13 (2001)	25,748	44,834	52,269	38,519	13 (2001)	18,052
14 (2002)	25,079	41,258	50,388	37,433	14 (2002)	18,133
15 (2003)	24,171	36,834	48,102	36,023	15 (2003)	18,056
16 (2004)	23,188	32,203	45,314	34,432	16 (2004)	18,088
17 (2005)	22,380	29,446	43,493	33,633	17 (2005)	18,183
18 (2006)	21,133	26,855	41,457	32,690	18 (2006)	18,229
19 (2007)	20,143	23,554	38,548	31,138	19 (2007)	18,321
20 (2008)	19,349	20,633	35,286	29,628	20 (2008)	18,271
21 (2009)	18,315	18,801	33,014	28,439	21 (2009)	18,317
22 (2010)	17,852	17,067	30,595	26,515	22 (2010)	18,427
23 (2011)	17,538	16,269	29,005	25,445	23 (2011)	18,481
24 (2012)	16,653	15,709	27,374	24,365	24 (2012)	18,555
25 (2013)	15,984	14,683	25,360	22,809	25 (2013)	18,490
26 (2014)	15,589	14,358	24,059	21,832	26 (2014)	18,477
27 (2015)	15,161	14,275	23,325	21,220	27 (2015)	18,768
28 (2016)	15,030	13,905	21,594	20,088	28 (2016)	18,869
29 (2017)	14,997	13,574	20,616	19,035	29 (2017)	19,088
30 (2018)	14,633	13,430	19,987	18,215	30 (2018)	19,061
令和 元 (2019)	14,598	13,405	19,792	17,898	令和 元 (2019)	19,124
2 (2020)	14,645	13,413	19,575	17,383	2 (2020)	19,280
3 (2021)	14,680	13,402	19,073	16,897	3 (2021)	19,397
4 (2022)	14,612	13,397	18,710	16,728	4 (2022)	19,494

注 1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注 2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注 3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まない。

注 4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注 5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の平均である。

受給権者の平均年金額（障害年金）の推移

基礎年金分を含まない

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	年度末	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	円	円	円	円	(西暦)	円
平成 7 (1995)	85,535	142,075	156,590	112,276	平成 7 (1995)	75,543
8 (1996)	83,879	137,730	152,258	110,272	8 (1996)	75,318
9 (1997)	82,882	133,553	148,254	105,460	9 (1997)	75,095
10 (1998)	82,594	131,871	146,668	106,175	10 (1998)	76,227
11 (1999)	81,622	128,727	144,009	104,376	11 (1999)	76,615
12 (2000)	80,279	125,263	140,599	103,329	12 (2000)	76,385
13 (2001)	79,001	122,083	137,393	101,466	13 (2001)	76,170
14 (2002)	77,815	118,835	134,069	99,868	14 (2002)	75,962
15 (2003)	75,997	115,465	129,602	97,981	15 (2003)	75,075
16 (2004)	74,638	112,118	126,288	95,776	16 (2004)	74,645
17 (2005)	73,574	109,520	123,452	95,218	17 (2005)	74,464
18 (2006)	72,354	107,012	120,676	93,186	18 (2006)	74,113
19 (2007)	71,431	105,244	118,514	92,272	19 (2007)	73,995
20 (2008)	70,514	103,237	116,385	91,650	20 (2008)	73,882
21 (2009)	69,679	101,015	114,246	90,992	21 (2009)	73,768
22 (2010)	68,718	98,981	112,368	89,622	22 (2010)	73,642
23 (2011)	67,659	96,803	110,183	88,363	23 (2011)	73,503
24 (2012)	66,532	94,995	108,191	87,701	24 (2012)	73,166
25 (2013)	64,982	91,677	104,659	86,222	25 (2013)	72,302
26 (2014)	63,691	89,648	102,602	84,704	26 (2014)	71,691
27 (2015)	63,490	89,605	102,316	87,517	27 (2015)	72,263
28 (2016)	62,731	87,467	100,417	85,999	28 (2016)	72,159
29 (2017)	61,883	85,631	98,735	84,276	29 (2017)	71,963
30 (2018)	61,166	83,836	97,044	82,846	30 (2018)	71,837
令和 元 (2019)	60,535	82,419	95,517	81,647	令和 元 (2019)	71,788
2 (2020)	59,986	81,048	94,063	80,203	2 (2020)	71,806
3 (2021)	59,255	79,606	92,496	78,732	3 (2021)	71,654
4 (2022)	58,327	77,936	90,663	76,484	4 (2022)	71,295

注 1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注 2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注 3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まない。

注 4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注 5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の平均である。

受給権者の平均年金額（遺族年金）の推移

基礎年金分を含まない

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	年度末	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	円	円	円	円	(西暦)	円
平成 7 (1995)	77,608	117,605	118,537	58,824	平成 7 (1995)	60,284
8 (1996)	78,006	118,140	119,446	58,810	8 (1996)	60,211
9 (1997)	80,214	118,529	120,139	58,967	9 (1997)	60,160
10 (1998)	81,997	120,922	122,832	60,104	10 (1998)	61,261
11 (1999)	82,536	121,887	124,157	60,704	11 (1999)	61,840
12 (2000)	82,785	121,965	124,861	61,035	12 (2000)	61,906
13 (2001)	83,032	122,022	125,592	61,354	13 (2001)	62,006
14 (2002)	83,103	122,123	126,065	61,532	14 (2002)	62,165
15 (2003)	82,590	121,051	125,516	61,350	15 (2003)	61,699
16 (2004)	82,533	120,608	125,580	61,437	16 (2004)	61,568
17 (2005)	82,679	120,477	126,117	61,762	17 (2005)	61,685
18 (2006)	82,496	119,879	125,993	61,587	18 (2006)	61,603
19 (2007)	82,649	119,708	126,461	61,742	19 (2007)	61,647
20 (2008)	82,667	119,237	126,995	61,959	20 (2008)	61,720
21 (2009)	82,714	118,821	127,334	62,071	21 (2009)	61,810
22 (2010)	82,799	118,294	127,689	62,129	22 (2010)	61,786
23 (2011)	82,387	117,189	127,433	61,879	23 (2011)	61,626
24 (2012)	81,947	116,151	127,160	61,785	24 (2012)	61,736
25 (2013)	80,904	112,820	123,170	61,032	25 (2013)	61,363
26 (2014)	80,078	111,334	122,277	60,592	26 (2014)	61,346
27 (2015)	80,603	111,449	123,178	60,900	27 (2015)	62,273
28 (2016)	80,296	109,775	122,297	60,586	28 (2016)	62,568
29 (2017)	79,938	108,158	121,295	59,888	29 (2017)	62,771
30 (2018)	79,621	106,552	120,363	59,590	30 (2018)	62,857
令和 元 (2019)	79,350	105,036	119,474	59,178	令和 元 (2019)	62,943
2 (2020)	79,123	103,408	118,636	58,921	2 (2020)	63,110
3 (2021)	78,653	101,273	117,288	58,281	3 (2021)	63,086
4 (2022)	77,919	98,873	115,505	57,531	4 (2022)	62,794

注 1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注 2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注 3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まない。

注 4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注 5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の平均である。

受給権者（老齢・退年相当）の平均加入期間の推移

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	月	月	月	月	月
平成 7 (1995)	347	410	405	353	241
8 (1996)	350	410	405	355	251
9 (1997)	354	411	407	357	260
10 (1998)	357	412	408	360	268
11 (1999)	360	414	408	362	276
12 (2000)	364	413	410	366	284
13 (2001)	367	416	410	368	292
14 (2002)	371	417	411	371	300
15 (2003)	374	418	413	374	307
16 (2004)	377	419	414	376	314
17 (2005)	380	420	415	378	322
18 (2006)	382	421	416	381	329
19 (2007)	385	422	418	382	336
20 (2008)	388	423	419	384	342
21 (2009)	391	424	420	385	348
22 (2010)	394	425	421	387	353
23 (2011)	396	425	422	389	358
24 (2012)	399	426	423	390	363
25 (2013)	401	427	424	392	369
26 (2014)	403	427	425	395	373
27 (2015)	405	428	426	396	377
28 (2016)	405	429	427	398	381
29 (2017)	405	430	428	400	384
30 (2018)	404	431	429	402	388
令和 元 (2019)	405	432	430	403	391
2 (2020)	406	433	431	405	394
3 (2021)	408	434	432	407	397
4 (2022)	410	435	433	409	400

注 1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注 2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注 3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含む。

注 4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注 5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

(3) 公的年金各制度の収支項目等の推移

公的年金の保険料収入の推移

年度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共游	厚生年金計 (被用者年金計)	国民年金	公的年金 制度全体
								国民年金勘定	
(西暦) 平成 7 (1995)	186,933	4,209	3,153	9,066	27,437	2,066	232,864	18,251	251,116
8 (1996)	193,706	4,352	3,213	9,454	28,391	2,127	241,242	19,209	260,451
9 (1997)	206,832		3,345	9,816	29,712	2,238	251,943	19,453	271,397
10 (1998)	206,151		3,334	9,881	30,035	2,281	251,682	19,716	271,398
11 (1999)	202,099		3,317	9,957	30,218	2,315	247,906	20,025	267,931
12 (2000)	200,512		3,289	10,206	29,882	2,351	246,240	19,678	265,919
13 (2001)	199,360	3,249	10,252	29,857	2,384	245,102	19,538	264,640	
14 (2002)	202,034		10,130	29,656	2,508	244,597	18,958	263,555	
15 (2003)	192,425		10,231	29,677	2,658	234,991	19,627	254,618	
16 (2004)	194,537		10,218	29,735	2,680	237,171	19,354	256,525	
17 (2005)	200,584		10,290	30,099	2,789	243,762	19,480	263,242	
18 (2006)	209,835		10,333	30,312	2,918	253,397	19,038	272,435	
19 (2007)	219,691		10,350	30,358	3,049	263,448	18,582	282,029	
20 (2008)	226,905		10,432	30,188	3,190	270,716	17,470	288,186	
21 (2009)	222,409		10,327	29,499	3,299	265,534	16,950	282,483	
22 (2010)	227,252		10,298	29,167	3,419	270,137	16,717	286,854	
23 (2011)	234,699		10,535	29,429	3,549	278,212	15,807	294,019	
24 (2012)	241,549		10,384	29,787	3,675	285,395	16,124	301,519	
25 (2013)	250,472		10,552	29,524	3,813	294,361	16,178	310,539	
26 (2014)	263,196		11,263	30,961	3,966	309,386	16,255	325,640	
27 (2015)	278,362		11,595	31,321	4,026	325,304	15,139	340,442	
(厚生年金相当部分)	(278,362)		(11,055)	(29,646)	(3,864)	(322,926)		(338,065)	
28 (2016)	294,754		12,070	32,003	4,031	342,858	15,069	357,927	
29 (2017)	309,442		12,340	32,735	4,207	358,723	13,964	372,687	
30 (2018)	319,287		12,744	33,476	4,384	369,892	13,904	383,795	
令和元 (2019)	326,197		12,901	33,771	4,578	377,446	13,458	390,904	
2 (2020)	320,612		12,849	34,553	4,788	372,802	13,365	386,168	
3 (2021)	333,535		12,918	34,575	4,967	385,995	13,496	399,491	
4 (2022)	340,583		12,814	34,197	5,144	392,737	13,802	406,539	

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注3 厚生年金勘定、厚生年金計（被用者年金計）及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注4 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 平成14(2002)、平成15(2003)年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分（統合前に係る分）を含めてあるため、各制度の合計と一致しない。

注6 平成26(2014)年度までの国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

注7 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済は、長期経理の保険料収入と厚生年金保険経理の保険料収入を加えたものである。また、()内の額は、国共済、地共済及び私学共済について、長期経理の保険料収入のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の保険料収入を加えたものである。

付属資料◆長期時系列表

保険料(率)の推移

年度	厚生年金勘定 (一般男子)	旧三共済			旧農林年金	国共済 (一般組合員)	地共済 (一般組合員)	私学共済	国民年金
		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ産業					
(西暦)	%	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和 29 (1954)	30 (29. 5)	•	•	•	•	•	•	62 (29. 1)	70 (29. 4)
30 (1955)	•	•	•	•	•	•	•	62 (30. 4)	•
31 (1956)	•	71. 6 (31. 7)	68. 6 (31. 7)	68. 4 (31. 7)	•	•	•	•	•
32 (1957)	•	•	•	•	•	•	•	•	•
33 (1958)	•	•	•	•	•	•	•	•	•
34 (1959)	↓	•	•	•	78 (34. 1)	70. 4 (34. 10)	•	•	•
35 (1960)	35 (35. 5)	•	•	•	•	•	•	•	•
36 (1961)	•	•	•	•	•	•	•	•	•
37 (1962)	•	•	•	•	•	70. 4 (37. 12)	68 (37. 1)	•	•
38 (1963)	•	↓	↓	↓	↓	↓	↓	•	•
39 (1964)	↓	67. 4 (39. 10)	65. 4 (39. 10)	65. 2 (39. 10)	96 (39. 10)	•	67. 2 (39. 10)	•	•
40 (1965)	55 (40. 5)	•	•	•	•	•	74 (40. 7)	•	•
41 (1966)	•	79. 2 (41. 4)	75. 2 (41. 4)	75. 8 (41. 4)	•	•	•	•	•
42 (1967)	•	•	•	•	•	72 (42. 12)	•	200 250 (42. 1)	•
43 (1968)	↓	•	•	•	•	•	•	•	•
44 (1969)	62 (44. 11)	•	•	•	•	•	•	250 300 (44. 1)	•
45 (1970)	↓	•	•	•	•	•	•	450 (45. 7)	•
46 (1971)	64 (46. 11)	82. 4 (46. 4)	•	•	•	•	•	•	•
47 (1972)	↓	•	•	•	•	•	•	550 (47. 7)	•
48 (1973)	76 (48. 11)	•	•	•	•	74. 4 (49. 10)	•	•	•
49 (1974)	•	•	•	•	•	•	•	900 (49. 1)	•
50 (1975)	↓	•	•	•	•	75. 2 (50. 1)	80 (50. 8)	•	1,100 (50. 1)
51 (1976)	91 (51. 8)	89. 2 (51. 4)	78. 4 (51. 4)	79. 0 (51. 4)	98 (51. 4)	•	•	•	1,400 (51. 4)
52 (1977)	•	↓	•	•	•	•	•	•	2,200 (52. 4)
53 (1978)	•	103. 2 (53. 4)	•	•	•	•	•	90 (53. 6)	2,730 (53. 4)
54 (1979)	↓	•	•	•	•	82. 4 (54. 10)	•	96 (54. 4)	3,300 (54. 4)
55 (1980)	106 (55. 10)	102. 4 (55. 1)	77. 6 (55. 1)	78. 2 (55. 1)	•	83. 2 (55. 1)	102 (55. 7)	•	3,770 (55. 4)
56 (1981)	•	120 (56. 4)	84. 2 (56. 4)	94. 4 (56. 4)	109 (56. 4)	•	•	•	4,500 (56. 4)
57 (1982)	•	123. 2 (57. 4)	•	•	•	•	•	•	5,220 (57. 4)
58 (1983)	•	145. 8 (58. 10)	•	•	•	•	•	•	5,830 (58. 4)
59 (1984)	↓	169. 9 (59. 10)	107. 8 (59. 10)	132. 7 (59. 10)	•	114 (59. 12)	110. 4 (59. 12)	•	6,220 (59. 4)
60 (1985)	124 (60. 10)	•	•	•	•	•	•	•	6,740 (60. 4)
61 (1986)	•	•	•	•	134 (61. 4)	•	•	•	7,100 (61. 4)
62 (1987)	•	•	•	•	•	•	•	•	7,400 (62. 4)
63 (1988)	•	•	•	•	•	•	•	•	7,700 (63. 4)
平成 元 (1989)	↓	•	•	140. 2 (元. 10)	170. 7 (元. 10)	•	152 (元. 10)	140. 8 (元. 12)	•
2 (1990)	143 (2. 1)	188. 9 (2. 4)	•	•	163 (2. 4)	•	•	118 (2. 4)	•
3 (1991)	145 (3. 1)	190. 9 (3. 1)	•	•	•	•	•	•	9,000 (3. 4)
4 (1992)	•	•	•	•	•	•	•	•	9,700 (4. 4)
5 (1993)	•	•	•	•	•	•	•	•	10,500 (5. 4)
6 (1994)	165 (6. 11)	•	162. 6 (6. 12)	190. 7 (6. 12)	•	174. 4 (6. 12)	158. 4 (6. 12)	•	11,100 (6. 4)
7 (1995)	↓	195. 9 (7. 4)	•	•	185. 4 (7. 4)	•	•	128 (7. 4)	11,700 (7. 4)
8 (1996)	173. 5 (8. 10)	200. 9 (8. 10)	172. 1 (8. 10)	199. 2 (8. 10)	•	183. 9 (8. 10)	165. 6 (8. 12)	•	12,300 (8. 4)
9 (1997)	•	•	173. 5 (9. 4)	•	194. 9 (9. 4)	•	•	133 (9. 4)	12,800 (9. 4)
10 (1998)	•	•	•	•	•	•	•	•	13,300 (10. 4)
11 (1999)	•	•	•	•	•	•	•	•	•
12 (2000)	•	•	•	•	•	•	•	•	•
13 (2001)	•	•	•	•	•	•	•	•	平成16 (2004)
14 (2002)	•	•	•	•	•	•	•	•	年度価格
15 (2003)	135. 8 (15. 4)	156. 9 (15. 4)	135. 8 (15. 4)	155. 5 (15. 4)	152. 2 (15. 4)	143. 8 (15. 4)	129. 6 (15. 4)	104. 6 (15. 4)	13,300
16 (2004)	139. 34 (16. 10)	•	139. 34 (16. 10)	•	147. 04 (16. 10)	145. 09 (16. 10)	133. 84 (16. 10)	•	13,580
17 (2005)	142. 88 (17. 9)	•	142. 88 (17. 9)	•	150. 58 (17. 9)	146. 38 (17. 9)	137. 38 (17. 9)	108. 14 (17. 4)	13,580 (17. 4)
18 (2006)	146. 42 (18. 9)	•	146. 42 (18. 9)	•	154. 12 (18. 9)	147. 67 (18. 9)	140. 92 (18. 9)	111. 68 (18. 4)	13,860
19 (2007)	149. 96 (19. 9)	•	149. 96 (19. 9)	•	157. 66 (19. 9)	148. 96 (19. 9)	144. 46 (19. 9)	115. 22 (19. 4)	14,140
20 (2008)	153. 50 (20. 9)	•	153. 50 (20. 9)	•	161. 20 (20. 9)	150. 25 (20. 9)	148. 00 (20. 9)	118. 76 (20. 4)	14,420
21 (2009)	•	157. 04 (21. 9)	•	•	•	151. 54 (21. 9)	•	122. 30 (21. 4)	14,700
22 (2010)	•	160. 58 (22. 9)	•	•	•	155. 08 (22. 9)	•	125. 84 (22. 4)	14,980
23 (2011)	•	164. 12 (23. 9)	•	•	•	158. 62 (23. 9)	•	129. 38 (23. 4)	15,260
24 (2012)	•	167. 66 (24. 9)	•	•	•	162. 16 (24. 9)	•	132. 92 (24. 4)	15,540
25 (2013)	•	171. 20 (25. 9)	•	•	•	165. 70 (25. 9)	•	136. 46 (25. 4)	15,820
26 (2014)	•	174. 74 (26. 9)	•	•	•	169. 24 (26. 9)	•	140. 00 (26. 4)	16,100
27 (2015)	•	178. 28 (27. 9)	•	•	•	172. 78 (27. 9)	•	143. 54 (27. 4)	16,380
28 (2016)	•	181. 82 (28. 9)	•	•	•	176. 32 (28. 9)	•	125. 84 (28. 4)	16,660
29 (2017)	•	183 (29. 9)	•	•	•	179. 86 (29. 9)	•	126. 20 (29. 4)	16,900
30 (2018)	•	•	•	•	•	183 (30. 9)	•	126. 34 (30. 4)	16,340 (30. 4)
令和 元 (2019)	•	•	•	•	•	•	•	157. 70 (31. 4)	16,410 (31. 4)
2 (2020)	•	•	•	•	•	•	•	161. 24 (2. 4)	16,540 (2. 4)
3 (2021)	•	•	•	•	•	•	•	164. 78 (3. 4)	16,610 (3. 4)
4 (2022)	•	•	•	•	•	•	•	168. 32 (4. 4)	16,590 (4. 4)

注1 () 内は改定年月である。

注2 被用者年金各制度の平成14(2002)年度までの保険料率は標準報酬ベースの数値であり、共済については本人負担分の2倍とした。

平成15(2003)年度以降は給報酬ベースの数値であり、共済については本人負担分の2倍とした。

注3 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は平成9(1997)年4月に厚生年金保険に統合された。

注4 旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は平成14(2002)年4月に厚生年金保険に統合された。

注5 私学共済については、被用者年金一元化後の厚生年金勘定・職域年金経理の積立金を保険料の軽減に充てることが可能となっており、[]内は軽減後の保険料率である。平成27(2015)年10月から28(2016)年3月までの間は、143. 54%から7. 97ポイントを軽減した率、平成28(2016)年4月から28(2016)年8月までの間は、147. 08%から11. 51ポイントを軽減した率、平成28(2016)年9月から

29(2017)年3月までの間は、147. 08%から7. 97ポイントを軽減した率、平成29(2017)年4月から29(2017)年8月までの間は、150. 62%から11. 51ポイントを軽減した率、平成29(2017)年9月から

30(2018)年3月までの間は、150. 62%から7. 97ポイントを軽減した率、平成30(2018)年4月から30(2018)年8月までの間は、154. 16%から11. 51ポイントを軽減した率、平成30(2018)年9月から

31(2019)年3月までの間は、154. 16%から7. 97ポイントを軽減した率、平成31(2019)年4月から令和元(2019)年8月までの間は、157. 70%から11. 51ポイントを軽減した率、令和元(2019)年9月から

2年(2020)年3月までの間は、157. 70%から7. 97ポイントを軽減した率、令和2(2020)年4月から2(2020)年8月までの間は、161. 24%から11. 51ポイントを軽減した率、令和2(2020)年9月から3年

(2021)年3月までの間は、161. 24%から7. 97ポイントを軽減した率、令和3(2021)年4月から3(2021)年8月までの間は、164. 78%から11. 51ポイントを軽減した率、令和4(2022)年4月から4(2022)年8月までの間は、168. 32%から11. 51ポイントを軽減した率、令和4(2022)年9月から5年(2023)

年3月までの間は、168. 32%から7. 97ポイントを軽減した率となっている。

付属資料◆長期時系列表

公的年金の国庫・公経済負担の推移

年度 (西暦)	厚生年金勘定 億円	旧三共済 億円	旧農林年金 億円	国共済 億円	地共済 億円	私学共済 億円	厚生年金計 (被用者年金計) 億円	国民年金 億円		公的年金 制度全体 億円
								国民年金 勘定 億円	国民年金勘定 億円	
平成 7 (1995)	28,295	688	525	988	2,602	294	33,393	11,846	45,238	
8 (1996)	25,169	700	539	1,055	2,786	318	30,568	14,679	45,247	
9 (1997)		27,115	530	1,095	2,868	327	31,936	13,322	45,258	
10 (1998)		28,302	523	1,166	2,896	344	33,231	13,265	46,496	
11 (1999)		36,356	539	1,219	3,043	368	41,525	13,227	54,752	
12 (2000)		37,209	580	1,315	3,346	404	42,853	13,637	56,489	
13 (2001)		38,164	600	1,348	3,506	415	44,032	14,307	58,340	
14 (2002)		40,036		1,372	3,440	429	45,416	14,565	59,982	
15 (2003)		41,045		1,433	3,302	452	46,264	14,963	61,227	
16 (2004)		42,792		1,525	3,795	499	48,619	15,219	63,838	
17 (2005)		45,394		1,589	3,828	537	51,348	17,020	68,368	
18 (2006)		48,285		1,622	3,958	557	54,423	17,971	72,394	
19 (2007)		51,659		1,720	4,427	605	58,411	18,436	76,847	
20 (2008)		54,323		1,747	4,630	637	61,337	18,558	79,895	
21 (2009)		77,983		2,464	6,368	925	87,739	20,554	108,293	
22 (2010)		84,326		2,702	6,630	1,030	94,687	16,898	111,586	
23 (2011)		84,992		2,903	7,312	1,097	96,304	18,660	114,963	
24 (2012)		80,583		2,836	6,871	1,048	91,339	21,938	113,276	
25 (2013)		83,058		2,796	6,572	1,059	93,485	21,119	114,605	
26 (2014)		87,690		2,847	7,147	1,140	98,824	19,283	118,107	
27 (2015)		92,264		3,011	7,496	1,215	103,985	18,094	122,079	
(厚生年金相当部分)		(92,264)		(3,007)	(7,465)	(1,214)	(103,949)			(122,043)
28 (2016)		92,458		3,136 [3,000]	7,013	1,239	103,845 [103,709]	19,966	123,811 [123,675]	
29 (2017)		94,819		2,895 [2,781]	7,037	1,218	105,969 [105,855]	19,363	125,332 [125,218]	
30 (2018)		97,988		2,817	7,106	1,268	109,178	18,207	127,385	
令和 元 (2019)		100,262		2,967	7,451	1,339	112,019	17,684	129,703	
2 (2020)		101,335		2,945	7,684	1,340	113,305	18,308	131,613	
3 (2021)		101,906		3,001	7,699	1,358	113,965	18,915	132,880	
4 (2022)		102,468		3,036	7,926	1,402	114,832	19,089	133,921	

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注3 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注4 平成14(2002)年度から平成16(2004)年度までの被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分（統合前に係る分）を含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。

注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注6 平成26(2014)年度までの国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

注7 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済は、長期経理の保険料収入と厚生年金保険経理の保険料収入を加えたものである。また、()内の額は、国共済、地共済及び私学共済について、長期経理の保険料収入のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の保険料収入を加えたものである。

注8 平成28(2016)年度及び平成29(2017)年度の[]内の額は、実際に国庫が国共済に負担した額及びそれに基づく厚生年金計、公的年金制度全体の額である。当該額と決算額との差額は、国共済の基礎年金拠出金に係る前々年度の精算額のうち国庫負担相当額である。

共済組合等の職域加算部分等を含む国庫・公経済負担の推移

年度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共游	被用者年金計	国民年金		公的年金制度全体
								国民年金勘定	国民年金	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	28,295	688	525	988	2,602	294	33,393	11,846	45,238	
8 (1996)	25,169	700	539	1,055	2,786	318	30,568	14,679	45,247	
9 (1997)		27,115	530	1,095	2,868	327	31,936	13,322	45,258	
10 (1998)		28,302	523	1,166	2,896	344	33,231	13,265	46,496	
11 (1999)		36,356	539	1,219	3,043	368	41,525	13,227	54,752	
12 (2000)		37,209	580	1,315	3,346	404	42,853	13,637	56,489	
13 (2001)		38,164	600	1,348	3,506	415	44,032	14,307	58,340	
14 (2002)		40,036		1,372	3,440	429	45,416	14,565	59,982	
15 (2003)		41,045		1,433	3,302	452	46,264	14,963	61,227	
16 (2004)		42,792		1,525	3,795	499	48,619	15,219	63,838	
17 (2005)		45,394		1,589	3,828	537	51,348	17,020	68,368	
18 (2006)		48,285		1,622	3,958	557	54,423	17,971	72,394	
19 (2007)		51,659		1,720	4,427	605	58,411	18,436	76,847	
20 (2008)		54,323		1,747	4,630	637	61,337	18,558	79,895	
21 (2009)		77,983		2,464	6,368	925	87,739	20,554	108,293	
22 (2010)		84,326		2,702	6,630	1,030	94,687	16,898	111,586	
23 (2011)		84,992		2,903	7,312	1,097	96,304	18,660	114,963	
24 (2012)		80,583		2,836	6,871	1,048	91,339	21,938	113,276	
25 (2013)		83,058		2,796	6,572	1,059	93,485	21,119	114,605	
26 (2014)		87,690		2,847	7,147	1,140	98,824	19,283	118,107	
27 (2015)		92,264		3,014	7,496	1,215	103,989	18,094	122,083	
28 (2016)		92,458		3,142 [3,006]	7,013	1,240	103,852 [103,717]	19,966	123,818 [123,682]	
29 (2017)		94,819		2,902 [2,787]	7,037	1,219	105,977 [105,862]	19,363	125,340 [125,225]	
30 (2018)		97,988		2,823	7,106	1,269	109,186	18,207	127,393	
令和 元 (2019)		100,262		2,973	7,451	1,340	112,026	17,684	129,710	
2 (2020)		101,335		2,951	7,686	1,341	113,313	18,308	131,621	
3 (2021)		101,906		3,006	7,701	1,359	113,972	18,915	132,888	
4 (2022)		102,468		3,041	7,927	1,403	114,838	19,089	133,927	

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注3 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注4 平成14(2002)年度から平成16(2004)年度までの被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分（統合前に係る分）を含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。

注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注6 平成28(2016)年度及び平成29(2017)年度の〔 〕内の額は、実際に国庫が国共済に負担した額及びそれに基づく厚生年金計、公的年金制度全体の額である。当該額と決算額との差額は、国共済の基礎年金拠出金に係る前々年度の精算額のうち国庫負担相当額である。

追加費用の推移

年度 (西暦)	厚生年金相当部分			職域加算部分等を含む		
	国共済	地共済	計	国共済	地共済	計
平成 7 (1995)				6,060	15,559	21,619
8 (1996)				5,758	16,009	21,766
9 (1997)				5,894	16,059	21,953
10 (1998)				6,062	15,745	21,808
11 (1999)				5,807	15,271	21,078
12 (2000)				5,612	14,756	20,368
13 (2001)				5,400	14,572	19,972
14 (2002)				5,326	14,139	19,465
15 (2003)				5,187	13,352	18,539
16 (2004)				4,918	12,465	17,383
17 (2005)				4,702	11,896	16,599
18 (2006)				4,569	11,344	15,914
19 (2007)				4,294	10,794	15,088
20 (2008)				3,538	9,445	12,982
21 (2009)				3,357	9,658	13,015
22 (2010)				4,265	11,611	15,875
23 (2011)				4,077	11,065	15,143
24 (2012)				3,360	8,778	12,138
25 (2013)				2,982	7,391	10,373
26 (2014)				2,605	6,468	9,073
27 (2015)	(2,228)	(2,326)	(4,554)	2,394	5,125	7,519
28 (2016)	2,063	4,067	6,130	2,251	4,563	6,814
29 (2017)	1,945	4,551	6,496	2,135	5,132	7,267
30 (2018)	1,773	3,927	5,700	1,952	4,377	6,329
令和 元 (2019)	1,640	3,661	5,302	1,792	4,012	5,804
2 (2020)	1,545	3,259	4,804	1,683	3,508	5,191
3 (2021)	1,323	3,086	4,408	1,444	3,308	4,752
4 (2022)	1,172	2,927	4,099	1,281	3,150	4,431

注 平成27(2015)年度の厚生年金相当部分の額は、長期経理の追加費用のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の追加費用を加えたものである。

公的年金の運用損益（時価ベース）の推移

年度	厚生年金勘定	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計 (被用者年金計)	国民年金		公的年金 制度全体
							国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 13 (2001)	26,541		1,341				1,246	209	
14 (2002)		2,731	1,757		△90		△371	175	
15 (2003)	64,232	3,282	16,995	809	85,318	4,482	79	89,879	
16 (2004)	36,934	2,291	12,200	1,103	52,527	2,654	83	55,264	
17 (2005)	91,893	4,647	32,363	1,903	130,806	6,451	83	137,340	
18 (2006)	42,790	2,503	13,769	1,416	60,478	2,879	115	63,472	
19 (2007)	△48,705	△479	△14,259	△1,237	△64,679	△3,073	169	△67,583	
20 (2008)	△87,252	△3,356	△26,799	△2,572	△119,979	△5,924	172	△125,731	
21 (2009)	86,258	4,385	24,130	2,542	117,316	5,296	126	122,737	
22 (2010)	△3,069	979	△145	52	△2,183	△194	93	△2,284	
23 (2011)	24,201	1,617	8,143	606	34,568	1,662	108	36,338	
24 (2012)	104,707	3,844	31,611	3,050	143,212	7,293	106	150,610	
25 (2013)	95,329	3,428	27,480	2,638	128,874	6,622	97	135,594	
26 (2014)	142,762	5,483	37,908	3,413	189,718	9,865	95	199,678	
27 (2015)	△50,081	14	△8,493	△1,031	△59,591	△3,417	51	△62,957	
(厚生年金相当部分)	(△50,081)	(131)	(△3,602)	(△602)	(△54,154)	(△3,417)	(51)	(△57,520)	
28 (2016)	74,076	2,591	9,102	1,146	86,915	4,854	49	91,819	
29 (2017)	94,401	3,626	13,744	1,405	113,176	5,892	15	119,084	
30 (2018)	22,133	1,182	2,696	298	26,309	1,329	15	27,653	
令和 元 (2019)	△78,605	△3,307	△10,138	△1,066	△93,115	△4,595	15	△97,696	
2 (2020)	356,837	15,096	46,816	5,624	424,373	20,489	10	444,873	
3 (2021)	95,174	4,308	12,582	1,628	113,692	5,319	4	119,016	
4 (2022)	27,664	1,234	3,639	613	33,151	1,493	4	34,649	

注 1 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注 2 厚生年金勘定、厚生年金計（被用者年金計）及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注 3 厚生年金勘定の平成13(2001)年度は旧農林年金を含まない。

注 4 厚生年金勘定・国民年金勘定の時価ベースの運用損益は、年金特別会計で管理する積立金の運用損益に年金積立金管理運営独立行政法人（17(2005)年度以前は旧年金資金運用基金）における当年度の時価ベースの運用損益を加えたものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注 5 平成26(2014)年度までの国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用損益は、正味運用損益（運用損益から有価証券売却損等の費用を減じた収益額）に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計したものである。なお、国共済の時価ベースの運用損益は、平成10(1998)年度が2,542億円、平成11(1999)年度が3,147億円、平成12(2000)年度が1,678億円である。

注 6 平成26(2014)年度までの国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

注 7 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済は、長期経理の運用損益（時価ベース）と厚生年金保険経理の運用損益（時価ベース）を加えたものである。また、（ ）内の額は、国共済、地共済及び私学共済について、長期経理の運用損益（時価ベース）のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の運用損益（時価ベース）を加えたものである。

注 8 平成28(2016)年度の私学共済については、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算額に係る評価損益額を運用損益に含めて計上している。

注 9 平成27(2015)年度以降の国共済の厚生年金保険経理の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用損益である。

共済組合等の職域加算部分等を含む運用損益（時価ベース）の推移

年度	厚生年金勘定	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金		公的年金 制度全体
							国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 13 (2001)	26,541		1,341				1,246	209	
14 (2002)		2,731	1,757		△90		△371	175	
15 (2003)	64,232	3,282	16,995	809	85,318	4,482	79	89,879	
16 (2004)	36,934	2,291	12,200	1,103	52,527	2,654	83	55,264	
17 (2005)	91,893	4,647	32,363	1,903	130,806	6,451	83	137,340	
18 (2006)	42,790	2,503	13,769	1,416	60,478	2,879	115	63,472	
19 (2007)	△48,705	△479	△14,259	△1,237	△64,679	△3,073	169	△67,583	
20 (2008)	△87,252	△3,356	△26,799	△2,572	△119,979	△5,924	172	△125,731	
21 (2009)	86,258	4,385	24,130	2,542	117,316	5,296	126	122,737	
22 (2010)	△3,069	979	△145	52	△2,183	△194	93	△2,284	
23 (2011)	24,201	1,617	8,143	606	34,568	1,662	108	36,338	
24 (2012)	104,707	3,844	31,611	3,050	143,212	7,293	106	150,610	
25 (2013)	95,329	3,428	27,480	2,638	128,874	6,622	97	135,594	
26 (2014)	142,762	5,483	37,908	3,413	189,718	9,865	95	199,678	
27 (2015)	△50,081	235	△7,625	△872	△58,343	△3,417	51	△61,709	
28 (2016)	74,076	2,793	19,323	1,884	98,076	4,854	49	102,980	
29 (2017)	94,401	3,706	28,062	2,439	128,608	5,892	15	134,516	
30 (2018)	22,133	1,254	5,175	541	29,104	1,329	15	30,448	
令和 元 (2019)	△78,605	△3,287	△20,567	△1,622	△104,082	△4,595	15	△108,662	
2 (2020)	356,837	15,172	95,466	8,300	475,775	20,489	10	496,274	
3 (2021)	95,174	4,510	25,552	2,177	127,414	5,319	4	132,737	
4 (2022)	27,664	1,234	7,138	692	36,729	1,493	4	38,226	

注 1 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注 2 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注 3 厚生年金勘定の平成13(2001)年度は旧農林年金を含まない。

注 4 厚生年金勘定・国民年金勘定の時価ベースの運用損益は、年金特別会計で管理する積立金の運用損益に年金積立金管理運営独立行政法人（17(2005)年度以前は旧年金資金運用基金）における当年度の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注 5 平成26(2014)年度までの国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用損益は、正味運用損益（運用損益から有価証券売却損等の費用を減じた収益額）に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計したものである。なお、国共済の時価ベースの運用損益は、平成10(1998)年度が2,542億円、平成11(1999)年度が3,147億円、平成12(2000)年度が1,678億円である。

注 6 平成27(2015)年度以降の国共済の厚生年金保険経理の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用損益である。

付属資料◆長期時系列表

共済組合等の職域加算部分等を含む運用益（簿価ベース）の推移

年度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金		公的年金制度全体
								国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	55,268	1,067	875	3,463	11,543	1,056	73,273	3,184	767	77,223
8 (1996)	56,061	1,693	781	3,505	10,910	985	73,935	3,296	700	77,931
9 (1997)		55,637	774	3,289	11,009	996	71,706	3,405	616	75,726
10 (1998)		52,164	715	2,728	10,535	989	67,131	3,368	385	70,884
11 (1999)		47,286	676	2,666	12,109	1,013	63,750	3,236	386	67,372
12 (2000)		43,067	698	2,499	9,328	875	56,466	2,828	304	59,598
13 (2001)		38,607	507	2,104	7,872	783	49,873	2,263	209	52,345
14 (2002)		31,071		2,169	6,870	667	40,777	1,897	175	42,848
15 (2003)		22,884		2,358	7,000	670	32,912	1,523	79	34,513
16 (2004)		16,125		2,109	7,534	738	26,506	1,044	83	27,632
17 (2005)		18,298		2,423	13,604	1,359	35,684	1,357	83	37,124
18 (2006)		25,708		2,607	15,645	1,250	45,209	1,965	115	47,289
19 (2007)		16,582		2,789	11,966	873	32,211	1,113	169	33,492
20 (2008)		17,682		1,712	5,242	513	25,149	1,093	172	26,414
21 (2009)		50		1,508	5,014	440	7,013	3	126	7,142
22 (2010)		2,518		1,695	4,717	428	9,358	3	93	9,455
23 (2011)		1,403		1,534	3,969	405	7,310	15	108	7,434
24 (2012)		5,965		1,635	3,776	792	12,168	343	106	12,617
25 (2013)		19,396		1,844	12,445	1,816	35,502	1,733	97	37,332
26 (2014)		30,008		2,262	14,684	1,282	48,236	2,710	95	51,041
27 (2015)		3		2,192	15,178	1,419	18,793	2,750	51	21,593
28 (2016)		5		1,745	8,004	861	10,615	2,907	49	13,571
29 (2017)		5,803		2,190	16,417	1,389	25,800	3,297	15	29,112
30 (2018)		4,003		1,896	11,626	1,156	18,680	3,300	15	21,996
令和 元 (2019)		4,301		3,208	17,498	1,176	26,183	3,421	15	29,619
2 (2020)		14,000		3,878	20,092	1,734	39,705	1,818	10	41,533
3 (2021)		2,500		4,251	25,082	1,828	33,662	5,000	4	38,666
4 (2022)		0		3,616	20,480	1,800	25,895	3,800	4	29,700

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注3 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注4 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。

注5 平成17(2005)年度以降の厚生年金勘定・国民年金の簿価ベースの運用益は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金（平成17(2005)年度は年金資金運用基金納付金）を加えたものを計算している。

付属資料◆長期時系列表

運用利回りの推移

年度	厚生年金勘定	旧三共済			旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ産業					国民年金勘定	
(西暦)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和 40 (1965)	<6.37>	<6.38>	<6.79>	<6.69>	<7.47>	<6.38>	<6.65>	<7.16>	<6.20>	
45 (1970)	<6.46>	<6.61>	<6.78>	<6.80>	<7.30>	<6.56>	<6.51>	<7.18>	<6.27>	
50 (1975)	<6.93>	<7.27>	<7.04>	<6.91>	<8.01>	<6.92>	<6.62>	<7.57>	<6.44>	
51 (1976)	<7.03>	<7.06>	<6.97>	<6.67>	<7.97>	<6.70>	<6.57>	<7.59>	<6.25>	
52 (1977)	<7.13>	<7.12>	<7.13>	<6.91>	<7.81>	<6.75>	<6.52>	<7.45>	<6.19>	
53 (1978)	<7.00>	<6.72>	<6.93>	<6.67>	<7.55>	<6.42>	<6.28>	<7.13>	<5.94>	
54 (1979)	<6.88>	<6.81>	<6.81>	<6.78>	<7.45>	<6.44>	<6.32>	<7.08>	<5.84>	
55 (1980)	<7.06>	<7.04>	<7.10>	<7.24>	<7.70>	<6.94>	<6.75>	<7.49>	<6.22>	
56 (1981)	<7.25>	<6.80>	<6.46>	<7.09>	<7.76>	<6.81>	<6.68>	<7.54>	<6.93>	
57 (1982)	<7.22>	<6.72>	<7.07>	<6.87>	<7.65>	<6.85>	<6.74>	<7.48>	<6.73>	
58 (1983)	<7.20>	<6.78>	<7.67>	<6.85>	<7.78>	<6.91>	<6.77>	<7.49>	<6.64>	
59 (1984)	<7.17>	<6.50>	<7.31>	<6.68>	<7.69>	<6.86>	<6.73>	<7.36>	<6.68>	
60 (1985)	<7.16>	<7.13>	<7.19>	<7.20>	<7.62>	<6.87>	<6.70>	<7.28>	<7.06>	
61 (1986)	<7.11>	<6.32>	<7.31>	<6.01>	<7.43>	<6.68>	<6.49>	<6.98>	<5.73>	
62 (1987)	<6.77>	<5.76>	<6.69>	<8.06>	<7.13>	<6.49>	<6.13>	<6.74>	<5.72>	
63 (1988)	<6.29>	<5.89>	<6.53>	<7.04>	<6.89>	<6.42>	<5.93>	<6.47>	<5.53>	
平成 元 (1989)	<5.94>	<5.91>	<6.79>	<5.89>	<6.63>	<6.49>	<6.02>	<6.59>	<5.04>	
2 (1990)	<5.90>	<6.28>	<6.24>	<7.38>	<6.39>	<6.46>	<6.30>	<6.40>	<5.20>	
3 (1991)	<5.97>	<5.57>	<6.03>	<6.32>	<6.24>	<6.10>	<5.99>	<6.10>	<5.29>	
4 (1992)	<5.82>	<5.13>	<5.59>	<5.70>	<5.82>	<5.89>	<5.57>	<5.69>	<5.53>	
5 (1993)	<5.52>	<4.26>	<5.56>	<4.81>	<5.62>	<5.56>	<5.11>	<5.41>	<5.22>	
6 (1994)	<5.34>	<3.69>	<5.36>	<4.14>	<5.03>	<5.19>	<4.51>	<4.82>	<5.11>	
7 (1995)	<5.24>	<2.75>	<5.12>	<3.89>	<4.92>	<4.97>	<4.20>	<4.60>	<4.90>	
8 (1996)	<4.99>	<6.97>	<7.24>	<3.48>	<4.23>	<4.82>	<3.74>	<4.03>	<4.56>	
9 (1997)	<4.66>	·	·	·	<4.08>	<4.32>	<3.57>	<3.86>	<4.26>	
10 (1998)	<4.15>	·	·	·	<3.69>	3.17 <3.44>	<3.24>	<3.66>	<3.94>	
11 (1999)	<3.62>	·	·	·	<3.45>	3.80 <3.27>	<3.57>	<3.59>	<3.58>	
12 (2000)	<3.22>	·	·	·	<3.55>	2.03 <3.01>	<2.61>	<2.99>	<2.98>	
13 (2001)	1.99	·	·	·	<2.54>	1.56 <2.42>	<2.05>	<2.60>	1.29	
14 (2002)	0.21	·	·	·	·	2.05 <2.45>	<1.77>	△0.28 <2.20>	△0.39	
15 (2003)	4.91	·	·	·	·	3.84 <2.68>	4.83 <1.81>	2.61 <2.00>	4.78	
16 (2004)	2.73	·	·	·	·	2.65 <2.35>	3.23 <1.98>	3.35 <1.79>	2.77	
17 (2005)	6.82	·	·	·	·	5.36 <2.43>	8.44 <3.59>	5.78 <4.16>	6.88	
18 (2006)	3.10	·	·	·	·	2.79 <3.02>	3.36 <4.02>	4.07 <3.76>	3.07	
19 (2007)	△3.54	·	·	·	·	△0.53 <3.18>	△3.42 <3.02>	△2.81 <3.14>	△3.38	
20 (2008)	△6.83	·	·	·	·	△3.89 <1.20>	△6.79 <0.85>	△7.62 <△0.23>	△7.29	
21 (2009)	7.54	·	·	·	·	5.52 <1.50>	6.73 <1.05>	8.27 <△0.55>	7.48	
22 (2010)	△0.26	·	·	·	·	1.21 <1.76>	△0.04 <1.06>	0.16 <0.86>	△0.25	
23 (2011)	2.17	·	·	·	·	2.06 <1.63>	2.24 <0.83>	1.82 <1.05>	2.15	
24 (2012)	9.57	·	·	·	·	5.10 <1.96>	8.90 <0.79>	9.17 <2.27>	9.52	
25 (2013)	8.22	·	·	·	·	4.61 <2.41>	7.28 <3.42>	7.27 <5.36>	8.31	
26 (2014)	11.61	·	·	·	·	7.45 <3.20>	9.62 <4.06>	8.96 <2.61>	11.79	
27 (2015)	△3.63	·	·	·	·	△1.62 <1.76>	△2.26 <2.20>	△2.34 <2.24>	△3.72	
						厚生年金保険経理 経過の長期経理	厚生年金保険経理 経過の長期経理	厚生年金保険経理 経過の長期経理		
						1.87 <1.06>	3.32 <3.71>	0.53 <1.67>	0.41 <2.11>	
								△0.79 <1.50>	0.79 <1.80>	
28 (2016)	5.47	·	·	·	·	3.71 <2.36>	2.96 <3.76>	4.75 <2.24>	3.63 <2.63>	5.63
29 (2017)	6.51	·	·	·	·	5.20 <3.42>	1.09 <1.92>	6.83 <4.42>	6.89 <3.37>	4.79 <3.97>
30 (2018)	1.43	·	·	·	·	1.65 <2.97>	1.15 <1.57>	1.27 <3.03>	1.14 <3.12>	1.35 <2.84>
令和 元 (2019)	△5.00	·	·	·	·	△4.63 <2.51>	0.42 <0.79>	△4.81 <3.08>	△4.85 <3.06>	△4.69 <3.05>
2 (2020)	23.96	·	·	·	·	22.62 <6.25>	2.43 <2.68>	23.81 <4.93>	24.32 <5.58>	25.27 <4.52>
3 (2021)	5.16	·	·	·	·	5.35 <6.40>	11.85 <11.94>	5.19 <6.30>	5.27 <6.35>	5.70 <4.00>
4 (2022)	1.42	·	·	·	·	1.47 <5.42>	0.00 <0.00>	1.46 <4.75>	1.38 <5.10>	1.99 <5.38>
								0.36 <2.49>		1.43

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は平成19(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注3 <> 内は、簿価ベースである。

注4 国共済、地共済及び私学共済の運用利回りは、平成26(2014)年度までは長期経理の運用利回りであり、平成27(2015)年度は、上段は長期経理、下段左側は厚生年金保険経理の運用利回り（各々半年間の率）、下段右側は経過的長期経理の運用利回り（半年間の率）。平成28(2016)年度以降は、左側は厚生年金保険経理の運用利回り、右側は経過的長期経理の運用利回りである。

注5 平成28(2016)年度の私学共済の運用利回りは、厚生年金保険経理の数値は、私学共済における被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算額による評価損益額を含めた運用損益に基づいて算出したものである。経過的長期経理の数値は当該評価損益額を控除した運用損益に基づいて算出したものである。

注6 国共済の厚生年金保険経理及び経過的長期経理の運用利回りは、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用利回りである。

付属資料◆長期時系列表

公的年金の給付費の推移

年度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共游	厚生年金計 (被用者年金計)	国民年金		公的年金 制度全体
								国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
昭和 40 (1965)	376	275	18	140	250	8	1,068	15	•	1,106
45 (1970)	1,545	685	60	452	968	26	3,737	151	•	3,960
50 (1975)	9,537	2,319	266	1,999	4,100	101	18,322	4,566	•	23,228
51 (1976)	13,651	3,010	368	2,593	5,512	135	25,269	7,110	•	32,832
52 (1977)	18,449	3,622	455	3,152	6,793	167	32,639	9,440	•	42,659
53 (1978)	22,705	4,229	530	3,726	8,028	195	39,412	11,463	•	51,575
54 (1979)	26,557	4,805	627	4,252	9,251	209	45,702	13,426	•	59,928
55 (1980)	32,515	5,452	721	4,831	10,648	233	54,400	15,763	•	71,143
56 (1981)	39,221	6,337	864	5,559	12,463	283	64,727	18,417	•	84,329
57 (1982)	44,886	7,257	1,011	6,272	14,427	335	74,188	20,691	•	96,231
58 (1983)	50,103	8,133	1,149	6,848	16,057	385	82,676	22,481	•	106,667
59 (1984)	55,281	8,831	1,280	7,552	17,938	441	91,321	24,245	•	117,276
60 (1985)	62,274	9,722	1,464	8,504	20,164	509	102,637	26,500	•	131,104
61 (1986)	76,209	9,801	1,575	8,816	20,466	604	117,470	29,137	4,521	151,128
62 (1987)	82,360	11,167	1,838	10,330	23,680	677	130,052	27,369	6,620	164,041
63 (1988)	87,683	11,358	1,984	11,028	25,151	736	137,941	29,286	7,779	175,006
平成 元 (1989)	96,284	11,602	2,188	11,950	27,120	823	149,967	30,713	9,401	190,082
2 (1990)	105,031	11,851	2,365	12,778	28,988	1,007	162,019	31,728	10,891	204,638
3 (1991)	113,230	12,101	2,568	13,530	30,987	1,126	173,542	32,650	13,549	219,740
4 (1992)	121,460	12,378	2,773	14,226	33,000	1,223	185,061	32,763	19,548	237,372
5 (1993)	129,055	12,500	2,927	14,740	34,486	1,309	195,018	32,343	25,968	253,329
6 (1994)	138,277	12,709	3,131	15,297	36,170	1,418	207,001	32,183	33,351	272,536
7 (1995)	150,413	13,040	3,376	16,005	38,176	1,538	222,547	32,193	41,695	296,435
8 (1996)	156,890	12,932	3,467	16,117	38,805	1,618	229,829	31,042	49,455	310,326
9 (1997)	172,895		3,567	16,240	39,376	1,694	233,772	29,783	57,690	321,245
10 (1998)	182,824		3,707	16,517	40,523	1,794	245,364	28,933	67,114	341,411
11 (1999)	187,364		3,774	16,608	41,177	1,864	250,787	27,781	76,146	354,715
12 (2000)	191,544		3,854	16,800	41,430	1,942	255,569	26,454	84,774	366,798
13 (2001)	196,228		3,916	16,867	42,005	2,023	261,039	25,133	93,633	379,805
14 (2002)	203,466			16,852	42,298	2,112	265,399	23,819	102,494	391,711
15 (2003)	208,140			16,849	42,618	2,185	269,792	22,293	110,735	402,821
16 (2004)	216,301			16,779	42,783	2,252	278,115	20,888	118,118	417,121
17 (2005)	220,794			16,693	42,915	2,310	282,712	19,527	126,386	428,625
18 (2006)	223,491			16,686	43,149	2,375	285,701	18,149	134,909	438,759
19 (2007)	224,059			16,734	43,503	2,441	286,736	16,862	144,618	448,217
20 (2008)	226,870			16,736	43,917	2,508	290,032	15,779	154,458	460,269
21 (2009)	238,467			16,775	44,694	2,579	302,515	14,773	164,269	481,557
22 (2010)	240,092			16,817	45,433	2,671	305,013	13,386	169,696	488,095
23 (2011)	237,342			16,665	45,710	2,718	302,434	11,884	174,356	488,675
24 (2012)	238,627			16,635	46,256	2,798	304,316	10,590	183,036	497,941
25 (2013)	237,814			16,216	45,574	2,867	302,470	9,410	192,703	504,583
26 (2014)	233,036			15,453	43,520	2,864	294,873	8,276	199,860	503,009
27 (2015)	234,398			14,614	41,569	2,813	293,394	7,311	209,349	510,054
(厚生年金相当部分)	(234,398)		(13,800)	(39,070)	(2,665)	(289,932)			(506,592)	
28 (2016)	234,814			13,611	39,101	2,723	290,248	6,400	216,833	513,481
29 (2017)	236,669			13,280	38,066	2,757	290,772	5,541	224,089	520,403
30 (2018)	238,045			13,097	38,149	2,818	292,108	4,770	229,047	525,925
令和 元 (2019)	238,446			12,893	37,955	2,878	292,173	4,082	233,352	529,607
2 (2020)	239,047			12,649	37,454	2,917	292,067	3,491	238,053	533,612
3 (2021)	236,888			12,472	37,368	2,972	289,699	2,965	240,926	533,590
4 (2022)	236,932			12,275	37,314	3,021	289,542	2,476	241,968	533,986

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注3 厚生年金勘定、厚生年金計（被用者年金計）及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注4 昭和60(1985)年度以前の船員保険の年金給付費は厚生年金勘定及び被用者年金計には含まれず、公的年金制度全体には含んでいます。

注5 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。

注6 国民年金勘定には昭和60年改正前の旧法国民年金の給付及び同改正後の新法国民年金の基礎年金以外の給付に要する費用を、基礎年金勘定には新法国民年金の基礎年金の給付に要する費用を、それぞれ計上している。

注7 平成14(2002)年度の公的年金制度全体には旧農林共済分を含めてあるため、各制度の合計と一致しない。

注8 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注9 平成26(2014)年度までの国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

注10 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済は、長期経理の給付費と厚生年金保険経理の給付費を加えたものである。また、()内の額は、国共済、地共済及び私学共済について、長期経理の給付費のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の給付費を加えたものである。

注11 国共済及び地共済では、基礎年金交付金の対象となる給付の一部が経過的長期経理から支出されているが、ここでは、これを公的年金の給付費に含めている。

共済組合等の職域加算部分等を含む給付費の推移

年度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共游	被用者年金計	国民年金		公的年金制度全体
								国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
昭和 40 (1965)	376	275	18	140	250	8	1,068	15	•	1,106
45 (1970)	1,545	685	60	452	968	26	3,737	151	•	3,960
50 (1975)	9,537	2,319	266	1,999	4,100	101	18,322	4,566	•	23,228
51 (1976)	13,651	3,010	368	2,593	5,512	135	25,269	7,110	•	32,832
52 (1977)	18,449	3,622	455	3,152	6,793	167	32,639	9,440	•	42,659
53 (1978)	22,705	4,229	530	3,726	8,028	195	39,412	11,463	•	51,575
54 (1979)	26,557	4,805	627	4,252	9,251	209	45,702	13,426	•	59,928
55 (1980)	32,515	5,452	721	4,831	10,648	233	54,400	15,763	•	71,143
56 (1981)	39,221	6,337	864	5,559	12,463	283	64,727	18,417	•	84,329
57 (1982)	44,886	7,257	1,011	6,272	14,427	335	74,188	20,691	•	96,231
58 (1983)	50,103	8,133	1,149	6,848	16,057	385	82,676	22,481	•	106,667
59 (1984)	55,281	8,831	1,280	7,552	17,938	441	91,321	24,245	•	117,276
60 (1985)	62,274	9,722	1,464	8,504	20,164	509	102,637	26,500	•	131,104
61 (1986)	76,209	9,801	1,575	8,816	20,466	604	117,470	29,137	4,521	151,128
62 (1987)	82,360	11,167	1,838	10,330	23,680	677	130,052	27,369	6,620	164,041
63 (1988)	87,683	11,358	1,984	11,028	25,151	736	137,941	29,286	7,779	175,006
平成 元 (1989)	96,284	11,602	2,188	11,950	27,120	823	149,967	30,713	9,401	190,082
2 (1990)	105,031	11,851	2,365	12,778	28,988	1,007	162,019	31,728	10,891	204,638
3 (1991)	113,230	12,101	2,568	13,530	30,987	1,126	173,542	32,650	13,549	219,740
4 (1992)	121,460	12,378	2,773	14,226	33,000	1,223	185,061	32,763	19,548	237,372
5 (1993)	129,055	12,500	2,927	14,740	34,486	1,309	195,018	32,343	25,968	253,329
6 (1994)	138,277	12,709	3,131	15,297	36,170	1,418	207,001	32,183	33,351	272,536
7 (1995)	150,413	13,040	3,376	16,005	38,176	1,538	222,547	32,193	41,695	296,435
8 (1996)	156,890	12,932	3,467	16,117	38,805	1,618	229,829	31,042	49,455	310,326
9 (1997)	172,895		3,567	16,240	39,376	1,694	233,772	29,783	57,690	321,245
10 (1998)	182,824		3,707	16,517	40,523	1,794	245,364	28,933	67,114	341,411
11 (1999)	187,364		3,774	16,608	41,177	1,864	250,787	27,781	76,146	354,715
12 (2000)	191,544		3,854	16,800	41,430	1,942	255,569	26,454	84,774	366,798
13 (2001)	196,228		3,916	16,867	42,005	2,023	261,039	25,133	93,633	379,805
14 (2002)		203,466		16,852	42,298	2,112	265,399	23,819	102,494	391,711
15 (2003)		208,140		16,849	42,618	2,185	269,792	22,293	110,735	402,821
16 (2004)		216,301		16,779	42,783	2,252	278,115	20,888	118,118	417,121
17 (2005)		220,794		16,693	42,915	2,310	282,712	19,527	126,386	428,625
18 (2006)		223,491		16,686	43,149	2,375	285,701	18,149	134,909	438,759
19 (2007)		224,059		16,734	43,503	2,441	286,736	16,862	144,618	448,217
20 (2008)		226,870		16,736	43,917	2,508	290,032	15,779	154,458	460,269
21 (2009)		238,467		16,775	44,694	2,579	302,515	14,773	164,269	481,557
22 (2010)		240,092		16,817	45,433	2,671	305,013	13,386	169,696	488,095
23 (2011)		237,342		16,665	45,710	2,718	302,434	11,884	174,356	488,675
24 (2012)		238,627		16,635	46,256	2,798	304,316	10,590	183,036	497,941
25 (2013)		237,814		16,216	45,574	2,867	302,470	9,410	192,703	504,583
26 (2014)		233,036		15,453	43,520	2,864	294,873	8,276	199,860	503,009
27 (2015)		234,398		15,422	44,049	2,963	296,832	7,311	209,349	513,492
28 (2016)		234,814		15,253	44,007	3,035	297,109	6,400	216,833	520,342
29 (2017)		236,669		14,909	43,370	3,080	298,027	5,541	224,089	527,658
30 (2018)		238,045		14,744	43,509	3,154	299,451	4,770	229,047	533,268
令和 元 (2019)		238,446		14,555	43,421	3,227	299,649	4,082	233,352	537,083
2 (2020)		239,047		14,290	42,923	3,275	299,536	3,491	238,053	541,080
3 (2021)		236,888		14,129	42,922	3,342	297,281	2,965	240,926	541,172
4 (2022)		236,932		13,945	42,893	3,399	297,169	2,476	241,968	541,613

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注3 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注4 昭和60(1985)年度以前の船員保険の年金給付費は厚生年金勘定及び被用者年金計には含まず、公的年金制度全体には含んでいる。

注5 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。

注6 国民年金勘定には昭和60年改正前の旧法国民年金の給付及び同改正後の新法国民年金の基礎年金以外の給付に要する費用を、基礎年金勘定には新法国民年金の基礎年金の給付に要する費用を、それぞれ計上している。

注7 平成14(2002)年度の公的年金制度全体には旧農林共済分を含めてあるため、各制度の合計と一致しない。

注8 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

付属資料◆長期時系列表

運用損益分を除いた単年度収支残の推移

年度	厚生年金勘定	旧三共済		旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計 (被用者年金計)	国民年金		公的年金 制度全体
		額円	額円						額円	額円	
平成 7 (1995)	17,492	150	△69	△363	5,239	390	22,839	3,606	285	26,730	
8 (1996)	10,320	170	△221	△416	5,906	357	16,115	6,148	△1,038	21,225	
9 (1997)	17,273		△274	△129	6,225	336	23,662	2,747	△1,559	24,850	
10 (1998)	△1,363		△491	△300	4,468	217	2,529	1,503	△1,354	2,678	
11 (1999)	△7,804		△559	△778	2,878	107	△6,155	1,717	△1,181	△5,619	
12 (2000)	△22,288		△664	297	△168	△22	△22,845	698	136	△22,010	
13 (2001)	△33,540		△874	△1,498	△112	△106	△36,130	△1,079	1,191	△36,018	
14 (2002)		△28,064		△1,841	△1,478	△99	△31,975	△2,382	2,036	△32,322	
15 (2003)		△26,264	△61,229	△2,093	△3,111	△192	△31,724	△2,023	1,535	△32,212 △67,177	
16 (2004)		△13,766	△67,620	△1,902	△5,141	△267	△21,089	△2,750	121	△23,719 △77,573	
17 (2005)		△71,123	△105,690	△1,521	△6,082	△252	△78,978	△6,967	△1,430	△87,375 △121,942	
18 (2006)		△48,853	△55,653	△2,031	△6,468	△228	△57,579	△5,987	66	△63,500 △70,300	
19 (2007)		△47,057	△52,610	△2,726	△7,409	△11	△57,203	△6,196	1,184	△62,215 △67,767	
20 (2008)		△48,148	△51,633	△3,457	△9,712	△232	△61,550	△6,035	75	△68,504 △71,990	
21 (2009)		△45,333	△47,239	△3,300	△10,036	△103	△58,772	△6,678	2,963	△58,063 △59,969	
22 (2010)		△63,044	△63,137	△3,266	△9,660	△282	△76,252	△76,345	2,388	△68,311 △68,403	
23 (2011)		△50,867	△51,786	△3,665	△9,992	△285	△64,809	△65,729	5,398	△59,594 △60,513	
24 (2012)		△41,030	△42,294	△5,312	△11,593	△699	△58,633	△59,898	△3,327	△67,003 △68,268	
25 (2013)		△38,145	△39,594	△4,704	△13,725	△571	△57,146	△58,595	△4,492	△65,376 △66,825	
26 (2014)		△12,371	△33,474	△3,635	△11,506	△302	△27,814	△48,917	△1,820	△27,629 △48,732	
27 (2015)		22,633	△24,015	△3,499	△9,876	△77	9,181	△37,466	1,593	238 △8,820	
(厚生年金相当部分)		(22,633)	(△24,015)	(△3,229)	(△11,947)	(△91)	(7,365)	(△39,282)	(△1,593)	(238)	(6,010) (△40,637)
28 (2016)		30,955	△12,889	△2,401	△6,922	128	21,761	△22,083	△3,064	△305	18,392 △25,452
29 (2017)		10,078	△6,075	△2,084	△644	251	7,600	△8,553	△3,414	△1,074	3,113 △13,041
30 (2018)		1,961	△5,340	△1,160	△3,466	362	△2,303	△9,604	△2,100	2,473	△1,931 △9,231
令和 元 (2019)		△986	△1,944	△1,596	△3,931	433	△6,079	△7,038	△1,790	3,911	△3,959 △4,917
2 (2020)		△9,011	△9,561	△2,944	△4,154	616	△13,844	△14,394	△2,514	4,651	△11,706 △12,257
3 (2021)		3,304	△2,228	△1,164	△4,478	543	△1,795	△2,870	△3,016	7,592	2,781 △1,706
4 (2022)		6,888	△6,763	△1,111	△3,613	499	2,662	△2,537	△2,725	9,174	9,111 △8,986

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注3 決算の収入から「運用収入」、「厚生年金計・国民年金の「積立金より受入」」、「基礎年金勘定の「前年度剩余金受入」」を除いた額と、決算の支出から国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を除いた額の差を、「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。

注4 厚生年金勘定・厚生年金計（被用者年金計）及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注5 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注6 厚生年金勘定・被用者年金計及び公的年金制度全体のく内額は、解散厚生年金基金等徴収金を控除した額である。

注7 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注8 平成26(2014)年度までの国共済・地共済・私学共済は、長期経理の運用損益分を除いた単年度収支算と厚生年金保険経理の運用損益分を除いた単年度収支算を加えたものである。また、()内の額は、国共済・地共済及び私学共済について、長期経理の運用損益分を除いた単年度収支算を加えたものである。

注9 平成27(2015)年度の国共済・地共済及び私学共済は、長期経理の運用損益分を除いた単年度収支算と厚生年金保険経理の運用損益分を除いた単年度収支算を加えたものである。

共済組合等の職域加算部分等を含む運用損益分を除いた単年度収支残の推移

年度	厚生年金勘定	旧三共済		旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金		公的年金 制度全体
		額円	額円						額円	額円	
平成 7 (1995)	17,492	150	△69	△363	5,239	390	22,839	3,606	285	26,730	
8 (1996)	10,320	170	△221	△416	5,906	357	16,115	6,148	△1,038	21,225	
9 (1997)	17,273		△274	△129	6,225	336	23,662	2,747	△1,559	24,850	
10 (1998)	△1,363		△491	△300	4,468	217	2,529	1,503	△1,354	2,678	
11 (1999)	△7,804		△559	△778	2,878	107	△6,155	1,717	△1,181	△5,619	
12 (2000)	△22,288		△664	297	△168	△22	△22,845	698	136	△22,010	
13 (2001)	△33,540		△874	△1,498	△112	△106	△36,130	△1,079	1,191	△36,018	
14 (2002)		△28,064		△1,841	△1,478	△99	△31,975	△2,382	2,036	△32,322	
15 (2003)		△26,264	△61,229	△2,093	△3,111	△192	△31,724	△66,689	△2,023	1,535	△32,212 △67,177
16 (2004)		△13,766	△67,620	△1,902	△5,141	△267	△21,089	△74,944	△2,750	121	△23,719 △77,573
17 (2005)		△71,123	△105,690	△1,521	△6,082	△252	△78,978	△113,545	△6,967	△1,430	△87,375 △121,942
18 (2006)		△48,853	△55,653	△2,031	△6,468	△228	△57,579	△64,379	△5,987	66	△63,500 △70,300
19 (2007)		△47,057	△52,610	△2,726	△7,409	△11	△57,203	△62,755	△6,196	1,184	△62,215 △67,767
20 (2008)		△48,148	△51,633	△3,457	△9,712	△232	△61,550	△65,035	△7,029	75	△68,504 △71,990
21 (2009)		△45,333	△47,239	△3,300	△10,036	△103	△58,772	△60,678	△2,254	2,963	△58,063 △59,969
22 (2010)		△63,044	△63,137	△3,266	△9,660	△282	△76,252	△76,345	2,388	5,553	△68,311 △68,403
23 (2011)		△50,867	△51,786	△3,665	△9,992	△285	△64,809	△65,729	△183	5,398	△59,594 △60,513
24 (2012)		△41,030	△42,294	△5,312	△11,593	△699	△58,633	△59,898	△3,043	△3,327	△67,003 △68,268
25 (2013)		△38,145	△39,594	△4,704	△13,725	△571	△57,146	△58,595	△3,739	△4,492	△65,376 △66,825
26 (2014)		△12,371	△33,474	△3,635	△11,506	△302	△27,814	△48,917	△1,820	2,005	△27,629 △48,732
27 (2015)		22,633	△24,015	△4,045	△12,283	△326	5,979	△40,669	△1,593	238	4,624 △42,023
28 (2016)		30,955	△12,889	△2,244	△12,837	△481	15,393	△28,451	△3,064	△305	12,024 △31,820
29 (2017)		10,078	△6,075	△2,754	△8,546	△368	△1,589	△17,743	△3,414	△1,074	△6,077 △22,231
30 (2018)		1,961	△5,340	△2,880	△8,362	△273	△9,554	△16,854	△2,100	2,473	△9,182 △16,482
令和 元 (2019)		△986	△1,944	△3,091	△9,027	△221	△13,324	△14,283	△1,790	3,911	△11,204 △19,666
2 (2020)		△9,011	△9,561	△2,782	△9,356	△103	△21,253	△21,803	△2,514	4,651	△19,115 △19,666
3 (2021)		3,304	△2,228	△2,691	△9,794	△241	△9,421	△10,497	△3,016	7,592	△4,846 △5,921
4 (2022)		6,888	△6,763	△2,296	△9,307	△294	△5,009	△5,134	△2,725	9,174	1,440 △1,315

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注3 決算の収入から「運用収入」、「厚生年金計・国民年金の「積立金より受入」」、「基礎年金勘定の「前年度剩余金受入」」を除いた額と、決算の支出から国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を除いた額の差を、「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。

注4 厚生年金勘定・被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注5 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注6 厚生年金勘定・被用者年金計及び公的年金制度全体のく内額は、解散厚生年金基金等徴収金を控除した額である。

注7 平成26(2014)年に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注8 平成27(2015)年度以降の国共済・地共済及び私学共済については、長期経理、厚生年金保険経理及び経済的長期経理を加えたものである。

公的年金の積立金（時価ベース）の推移

年度末	厚生年金勘定	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計 (被用者年金計)	国民年金		公的年金 制度全体
							国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)		億円	億円	億円		億円	億円	億円	億円
平成 10 (1998)			82,883						
11 (1999)			85,252						
12 (2000)			87,227						
13 (2001)	1,345,967		87,070				97,348	7,246	
14 (2002)	1,320,717		86,986	365,720	31,625	1,805,048	94,698	7,246	1,906,992
15 (2003)	1,359,151		88,175	379,605	32,242	1,859,173	97,160	7,246	1,963,580
16 (2004)	1,382,468		88,564	386,664	33,079	1,890,775	97,151	7,246	1,995,172
17 (2005)	1,403,465		91,690	412,945	34,730	1,942,829	96,766	7,246	2,046,842
18 (2006)	1,397,509		92,162	420,246	35,563	1,945,481	93,828	7,246	2,046,554
19 (2007)	1,301,810		88,958	398,579	34,328	1,823,675	84,674	7,246	1,915,595
20 (2008)	1,166,496		82,145	362,067	31,523	1,642,231	71,885	7,246	1,721,362
21 (2009)	1,207,568		83,230	376,161	33,963	1,700,922	75,079	7,246	1,783,247
22 (2010)	1,141,532		80,942	366,356	33,733	1,622,563	77,394	7,246	1,707,203
23 (2011)	1,114,990		78,895	364,506	34,055	1,592,446	79,025	7,246	1,678,717
24 (2012)	1,178,823		77,427	384,525	36,406	1,677,180	81,446	23,223	1,781,849
25 (2013)	1,236,139		76,150	398,265	38,472	1,749,026	84,492	29,793	1,863,310
26 (2014)	1,366,656		77,999	424,811	41,925	1,911,390	92,667	31,892	2,035,950
27 (2015)	1,339,311		71,552	195,697	20,652	1,627,212	87,768	32,181	1,747,161
28 (2016)	1,444,462		71,145	200,478	20,562	1,736,648	89,668	31,926	1,858,241
29 (2017)	1,549,035		72,687	213,577	22,219	1,857,518	92,210	30,867	1,980,595
30 (2018)	1,573,302		72,709	212,807	22,878	1,881,696	91,543	33,355	2,006,594
令和 元 (2019)	1,493,896		67,805	198,739	22,246	1,782,686	85,232	37,281	1,905,199
2 (2020)	1,841,927		81,607	241,401	28,486	2,193,421	103,259	41,942	2,338,623
3 (2021)	1,940,615		84,751	249,506	30,656	2,305,528	105,642	49,539	2,460,709
4 (2022)	1,975,392		84,874	249,532	31,769	2,341,567	104,518	58,717	2,504,802

注 1 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注 2 厚生年金勘定・厚生年金計（被用者年金計）及び公的年金制度全体には厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注 3 厚生年金勘定・国民年金の時価ベースは、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17(2005)年度以前は旧年金資金運用基金）における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注 4 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。

注 5 厚生年金勘定の平成13(2001)年度は旧農林年金を含まない。

注 6 旧農林年金から厚生年金勘定へ、平成14(2002)年度に1.58兆円、15(2003)年度に0.03兆円が移換されている。また、厚生年金勘定には、平成15(2003)年度に3.50兆円、平成16(2004)年度に5.39兆円、平成17(2005)年度に3.46兆円、平成18(2006)年度に0.68兆円、平成19(2007)年度に0.56兆円、平成20(2008)年度に0.35兆円、平成21(2009)年度に0.19兆円、平成22(2010)年度に0.01兆円、平成23(2011)年度に0.09兆円、平成24(2012)年度に0.13兆円、平成25(2013)年度に0.14兆円、平成26(2014)年度に2.11兆円、平成27(2015)年度に4.66兆円、平成28(2016)年度に4.38兆円、平成29(2017)年度に1.62兆円、平成30(2018)年度0.73兆円、令和元(2019)年度0.10兆円、令和2(2020)年度0.06兆円、令和3(2021)年度0.11兆円、令和4(2022)年度0.01兆円の解散厚生年金基金等収取金がある。

注 7 平成26(2014)年度までの国共済、地共済、私学共済、厚生年金計（被用者年金計）及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

注 8 平成27(2015)年度以降の国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の積立金である。

共済組合等の職域加算部分等を含む積立金（時価ベース）の推移

年度末	厚生年金勘定	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金		公的年金 制度全体
							国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)		億円	億円	億円		億円	億円	億円	億円
平成 10 (1998)			82,883						
11 (1999)			85,252						
12 (2000)			87,227						
13 (2001)	1,345,967		87,070				97,348	7,246	
14 (2002)	1,320,717		86,986	365,720	31,625	1,805,048	94,698	7,246	1,906,992
15 (2003)	1,359,151		88,175	379,605	32,242	1,859,173	97,160	7,246	1,963,580
16 (2004)	1,382,468		88,564	386,664	33,079	1,890,775	97,151	7,246	1,995,172
17 (2005)	1,403,465		91,690	412,945	34,730	1,942,829	96,766	7,246	2,046,842
18 (2006)	1,397,509		92,162	420,246	35,563	1,945,481	93,828	7,246	2,046,554
19 (2007)	1,301,810		88,958	398,579	34,328	1,823,675	84,674	7,246	1,915,595
20 (2008)	1,166,496		82,145	362,067	31,523	1,642,231	71,885	7,246	1,721,362
21 (2009)	1,207,568		83,230	376,161	33,963	1,700,922	75,079	7,246	1,783,247
22 (2010)	1,141,532		80,942	366,356	33,733	1,622,563	77,394	7,246	1,707,203
23 (2011)	1,114,990		78,895	364,506	34,055	1,592,446	79,025	7,246	1,678,717
24 (2012)	1,178,823		77,427	384,525	36,406	1,677,180	81,446	23,223	1,781,849
25 (2013)	1,236,139		76,150	398,265	38,472	1,749,026	84,492	29,793	1,863,310
26 (2014)	1,366,656		77,999	424,811	41,925	1,911,390	92,667	31,892	2,035,950
27 (2015)	1,339,311		78,239	405,464	40,727	1,863,740	87,768	32,181	1,983,689
28 (2016)	1,444,462		78,787	411,949	42,130	1,977,329	89,668	31,926	2,098,923
29 (2017)	1,549,035		79,740	431,465	44,202	2,104,441	92,210	30,867	2,227,518
30 (2018)	1,573,302		78,114	428,278	44,470	2,124,164	91,543	33,355	2,249,062
令和 元 (2019)	1,493,896		71,735	398,684	42,627	2,006,942	85,232	37,281	2,129,455
2 (2020)	1,841,927		84,125	484,794	50,824	2,461,669	103,259	41,942	2,606,871
3 (2021)	1,940,615		85,945	500,551	52,760	2,579,871	105,642	49,539	2,735,052
4 (2022)	1,975,392		84,883	498,382	53,159	2,611,816	104,518	58,717	2,775,052

注 1 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注 2 厚生年金勘定・被用者年金計及び公的年金制度全体には厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注 3 厚生年金勘定・国民年金の時価ベースは、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17(2005)年度以前は旧年金資金運用基金）における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注 4 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。

注 5 厚生年金勘定の平成13(2001)年度は旧農林年金を含まない。

注 6 旧農林年金から厚生年金勘定へ、平成14(2002)年度に1.58兆円、15(2003)年度に0.03兆円が移換されている。また、厚生年金勘定には、平成15(2003)年度に3.50兆円、平成16(2004)年度に5.39兆円、平成17(2005)年度に3.46兆円、平成18(2006)年度に0.68兆円、平成19(2007)年度に0.56兆円、平成20(2008)年度に0.35兆円、平成21(2009)年度に0.19兆円、平成22(2010)年度に0.01兆円、平成23(2011)年度に0.09兆円、平成24(2012)年度に0.13兆円、平成25(2013)年度に0.14兆円、平成26(2014)年度に2.11兆円、平成27(2015)年度に4.06兆円、平成28(2016)年度に4.38兆円、平成29(2017)年度に1.62兆円、平成30(2018)年度0.73兆円、令和元(2019)年度0.10兆円、令和2(2020)年度0.06兆円、令和3(2021)年度0.11兆円、令和4(2022)年度0.01兆円の解散厚生年金基金等収取金がある。

注 7 平成27(2015)年度以降の国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の積立金である。

付属資料◆長期時系列表

公的年金の積立金（簿価ベース）の推移

年度末	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共游	厚生年金計 (被用者年金計)	国民年金		公的年金 制度全体
								国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
昭和 40 (1965)	14,414	2,104	418	2,716	3,329	186	23,168	1,946	·	25,114
45 (1970)	44,202	4,773	1,216	6,690	12,136	555	69,571	7,271	·	76,842
50 (1975)	122,869	9,602	3,074	14,545	34,215	1,606	185,911	18,147	·	204,058
51 (1976)	149,157	10,338	3,663	16,596	40,674	2,020	222,449	18,421	·	240,870
52 (1977)	179,740	10,852	4,299	18,834	48,231	2,497	264,453	18,466	·	282,918
53 (1978)	211,081	11,806	4,990	21,054	56,281	3,082	308,295	20,526	·	328,821
54 (1979)	243,519	12,643	5,716	23,529	64,935	3,807	354,149	23,596	·	377,744
55 (1980)	279,838	13,418	6,499	26,314	75,049	4,680	405,798	26,387	·	432,185
56 (1981)	322,796	14,394	7,408	28,992	85,458	5,660	464,709	28,093	·	492,802
57 (1982)	365,629	15,434	8,293	31,521	95,145	6,719	522,740	30,699	·	553,439
58 (1983)	409,416	16,583	9,185	34,030	105,410	7,867	582,491	29,276	·	611,767
59 (1984)	454,843	18,298	10,071	36,706	117,019	9,096	646,033	27,633	·	673,666
60 (1985)	507,828	17,663	10,910	40,303	131,140	10,407	718,251	25,939	·	744,190
61 (1986)	552,813	17,930	11,819	43,905	145,922	11,544	783,933	21,912	7,246	813,091
62 (1987)	599,638	17,597	12,583	47,037	159,070	12,695	848,620	26,197	7,246	882,063
63 (1988)	656,126	17,853	13,480	50,749	172,359	14,148	924,715	29,409	7,246	961,370
平成 元 (1989)	702,175	18,492	13,941	53,956	187,457	15,613	991,633	32,216	7,246	1,031,095
2 (1990)	768,605	19,271	14,763	57,408	204,859	17,100	1,082,006	36,317	7,246	1,125,569
3 (1991)	839,970	20,205	15,593	60,529	222,455	18,624	1,177,377	43,572	7,246	1,228,195
4 (1992)	911,340	20,979	16,406	63,608	239,749	20,082	1,272,165	51,275	7,246	1,330,686
5 (1993)	978,705	21,751	17,243	66,587	256,125	21,509	1,361,920	58,468	7,246	1,427,634
6 (1994)	1,045,318	22,653	17,871	69,593	271,622	22,822	1,449,879	63,712	7,246	1,520,837
7 (1995)	1,118,111	23,475	18,677	72,693	288,406	24,268	1,545,630	69,516	7,246	1,622,392
8 (1996)	1,184,579	25,007	19,236	75,782	305,220	25,611	1,635,435	78,493	7,246	1,721,175
9 (1997)	1,257,560		19,737	78,942	322,455	26,943	1,705,637	84,683	7,246	1,797,566
10 (1998)	1,308,446		19,961	81,337	337,358	28,150	1,775,251	89,619	7,246	1,872,117
11 (1999)	1,347,988		20,079	83,189	352,346	29,270	1,832,872	94,617	7,246	1,934,735
12 (2000)	1,368,804		20,113	85,951	361,507	30,123	1,866,498	98,208	7,246	1,971,952
13 (2001)	1,373,934		19,746	86,500	369,267	30,800	1,880,246	99,490	7,246	1,986,982
14 (2002)	1,377,023			86,747	374,658	31,368	1,869,796	99,108	7,246	1,976,150
15 (2003)	1,374,110			86,938	378,297	31,802	1,871,147	98,612	7,246	1,977,004
16 (2004)	1,376,619			87,034	380,619	32,102	1,876,374	96,991	7,246	1,980,611
17 (2005)	1,324,020			87,580	388,082	33,180	1,832,862	91,514	7,246	1,931,622
18 (2006)	1,300,980			88,137	397,071	33,834	1,820,022	87,660	7,246	1,914,928
19 (2007)	1,270,568			88,142	401,527	34,677	1,794,914	82,692	7,246	1,884,852
20 (2008)	1,240,188			85,711	395,200	34,366	1,755,465	76,920	7,246	1,839,631
21 (2009)	1,195,052			83,658	389,255	34,073	1,702,038	74,822	7,246	1,784,106
22 (2010)	1,134,604			81,822	383,658	34,083	1,634,167	77,333	7,246	1,718,746
23 (2011)	1,085,263			79,451	376,816	34,156	1,575,686	77,318	7,246	1,660,250
24 (2012)	1,050,354			75,627	368,159	34,224	1,528,364	72,789	23,223	1,624,376
25 (2013)	1,031,737			72,676	366,803	35,463	1,506,680	70,945	29,793	1,607,418
26 (2014)	1,049,500			71,285	369,938	36,428	1,527,152	71,965	31,892	1,631,009
27 (2015)	1,072,240			62,791	180,193	19,142	1,334,366	73,233	32,181	1,439,779
28 (2016)	1,103,321			61,271	179,817	18,437	1,362,846	73,186	31,926	1,467,958
29 (2017)	1,119,295			61,230	187,161	19,304	1,386,990	73,132	30,867	1,490,989
30 (2018)	1,125,431			61,846	189,308	20,211	1,396,796	74,437	33,355	1,504,588
令和 元 (2019)	1,128,931			61,766	191,149	21,255	1,403,101	76,142	37,281	1,516,524
2 (2020)	1,134,126			64,256	196,315	22,833	1,417,530	75,498	41,942	1,534,971
3 (2021)	1,140,140			67,130	204,284	24,293	1,435,847	77,561	49,539	1,562,947
4 (2022)	1,147,253			69,602	210,378	26,106	1,453,338	78,745	58,717	1,590,799

注 1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注 2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注 3 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注 4 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、收支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。

注 5 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体の昭和60(1985)年度以前は旧船員保険を含まない。

注 6 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。

注 7 平成26(2014)年度までの国共済、地共済、私学共済、厚生年金計（被用者年金計）及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

共済組合等の職域加算部分等を含む積立金（簿価ベース）の推移

年度末	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金		公的年金制度全体
								国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
昭和 40 (1965)	14,414	2,104	418	2,716	3,329	186	23,168	1,946	.	25,114
45 (1970)	44,202	4,773	1,216	6,690	12,136	555	69,571	7,271	.	76,842
50 (1975)	122,869	9,602	3,074	14,545	34,215	1,606	185,911	18,147	.	204,058
51 (1976)	149,157	10,338	3,663	16,596	40,674	2,020	222,449	18,421	.	240,870
52 (1977)	179,740	10,852	4,299	18,834	48,231	2,497	264,453	18,466	.	282,918
53 (1978)	211,081	11,806	4,990	21,054	56,281	3,082	308,295	20,526	.	328,821
54 (1979)	243,519	12,643	5,716	23,529	64,935	3,807	354,149	23,596	.	377,744
55 (1980)	279,838	13,418	6,499	26,314	75,049	4,680	405,798	26,387	.	432,185
56 (1981)	322,796	14,394	7,408	28,992	85,458	5,660	464,709	28,093	.	492,802
57 (1982)	365,629	15,434	8,293	31,521	95,145	6,719	522,740	30,699	.	553,439
58 (1983)	409,416	16,583	9,185	34,030	105,410	7,867	582,491	29,276	.	611,767
59 (1984)	454,843	18,298	10,071	36,706	117,019	9,096	646,033	27,633	.	673,666
60 (1985)	507,828	17,663	10,910	40,303	131,140	10,407	718,251	25,939	.	744,190
61 (1986)	552,813	17,930	11,819	43,905	145,922	11,544	783,933	21,912	7,246	813,091
62 (1987)	599,638	17,597	12,583	47,037	159,070	12,695	848,620	26,197	7,246	882,063
63 (1988)	656,126	17,853	13,480	50,749	172,359	14,148	924,715	29,409	7,246	961,370
平成 元 (1989)	702,175	18,492	13,941	53,956	187,457	15,613	991,633	32,216	7,246	1,031,095
2 (1990)	768,605	19,271	14,763	57,408	204,859	17,100	1,082,006	36,317	7,246	1,125,569
3 (1991)	839,970	20,205	15,593	60,529	222,455	18,624	1,177,377	43,572	7,246	1,228,195
4 (1992)	911,340	20,979	16,406	63,608	239,749	20,082	1,272,165	51,275	7,246	1,330,686
5 (1993)	978,705	21,751	17,243	66,587	256,125	21,509	1,361,920	58,468	7,246	1,427,634
6 (1994)	1,045,318	22,653	17,871	69,593	271,622	22,822	1,449,879	63,712	7,246	1,520,837
7 (1995)	1,118,111	23,475	18,677	72,693	288,406	24,268	1,545,630	69,516	7,246	1,622,392
8 (1996)	1,184,579	25,007	19,236	75,782	305,220	25,611	1,635,435	78,493	7,246	1,721,175
9 (1997)	1,257,560		19,737	78,942	322,455	26,943	1,705,637	84,683	7,246	1,797,566
10 (1998)	1,308,446		19,961	81,337	337,358	28,150	1,775,251	89,619	7,246	1,872,117
11 (1999)	1,347,988		20,079	83,189	352,346	29,270	1,832,872	94,617	7,246	1,934,735
12 (2000)	1,368,804		20,113	85,951	361,507	30,123	1,866,498	98,208	7,246	1,971,952
13 (2001)	1,373,934		19,746	86,500	369,267	30,800	1,880,246	99,490	7,246	1,986,982
14 (2002)	1,377,023			86,747	374,658	31,368	1,869,796	99,108	7,246	1,976,150
15 (2003)	1,374,110			86,938	378,297	31,802	1,871,147	98,612	7,246	1,977,004
16 (2004)	1,376,619			87,034	380,619	32,102	1,876,374	96,991	7,246	1,980,611
17 (2005)	1,324,020			87,580	388,082	33,180	1,832,862	91,514	7,246	1,931,622
18 (2006)	1,300,980			88,137	397,071	33,834	1,820,022	87,660	7,246	1,914,928
19 (2007)	1,270,568			88,142	401,527	34,677	1,794,914	82,692	7,246	1,884,852
20 (2008)	1,240,188			85,711	395,200	34,366	1,755,465	76,920	7,246	1,839,631
21 (2009)	1,195,052			83,658	389,255	34,073	1,702,038	74,822	7,246	1,784,106
22 (2010)	1,134,604			81,822	383,658	34,083	1,634,167	77,333	7,246	1,718,746
23 (2011)	1,085,263			79,451	376,816	34,156	1,575,686	77,318	7,246	1,660,250
24 (2012)	1,050,354			75,627	368,159	34,224	1,528,364	72,789	23,223	1,624,376
25 (2013)	1,031,737			72,676	366,803	35,463	1,506,680	70,945	29,793	1,607,418
26 (2014)	1,049,500			71,285	369,938	36,428	1,527,152	71,965	31,892	1,631,009
27 (2015)	1,072,240			69,363	372,738	37,521	1,551,862	73,233	32,181	1,657,276
28 (2016)	1,103,321			68,804	367,822	37,902	1,577,848	73,186	31,926	1,682,960
29 (2017)	1,119,295			68,231	375,579	38,923	1,602,029	73,132	30,867	1,706,028
30 (2018)	1,125,431			67,225	378,715	39,806	1,611,178	74,437	33,355	1,718,969
令和 元 (2019)	1,128,931			65,687	381,238	40,761	1,616,617	76,142	37,281	1,730,040
2 (2020)	1,134,126			66,773	391,815	42,392	1,635,106	75,498	41,942	1,752,546
3 (2021)	1,140,140			68,324	407,057	43,980	1,659,500	77,561	49,539	1,786,601
4 (2022)	1,147,253			69,610	417,888	45,486	1,680,237	78,745	58,717	1,817,699

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注3 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注4 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。

注5 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体の昭和60(1985)年度以前は旧船員保険を含まない。

注6 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。

付属資料◆長期時系列表

基礎年金等給付費、特別国庫負担額、基礎年金拠出金単価、基礎年金拠出金算定対象者数等の推移《確定値ベース》

年度	基礎年金等給付費 ①	特別国庫負担額 ②	保険料・ 拠出金算定対象額 ①-②	基礎年金 拠出金単価 (①-②)/③/12	合計 ③	基礎年金拠出金算定対象者数				國共済 千人	地共済 千人	私学共済 千人	国民年金 (国民年金勘定) 千人
						厚生年金勘定 千人	旧三共済 千人	旧農林年金 千人	千人				
(西暦)	億円	億円	億円	円	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成 7 (1995)	109,779	4,914	104,865	14,111	61,928	41,259	731	640	1,571	4,385	481	12,860	
8 (1996)	115,772	4,907	110,865	14,972	61,709	41,149	719	630	1,554	4,341	480	12,836	
9 (1997)	121,639	4,889	116,751	15,765	61,713	42,232		615	1,557	4,343	482	12,485	
10 (1998)	129,066	4,942	124,124	16,988	60,887	41,691		600	1,542	4,310	483	12,261	
11 (1999)	135,656	4,869	130,787	18,024	60,469	41,149		592	1,539	4,291	484	12,413	
12 (2000)	142,140	4,833	137,307	19,149	59,753	40,747		582	1,553	4,224	485	12,162	
13 (2001)	148,173	4,918	143,255	20,149	59,249	40,356		571	1,538	4,172	486	12,126	
14 (2002)	154,563	4,910	149,653	21,450	58,142	40,006		(565)	1,521	4,132	489	11,994	
15 (2003)	159,559	4,868	154,692	22,239	57,965	40,038			1,502	4,086	494	11,845	
16 (2004)	163,886	4,842	159,044	22,924	57,816	40,102			1,486	4,026	500	11,702	
17 (2005)	169,246	4,830	164,416	22,986	59,606	41,766			1,519	4,097	523	11,701	
18 (2006)	174,536	4,674	169,862	24,626	57,480	40,604			1,455	3,916	516	10,990	
19 (2007)	181,499	4,625	176,874	25,731	57,283	41,075			1,434	3,836	519	10,419	
20 (2008)	188,821	4,756	184,065	27,057	56,690	40,994			1,421	3,748	522	10,005	
21 (2009)	197,400	3,402	193,998	29,212	55,342	40,204			1,412	3,675	523	9,528	
22 (2010)	199,701	3,300	196,401	29,947	54,651	39,970			1,399	3,615	527	9,141	
23 (2011)	200,615	3,233	197,382	30,587	53,777	39,588			1,396	3,555	531	8,708	
24 (2012)	206,258	3,242	203,015	31,301	54,049	39,725			1,390	3,528	542	8,865	
25 (2013)	213,421	3,274	210,147	32,737	53,494	39,432			1,356	3,451	539	8,716	
26 (2014)	218,294	3,285	215,008	33,146	54,056	40,251			1,368	3,452	552	8,434	
27 (2015)	225,320	3,353	221,967	34,198	54,089	40,747			1,362	3,424	560	7,996	
28 (2016)	230,370	3,414	226,956	34,870	54,239	41,471			1,353	3,394	568	7,453	
29 (2017)	235,566	3,574	231,993	35,509	54,445	42,213			1,340	3,363	576	6,953	
30 (2018)	238,692	3,721	234,971	35,805	54,688	42,606			1,328	3,327	581	6,846	
令和 元 (2019)	241,402	3,799	237,602	36,194	54,706	42,849			1,315	3,305	586	6,651	
2 (2020)	244,734	3,906	240,828	36,824	54,500	42,668			1,307	3,386	591	6,548	
3 (2021)	246,338	3,985	242,353	37,086	54,457	42,547			1,298	3,392	594	6,627	
4 (2022)	246,223	4,053	242,170	37,043	54,480	42,599			1,276	3,313	595	6,696	

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注3 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。

注4 () 内は、旧農林年金が納付する額を算定するため人数換算された拠出金算定対象者数であり、厚生年金勘定の内数である。

注5 平成17(2005)年度は第3号被保険者の特例届出の措置が講じられたため、拠出金算定対象者数が1,472千人増加している。

注6 基礎年金勘定の積立金については、平成27(2015)年度から平成36(2024)年度までの各年度において基礎年金拠出金の軽減に充てることになっており、この軽減後の基礎年金拠出金単価は、平成27(2015)年度は国民年金で34,075円、被用者年金で33,931円、平成28(2016)年度は国民年金で34,747円、被用者年金で34,606円、平成29(2017)年度は国民年金で35,390円、被用者年金で35,253円、平成30(2018)年度は国民年金で35,686円、被用者年金で35,551円、令和元(2019)年度は国民年金で36,075円、被用者年金で35,940円、令和2(2020)年度は国民年金で36,705円、被用者年金で36,569円、令和3(2021)年度は国民年金で36,967円、被用者年金で36,832円、令和4(2022)年度は国民年金で36,924円、被用者年金で36,788円である。

基礎年金拠出金の推移《確定値ベース》（特別国庫負担分を除く）

年度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共游	厚生年金計 (被用者年金計)	国民年金	公的年金 制度全体
								国民年金 勘定	
(西暦) 平成 7 (1995)	億円 69,866	億円 1,239	億円 1,084	億円 2,660	億円 7,425	億円 815	億円 83,089	億円 21,777	億円 104,865
8 (1996)	73,927	1,292	1,131	2,792	7,800	862	87,804	23,061	110,865
9 (1997)	79,669		1,164	2,945	8,216	912	93,132	23,619	116,751
10 (1998)	84,991		1,224	3,144	8,786	984	99,129	24,995	124,124
11 (1999)	89,002		1,281	3,329	9,280	1,047	103,939	26,848	130,787
12 (2000)	93,633		1,338	3,569	9,705	1,116	109,361	27,946	137,307
13 (2001)	97,575		1,380	3,719	10,088	1,175	113,937	29,319	143,255
14 (2002)	102,730			3,915	10,635	1,259	118,780	30,873	149,653
15 (2003)	106,850			4,009	10,905	1,319	123,082	31,610	154,692
16 (2004)	110,314			4,087	11,074	1,376	126,852	32,192	159,044
17 (2005)	115,207			4,190	11,300	1,443	132,139	32,276	164,416
18 (2006)	119,991			4,300	11,571	1,524	137,385	32,477	169,862
19 (2007)	126,829			4,428	11,844	1,602	144,702	32,172	176,874
20 (2008)	133,101			4,613	12,170	1,694	151,578	32,486	184,065
21 (2009)	140,933			4,949	12,881	1,835	160,598	33,400	193,998
22 (2010)	143,640			5,027	12,991	1,894	163,552	32,849	196,401
23 (2011)	145,302			5,122	13,047	1,950	165,421	31,961	197,382
24 (2012)	149,213			5,219	13,250	2,035	169,717	33,298	203,015
25 (2013)	154,907			5,327	13,558	2,116	175,908	34,239	210,147
26 (2014)	160,096			5,441	13,731	2,194	181,462	33,546	215,008
27 (2015)	165,914			5,544	13,943	2,281	187,682	32,695	220,377
	<167,216>			<5,587>	<14,053>	<2,299>	<189,155>	<32,813>	<221,967>
	(1,302)			(44)	(109)	(18)	(1,473)	(118)	(1,591)
28 (2016)	172,215			5,617	14,093	2,361	194,287	31,078	225,365
	<173,529>			<5,660>	<14,201>	<2,379>	<195,769>	<31,188>	<226,956>
	(1,313)			(43)	(107)	(18)	(1,482)	(109)	(1,591)
29 (2017)	178,576			5,670	14,226	2,436	200,909	29,526	230,435
	<179,872>			<5,712>	<14,330>	<2,454>	<202,367>	<29,626>	<231,993>
	(1,296)			(41)	(103)	(18)	(1,458)	(99)	(1,557)
30 (2018)	181,759			5,666	14,194	2,481	204,099	29,315	233,414
	<183,059>			<5,707>	<14,295>	<2,498>	<205,559>	<29,413>	<234,971>
	(1,300)			(41)	(102)	(18)	(1,460)	(97)	(1,557)
令和 元 (2019)	184,801			5,670	14,254	2,527	207,252	28,794	236,045
	<186,105>			<5,710>	<14,354>	<2,545>	<208,714>	<28,888>	<237,602>
	(1,304)			(40)	(101)	(18)	(1,462)	(95)	(1,557)
2 (2020)	187,242			5,736	14,858	2,594	210,430	28,841	239,272
	<188,544>			<5,776>	<14,961>	<2,612>	<211,894>	<28,935>	<240,828>
	(1,302)			(40)	(103)	(18)	(1,463)	(94)	(1,557)
3 (2021)	188,048			5,735	14,992	2,623	211,398	29,399	240,797
	<189,348>			<5,775>	<15,096>	<2,642>	<212,860>	<29,494>	<242,353>
	(1,300)			(40)	(104)	(18)	(1,462)	(95)	(1,557)
4 (2022)	188,058			5,634	14,627	2,625	210,944	29,670	240,614
	<189,360>			<5,673>	<14,728>	<2,644>	<212,404>	<29,766>	<242,170>
	(1,302)			(39)	(101)	(18)	(1,461)	(96)	(1,556)

注 1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注 2 旧農林共済（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注 3 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注 4 平成9(1997)年度の厚生年金計及び公的年金制度全体の額は、旧三共済の存続組合等が平成9(1997)年2月分、3月分の給付に係る負担分として納付する額（226億円）を含む。同様に、平成14(2002)年度の額は旧農林年金分（242億円）を含む。

注 5 平成27(2015)年度以降の基礎年金拠出金の額は、基礎年金勘定の積立金（昭和61年4月前に国民年金へ任意加入していた被用者年金の被扶養配偶者が納付した保険料に相当する額の積立金収入及びその運用収入）による基礎年金拠出金の軽減後の額である。なお、<>内の額は軽減前の額であり、（ ）内の額は軽減額である。

付属資料◆長期時系列表

基礎年金交付金の推移《確定値ベース》

年度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共游	国民年金		公的年金制度全体
							厚生年金計 (被用者年金計)	国民年金勘定	
(西暦) 平成 7 (1995)	25,986	2,347	615	2,167	5,206	297	36,619	31,507	68,126
8 (1996)	25,392	2,416	605	2,187	5,158	287	36,045	30,319	66,364
9 (1997)	26,451		587	2,184	5,079	276	34,977	29,018	63,995
10 (1998)	25,804		577	2,178	5,033	265	33,857	28,132	61,989
11 (1999)	24,750		562	2,128	4,916	253	32,610	26,941	59,551
12 (2000)	24,234		547	2,077	4,724	239	31,822	25,588	57,410
13 (2001)	23,059		527	2,004	4,509	228	30,328	24,251	54,579
14 (2002)	22,638			1,925	4,325	218	29,193	22,916	52,110
15 (2003)	21,428			1,825	4,026	204	27,484	21,378	48,862
16 (2004)	20,145			1,729	3,770	192	25,836	19,957	45,793
17 (2005)	18,923			1,638	3,563	180	24,304	18,583	42,887
18 (2006)	17,395			1,543	3,350	168	22,455	17,197	39,653
19 (2007)	16,241			1,438	3,181	147	21,007	15,896	36,903
20 (2008)	15,178			1,344	2,963	135	19,620	14,766	34,385
21 (2009)	15,244			1,247	2,781	123	19,395	13,765	33,160
22 (2010)	13,864			1,150	2,559	112	17,685	12,358	30,043
23 (2011)	11,971			1,049	2,323	100	15,443	10,855	26,298
24 (2012)	10,551			950	2,094	89	13,684	9,564	23,248
25 (2013)	9,472			875	1,943	78	12,368	8,378	20,746
26 (2014)	8,743			757	1,649	67	11,215	7,246	18,461
27 (2015)	7,513			678	1,464	58	9,713	6,286	15,999
28 (2016)	6,235			605	1,287	50	8,177	5,384	13,561
29 (2017)	5,280			526	1,114	44	6,964	4,537	11,501
30 (2018)	4,477			454	956	37	5,924	3,778	9,702
令和 元 (2019)	3,771			390	814	31	5,006	3,106	8,112
2 (2020)	3,163			332	690	25	4,210	2,532	6,742
3 (2021)	2,581			278	575	20	3,455	2,026	5,481
4 (2022)	2,049			227	467	16	2,759	1,563	4,322

注 1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注 2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注 3 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注 4 平成9(1997)年度の厚生年金計及び公的年金制度全体の額は、旧三共済の平成9(1997)年2月分、3月分の給付に係る基礎年金交付金の確定値（410億円）を含む。同様に、平成14(2002)年度の額は旧農林年金分（87億円）を含む。

厚生年金拠出金の推移《確定値ベース》

年度	国共済	地共済	私学共済	計
(西暦) 平成 27 (2015)	5,390	15,862	1,541	22,793
28 (2016)	10,757	30,870	3,096	44,723
29 (2017)	10,646	30,751	3,092	44,488
30 (2018)	10,675	31,026	3,153	44,854
令和 元 (2019)	10,643	31,108	3,237	44,987
2 (2020)	10,598	31,256	3,384	45,238
3 (2021)	10,567	31,252	3,434	45,253
4 (2022)	10,428	31,044	3,554	45,026

注 平成27(2015)年度は、被用者年金一元化後の半年分の額である。

厚生年金交付金の推移《確定値ベース》

年度	国共済	地共済	私学共済	計
(西暦) 平成 27 (2015)	5,397	16,952	1,303	23,653
28 (2016)	10,875	32,746	2,658	46,278
29 (2017)	10,780	32,698	2,700	46,178
30 (2018)	10,815	33,148	2,768	46,731
令和 元 (2019)	10,820	33,465	2,836	47,121
2 (2020)	10,772	33,425	2,882	47,079
3 (2021)	10,799	33,797	2,942	47,538
4 (2022)	10,803	34,202	2,997	48,003

注 平成27(2015)年度は、被用者年金一元化後の半年分の額である。

付属資料◆長期時系列表

2. 船員保険

年度 (西暦)	収 入					支 出			収支残	年度末 積立金
	保険料	国庫負担	利息及び 配 当 金	その他収入	合計	給付費	その他支出	合計		
昭和 45 (1970)	18,951	1,373	5,931	0	26,255	7,232	28	7,260	21,978	110,757
46 (1971)	22,974	1,498	7,467	0	31,938	8,173	26	8,199	28,305	138,940
47 (1972)	26,860	1,829	9,127	0	37,816	9,736	29	9,765	31,633	169,933
48 (1973)	32,060	2,565	11,273	0	45,898	13,375	31	13,406	36,825	206,379
49 (1974)	44,197	5,421	13,762	144	63,525	25,568	271	25,839	38,696	244,563
50 (1975)	48,148	7,125	16,534	237	72,044	33,935	517	34,452	33,111	276,919
51 (1976)	59,195	9,163	19,079	458	87,896	45,332	138	45,470	36,168	312,964
52 (1977)	68,183	12,613	21,719	347	102,862	58,017	340	58,356	38,867	351,534
53 (1978)	69,262	15,301	23,823	758	109,144	70,023	162	70,185	27,050	378,208
54 (1979)	69,623	18,830	24,480	420	113,353	80,029	1,271	81,299	20,768	397,485
55 (1980)	76,831	22,286	26,224	1,506	126,847	97,999	3,023	101,023	15,182	410,679
56 (1981)	87,346	26,795	27,869	2,096	144,106	118,503	3,193	121,696	17,966	426,886
57 (1982)	89,484	27,324	28,198	365	145,370	135,213	1,233	136,446	11,119	437,123
58 (1983)	88,977	32,989	28,164	151,032	436,807
59 (1984)	88,307	40,974	27,183	171,041	426,898
60 (1985)	89,108	3,014	25,521	196,725	394,223

注1 収入・支出の両方に災害補償相当分を含む。

注2 収支残及び年度末積立金は船員保険特別会計としての額である。

注3 船員保険の年金部門は昭和61(1986)年4月に厚生年金に統合された。

注4 簿価ベースの数値である。

3. 国家公務員共済組合

(1) 国家公務員共済組合連合会

[厚生年金保険経理]

年度 (西暦)	保険料 百万円	国庫・ 公経済負担		追加費用 百万円	運用損益 百万円	基礎年金 交付金 百万円	厚生年金 交付金 百万円	財政調整 拠出金収入 百万円	その他 収入 百万円	合 計 百万円	給付費 百万円	基礎年金 拠出金 百万円	厚生年金 拠出金 百万円	財政調整 拠出金 百万円	その他 支出 百万円	合 計 百万円	取支残 百万円	年度末 積立金 百万円		
		年度 内	外																	
平成 27 (2015)	598,704	142,914	110,668	132,043	<70,817>	34,759	573,541	—	9,758	1,607,524	<1,541,281>	687,655	282,180	567,502	3,459	23,229	1,564,025	43,599	<△22,744>	
28 (2016)	1,207,020	313,575	[299,991]	259,128	<147,687>	60,615	1,096,881	—	2,932	3,150,719	<3,035,065>	1,361,036	610,272	1,098,037	54,351	7,973	3,151,669	19,049	<△96,653>	
29 (2017)	1,233,964	289,547	[278,079]	194,548	362,618	<204,279>	53,910	1,066,435	—	3,023	3,204,048	<3,045,706>	1,327,964	562,772	1,074,962	80,317	3,831	3,049,846	154,202	<△4,140>
30 (2018)	1,274,402	281,680	177,267	118,156	<178,889>	45,095	1,106,593	—	94,239	3,098,682	<3,158,164>	1,309,605	538,041	1,076,081	104,035	58,749	3,096,512	2,170	<△1,594>	
合 和 元 (2019)	1,290,052	296,705	164,031	△330,695	<158,168>	37,328	1,087,577	—	3,033	2,554,528	<3,036,994>	1,289,241	578,470	1,059,502	106,583	11,067	3,044,863	△490,335	<△7,969>	
2 (2020)	1,284,930	294,540	154,468	1,509,587	<378,464>	34,879	1,056,160	—	2,846	4,337,465	<3,206,286>	1,264,859	574,955	1,060,128	113	4,255	2,957,311	1,380,154	<△48,975>	
3 (2021)	1,291,830	300,122	132,258	430,816	<403,920>	27,232	1,075,613	—	2,706	3,260,668	<3,235,681>	1,247,155	587,297	1,090,572	16,097	5,093	2,946,214	314,454	<△87,467>	
4 (2022)	1,281,367	303,607	117,208	123,410	<361,558>	22,379	1,067,625	—	2,928	2,921,826	<3,156,673>	1,227,463	595,095	1,025,973	52,313	8,681	2,909,525	12,301	<△47,148>	

注1 時価ベースの年度末積立金は包括信託内の未取扱益を含めた時価総額を計上している。
 注2 時価ベースの預託金は、預託金について市場金利を参照して算出した額である。

注3 < 内は、簿価ベースである。

注4 平成28(2016)年度及び平成29(2017)年度の基礎年金拠出金及び基礎年金負担ににおける「」内の額は、実際に国庫が負担した額である。

注5 平成28(2016)年度及び平成29(2017)年度の国庫・公経済負担ににおける「」内の額は、基礎年金拠出金に係る前々年度の精算額である。

[経過的長期経理]

年度 (西暦)	事業主負担 百万円	国庫・ 公経済負担		追加費用 百万円	運用損益 百万円	基礎年金 交付金 百万円	厚生年金 交付金 百万円	その他 収入 百万円	合 計 百万円	給付費 百万円	基礎年金 拠出金 百万円	厚生年金 拠出金 百万円	その他 支出 百万円	合 計 百万円	取支残 百万円	年度末 積立金 百万円		
		内	外															
平成 27 (2015)	9,494	310	10,005	22,145	<24,590>	34	—	15,093	57,482	<59,531>	80,318	9,132	39,950	△32,468	<△30,419>	668,667	<△57,177>	
28 (2016)	3,527	603	18,760	20,202	<26,780>	57	—	182,118	226,879	<231,844>	164,223	26,818	191,040	35,839	<40,804>	764,242	<△53,320>	
29 (2017)	3,114	631	18,955	7,960	<14,767>	57	—	155,674	—	122,691	<128,538>	162,966	18,704	181,669	△58,978	<△33,132>	705,264	<△90,188>
30 (2018)	2,658	662	17,942	7,247	<10,691>	58	—	68,799	—	54,061	83,560	<86,070>	164,766	83,527	248,293	△164,732	540,532	<△37,966>
合 和 元 (2019)	2,344	593	15,195	9,933	<4,502>	54	—	344	21,348	<23,032>	166,262	2,617	168,779	△147,331	△146,847	333,001	<△92,119>	
2 (2020)	2,101	523	13,876	7,624	47	—	274	—	25,450	<26,202>	164,179	2,450	166,629	△141,179	△140,427	251,822	<△51,692>	
3 (2021)	2,143	488	12,187	20,220	<21,184>	46	—	291	36,209	<36,340>	165,779	2,905	168,683	△122,474	△132,343	119,348	<△19,348>	
4 (2022)	2,123	460	10,939	0	(0)	44	36,950	248	50,765	<50,765>	167,078	2,189	169,267	△118,502	△118,502	846	<△846>	

注1 時価ベースの運用損益は、正味運用損益の増減分を加算して算出した参考値である。同様に、時価ベースの取支残は、年度

末積立金額の評価損益の増減分を加算して算出した参考値である。

注2 時価ベースの預託金は、預託金について市場金利を参照して算出した額である。

注3 < 内は、簿価ベースである。

注4 平成28(2016)年度及び平成29(2017)年度のその他の収入及びその他の支出における「」内の額は、基礎年金拠出金及び基礎年金交付金に係る前々年度の精算額のうち国

付属資料◆長期時系列表

【長期経理】		取 入										支 出							
年 度	拠出保険料収入等 掛 金 (本入資組)	利 息 及 び 配 当 金	基 础 年 金 交 付 金	制 度 調 整 金	財 政 調 整 交 付 金	拠 出 金 収 入、 拠 出 金 収 入、	そ の 他 収 入	合 計	給 付 費	基 础 年 金 拠 出 金	年 金 保 漢 者 拠 出 金	制 度 調 整 金	財 政 調 整 金	財 政 調 整 拠 出 金	そ の 他 支 出	合 計	收 支 残	年 度 末 積 立 金	
昭和 45 (1970)	26,391	51,480	24,735	•	•	3,754	106,360	27,407	•	•	•	•	•	•	19	27,427	78,933	486,456	
50 (1975)	66,747	150,459	61,279	•	•	7,394	285,879	129,212	•	•	•	•	•	•	128	129,340	156,540	1,101,314	
51 (1976)	74,084	183,912	72,468	•	•	7,274	337,738	167,370	•	•	•	•	•	•	247	167,617	170,122	1,271,532	
52 (1977)	81,005	220,268	84,332	•	•	8,219	393,824	204,908	•	•	•	•	•	•	166	205,074	188,751	1,460,422	
53 (1978)	85,362	248,644	94,389	•	•	7,252	435,647	245,534	•	•	•	•	•	•	519	246,052	189,595	1,650,282	
54 (1979)	94,678	285,030	108,105	•	•	7,454	495,267	233,382	•	•	•	•	•	•	1,004	284,387	210,380	1,861,267	
55 (1980)	105,607	312,826	130,214	•	•	8,969	557,616	325,279	•	•	•	•	•	•	856	326,134	231,481	2,092,909	
56 (1981)	112,007	338,344	143,129	•	•	8,883	602,362	376,787	•	•	•	•	•	•	475	377,262	225,100	2,318,209	
57 (1982)	113,854	356,313	158,908	•	•	10,019	639,094	426,831	•	•	•	•	•	•	462	427,293	211,802	2,530,257	
58 (1983)	117,107	379,637	174,559	•	•	10,308	681,611	468,357	•	•	•	•	•	•	313	468,670	212,941	2,743,451	
59 (1984)	184,195	476,733	188,980	•	•	10,895	860,803	525,646	•	•	•	•	•	•	89,116	614,762	246,041	2,989,804	
60 (1985)	218,108	567,912	201,367	•	•	11,768	1,029,156	616,588	•	•	•	•	•	•	185	1,045,285	331,408	3,221,437	
61 (1986)	248,158	797,299	254,024	74,504	•	30,946	1,404,930	881,553	129,533	•	•	34,013	•	•	130	1,226,596	312,104	4,703,705	
62 (1987)	251,158	878,618	263,948	115,581	•	29,394	1,538,700	1,033,012	158,421	•	•	35,033	•	•	368	389	3,074,874	339,456	4,390,496
63 (1988)	256,225	983,225	275,399	133,458	•	32,332	1,680,639	1,102,781	172,520	•	•	36,084	•	•	366	1,311,750	320,673	5,395,551	
平成 元 (1989)	291,879	958,759	301,049	196,925	•	39,280	1,727,891	1,195,036	171,520	•	•	37,167	•	•	3,950	1,684,679	344,726	5,740,766	
2 (1990)	335,453	964,511	349,076	158,031	219,250	3,084	2,029,405	1,277,760	175,974	219,250	8,000	•	•	•	3,695	1,684,679	312,156	6,052,921	
3 (1991)	349,080	988,442	349,716	174,417	294,240	3,612	2,159,508	1,352,994	188,292	294,240	8,000	•	•	•	3,826	1,847,353	312,156	6,052,921	
4 (1992)	361,169	1,041,046	356,275	186,811	325,225	2,282	2,273,707	1,422,625	206,185	325,525	8,000	•	•	•	3,542	1,965,877	307,830	6,360,752	
5 (1993)	373,163	1,073,415	354,145	193,584	345,161	2,557	2,342,025	1,474,022	217,012	345,161	4,000	•	•	•	3,925	2,044,120	297,905	6,658,657	
6 (1994)	399,121	1,119,272	346,257	206,438	374,427	1,957	2,447,472	1,529,708	234,374	374,427	4,000	•	•	•	4,366	2,146,875	300,597	6,959,255	
7 (1995)	451,781	1,159,673	346,347	218,843	413,976	1,823	2,592,442	1,600,454	262,396	413,976	2,000	•	•	•	3,555	2,282,380	310,062	7,269,317	
8 (1996)	471,275	1,155,437	350,518	220,861	453,892	1,860	2,653,842	1,611,680	273,272	453,892	2,000	•	•	•	4,104	2,344,948	308,894	7,578,211	
9 (1997)	489,180	1,191,324	328,917	219,366	104,053	1,789	2,334,630	1,624,037	208,760	2,083	104,053	•	•	•	3,679	2,018,612	316,017	7,894,229	
10 (1998)	492,401	1,218,502	272,830	220,127	17,706	1,773	2,223,339	1,651,671	307,463	2,527	17,706	•	•	•	4,511	1,983,879	239,461	8,133,689	
11 (1999)	496,403	1,201,851	266,622	215,639	5,188	1,538	2,187,241	1,660,777	328,846	2,527	5,188	•	•	•	4,682	2,002,020	185,221	8,318,911	
12 (2000)	509,192	1,204,083	249,858	208,331	145,289	2,316,753	1,680,029	353,454	2,527	413,976	2,000	•	•	•	4,569	2,040,579	276,174	8,595,085	
13 (2001)	511,292	1,188,683	210,393	199,347	•	1,982	2,111,698	1,686,720	360,813	2,527	•	•	•	•	6,723	2,056,783	54,915	8,649,999	
14 (2002)	505,336	1,177,559	216,862	193,492	•	2,317	2,095,567	1,685,208	371,894	2,249	•	•	•	•	11,537	2,070,888	24,678	8,674,678	
15 (2003)	510,656	1,174,389	235,755	183,281	•	2,331	2,106,412	1,684,915	389,812	3,961	•	•	•	•	8,644	2,087,332	324,100	8,693,759	
16 (2004)	509,821	1,156,354	210,947	172,862	70,828	2,571	2,123,384	1,677,860	419,213	2,790	•	•	•	•	13,926	2,113,788	9,596	8,703,354	
17 (2005)	512,913	1,145,135	242,287	164,015	•	117,243	2,871	2,184,464	1,669,280	420,135	3,079	•	•	•	37,373	2,129,868	54,596	8,757,951	
18 (2006)	515,619	1,136,788	260,666	153,206	•	80,781	2,152,057	1,668,638	420,968	3,109	•	•	•	•	3,546	2,096,261	55,796	8,743,746	
19 (2007)	516,513	1,119,900	278,922	144,622	•	62,443	3,311	2,125,712	1,673,370	441,681	2,682	•	•	•	7,541	2,125,725	437	8,814,184	
20 (2008)	520,838	1,050,884	171,190	135,019	71,385	3,347	1,952,663	1,673,624	449,289	2,679	•	•	•	•	70,171	2,195,762	△243,100	8,571,084	
21 (2009)	515,323	1,099,354	150,848	126,068	•	88,420	3,749	1,983,761	1,677,506	481,072	2,770	•	•	•	27,731	2,189,079	△205,318	8,365,766	
22 (2010)	513,612	1,212,849	169,515	112,981	48,220	4,051	2,061,229	1,681,727	532,536	2,295	•	•	•	•	28,206	2,244,763	△183,534	8,182,232	
23 (2011)	525,624	1,225,890	153,423	103,067	•	9,706	4,122	2,021,832	1,666,456	564,412	2,272	•	•	•	-	25,854	2,258,994	△237,162	7,945,069
24 (2012)	517,908	1,140,160	163,538	89,855	•	-	4,714	1,916,175	1,663,498	551,305	2,763	•	•	•	51,301	29,644	2,298,511	△382,336	7,562,734
25 (2013)	526,386	1,106,630	184,419	85,207	•	-	3,776	1,906,418	1,621,579	543,100	2,819	•	•	•	21,459	12,577	2,201,534	△295,116	7,267,618
26 (2014)	561,840	1,109,634	226,249	75,016	•	-	3,419	1,976,158	1,545,342	554,442	2,792	•	•	•	68,921	57,591	2,115,227	△139,069	7,128,548
27 (2015)	283,023	554,618	123,777	35,519	•	-	1,737	998,674	773,748	301,576	1,322	•	•	•	57,715	3,429	1,137,790	△139,116	54,591

注1 昭和59(1984)年4月に郵政省と公済組合が加入した。
 注2 平成12(2000)年度のその他収入には地方事務官移管金(1,436億円)を含む。
 注3 基本ベースの数値である。

(2) 郵政省共済組合

年度	取 入						支 出			収支残	年度末 積立金		
	拠出保険料収入等			利息及び 配 当 金	その他の 収 入	合 計	給付費	その他の 支 出	合 計				
	掛 金 (本人負担)	負担金	計										
(西暦) 昭和 45 (1970)	百万円 9,543	百万円 21,373	百万円 30,916	百万円 11,209	百万円 47	百万円 42,172	百万円 17,806	百万円 8	百万円 17,813	百万円 24,359	百万円 182,561		
46 (1971)	11,029	26,623	37,652	12,834	67	50,553	21,935	8	21,943	28,611	211,176		
47 (1972)	12,458	29,922	42,380	13,956	32	56,368	26,934	6	26,940	29,428	241,036		
48 (1973)	14,384	36,631	51,015	16,849	75	67,939	34,525	7	34,532	33,407	274,456		
49 (1974)	18,981	48,376	67,358	22,504	96	89,957	49,053	7	49,059	40,898	315,368		
50 (1975)	21,957	62,054	84,011	24,314	124	108,449	70,653	9	70,663	37,786	353,172		
51 (1976)	23,566	77,030	100,597	25,875	200	126,672	91,916	11	91,926	34,745	388,103		
52 (1977)	25,389	89,632	115,021	27,741	2,368	145,130	110,274	12	110,286	34,844	422,987		
53 (1978)	26,323	103,902	130,225	28,281	622	159,128	127,067	8	127,075	32,053	455,096		
54 (1979)	29,990	115,934	145,923	31,634	765	178,323	141,866	10	141,876	36,447	491,588		
55 (1980)	35,227	129,533	164,761	39,102	822	204,684	157,798	18	157,816	46,868	538,487		
56 (1981)	38,656	140,472	179,128	40,692	1,742	221,563	179,096	12	179,108	42,454	581,018		
57 (1982)	40,750	149,616	190,366	42,872	7,926	241,164	200,344	44	200,387	40,777	621,855		
58 (1983)	41,721	159,543	201,264	45,175	7,645	254,083	216,432	25	216,457	37,627	659,558		
59 (1984)	19	112,939	112,958	45,466	92,247	250,670	229,522	44	229,566	21,105	680,780		
60 (1985)	23	164,492	164,515	46,190	50,864	261,569	233,803	57	233,861	27,709	708,842		

注1 郵政省共済組合は昭和59(1984)年4月に国家公務員共済組合組合連合会に加入した。

注2 簿価ベースの数値である。

4. 公共企業体職員等共済組合
(1) 合計

付属資料◆長期時系列表

年度 (西暦)	収入					支出					収支残 高	年度末 積立金 百万円	
	拠出保険料収入等 掛金 (本人負担)	負担金 百万円	利息及び 配当金 百万円	基礎年金 交付金 百万円	制度間調整付金 百万円	長期財政 調整交付金 百万円	その他 収入 百万円	給付費 百万円	基礎年金 拠出金 百万円	制度間調整 拠出金 百万円			
昭和 45 (1970)	27,951	81,439	27,018	百万円	1,793	138,201	68,529	百万円	188	68,717	69,485	477,254	
46 (1971)	32,914	96,469	31,942	百万円	2,132	163,456	82,380	百万円	226	82,606	80,550	558,563	
47 (1972)	37,169	111,227	37,044	百万円	2,866	188,306	97,238	百万円	282	97,520	90,785	650,135	
48 (1973)	43,101	131,565	41,771	百万円	2,919	219,356	122,238	百万円	327	122,565	96,792	747,022	
49 (1974)	55,525	172,693	52,031	百万円	4,237	284,486	167,565	百万円	426	167,991	116,495	863,781	
50 (1975)	63,587	201,554	58,027	百万円	5,680	328,848	231,908	百万円	669	232,577	96,271	960,202	
51 (1976)	73,367	233,619	62,117	百万円	6,064	375,167	300,991	百万円	689	301,680	73,487	1,033,848	
52 (1977)	79,290	261,125	66,662	百万円	7,070	414,147	362,234	百万円	722	362,956	51,191	1,085,236	
53 (1978)	90,050	348,396	72,436	百万円	7,996	518,879	422,873	百万円	786	423,659	95,219	1,180,610	
54 (1979)	92,563	384,906	78,316	百万円	9,090	564,875	480,532	百万円	879	481,411	83,465	1,264,337	
55 (1980)	95,195	430,602	87,130	百万円	10,581	623,508	545,212	百万円	968	546,180	77,328	1,341,812	
56 (1981)	112,700	515,228	91,722	百万円	12,489	732,139	633,689	百万円	1,124	634,813	97,326	1,439,390	
57 (1982)	117,204	599,739	100,319	百万円	13,505	830,767	725,739	百万円	1,339	727,078	103,689	1,543,416	
58 (1983)	120,781	682,732	111,240	百万円	14,653	929,407	813,327	百万円	1,508	814,835	114,572	1,658,302	
59 (1984)	137,066	787,620	115,903	百万円	15,503	1,056,093	883,054	百万円	1,661	884,715	171,377	1,829,822	
60 (1985)	149,665	795,154	127,603	百万円	17,088	16,618	1,106,129	972,222	1,800	983,390	122,738	1,766,327	
61 (1986)	136,704	738,711	117,795	45,599	34,195	18,127	1,091,132	980,106	73,013	9,648	1,064,729	26,403	1,793,030
62 (1987)	127,235	819,254	103,478	67,563	47,770	17,953	1,183,254	1,116,736	86,363	9,938	1,875	1,214,912	△31,659
63 (1988)	130,613	847,666	99,306	103,417	61,373	19,395	1,261,771	1,135,818	83,580	10,236	1,842	1,231,475	30,295
平成元 (1989)	144,045	858,445	103,703	117,354	72,489	19,620	1,315,656	1,160,207	77,187	10,543	1,846	1,249,784	65,872
2 (1990)	163,823	840,105	96,489	127,669	197,270	8,000	18,580	1,451,936	1,185,088	85,367	100,107	—	2,010
3 (1991)	172,430	835,208	115,142	150,283	251,543	8,000	186,1	532,792	1,210,143	90,966	134,947	—	3,317
4 (1992)	178,003	833,754	110,769	170,250	265,888	8,000	210,1	566,875	1,237,848	100,271	149,293	—	2,062
5 (1993)	181,978	846,537	111,609	191,406	256,963	4,000	269,1	592,763	1,249,957	105,458	157,996	—	2,181
6 (1994)	190,364	855,693	110,129	215,040	270,787	4,000	405,1	646,418	1,270,910	111,539	171,736	—	2,073
7 (1995)	210,380	888,679	106,735	237,204	254,933	2,000	349,1	700,279	1,303,999	121,782	190,180	—	2,123
8 (1996)	217,501	879,746	169,332	244,494	273,509	2,000	492,1	787,075	1,293,206	126,731	208,803	—	5,096
													1,633,835
													1,53,240
													2,500,712

注1 公共企業体職員等共済組合は昭和59(1984)年4月に国家公務員共済組合に統合された。

注2 昭和59(1984)年度以降は、日本郵便、日本電信電話及び日本共済組合の合計を計上した。
注3 日本郵便、日本電信電話及び日本共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。
注4 墓地ベースの数値である。

(2) 日本鉄道共済組合

年度 (西暦)	収入						支出						年度末 積立金 百万円	
	拠出保険料収入等 百万円 (本人負担)	掛金 負担金	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調整 金	長期財政 調整交付金	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出	制度間調整 金	その他 支出	合計	
昭和 45 (1970)	17,797	54,864	15,515	百万円	17,966	20,625	23,133	26,346	33,332	113,414	29,198	132,290	30,696	111
46 (1971)	20,875	64,706	17,966	百万円	20,625	23,252	74,043	86,984	113,414	132,290	30,696	113,414	37,759	53,442
47 (1972)	23,133	74,043	20,625	百万円	23,252	29,198	113,414	132,290	30,696	113,414	30,696	113,414	37,759	34,734
48 (1973)	26,346	86,984	23,252	百万円	29,198	32,613	113,414	132,290	30,696	132,290	30,696	132,290	37,759	259,342
49 (1974)	33,332	113,414	29,198	百万円	32,613	34,148	324,467	324,467	34,148	324,467	34,148	324,467	37,759	298,782
50 (1975)	37,759	132,290	30,696	百万円	34,124	34,124	349,967	395,967	34,124	349,967	34,124	349,967	37,759	340,709
51 (1976)	43,922	155,512	30,182	百万円	28,927	30,998	257,781	286,017	32,613	324,467	34,148	349,967	37,759	382,010
52 (1977)	46,973	175,092	28,927	百万円	30,998	32,613	286,017	324,467	34,148	349,967	34,148	349,967	37,759	426,570
53 (1978)	56,148	257,781	30,998	百万円	32,613	34,148	324,467	349,967	34,148	349,967	34,148	349,967	37,759	444,492
54 (1979)	57,050	286,017	32,613	百万円	34,148	36,944	324,467	349,967	34,148	349,967	34,148	349,967	37,759	444,492
55 (1980)	58,197	324,467	34,148	百万円	36,944	36,944	349,967	395,967	34,148	349,967	34,148	349,967	37,759	444,492
56 (1981)	69,368	395,967	34,214	百万円	34,214	34,214	349,967	395,967	34,214	349,967	34,214	349,967	37,759	435,795
57 (1982)	71,688	468,939	34,039	百万円	34,039	34,563	541,451	622,745	35,806	599,857	36,944	599,857	37,759	399,634
58 (1983)	74,476	541,451	34,563	百万円	35,806	36,944	599,857	622,745	35,806	622,745	36,944	622,745	37,759	408,082
59 (1984)	83,126	622,745	35,806	百万円	36,944	36,944	599,857	622,745	35,806	622,745	36,944	622,745	37,759	400,990
60 (1985)	82,834	599,857	36,944	百万円	36,944	36,944	599,857	622,745	35,806	622,745	36,944	622,745	37,759	384,313
61 (1986)	71,482	550,352	34,012	百万円	33,431	34,012	349,967	395,967	34,012	349,967	34,012	349,967	37,759	380,007
62 (1987)	59,766	620,593	21,533	百万円	52,458	52,458	468,939	541,451	34,563	599,857	36,944	599,857	37,759	379,461
63 (1988)	60,543	637,542	18,838	百万円	79,638	79,638	541,451	622,745	35,806	622,745	36,944	622,745	37,759	387,270
平成元 (1989)	62,922	632,984	17,223	百万円	88,925	72,489	622,745	632,984	17,223	632,984	72,489	632,984	37,759	437,846
2 (1990)	71,094	599,461	11,512	百万円	94,963	135,200	8,000	54	920,284	848,504	35,208	39,367	0	419,587
3 (1991)	76,683	591,935	11,300	百万円	111,375	168,025	8,000	127	967,443	854,762	38,666	53,025	133	356,820
4 (1992)	80,838	585,989	11,387	百万円	129,119	173,807	8,000	143	989,283	864,372	42,954	58,807	11	387,270
5 (1993)	83,976	592,597	10,578	百万円	145,385	159,201	4,000	159	995,896	865,296	46,096	62,201	41	387,270
6 (1994)	86,513	599,603	10,557	百万円	164,945	164,331	4,000	337	1,030,287	872,893	48,079	67,331	16	387,270
7 (1995)	92,683	615,472	8,751	百万円	183,994	136,602	2,000	258	1,039,761	885,598	52,538	74,692	17	387,270
8 (1996)	94,133	601,037	26,393	百万円	190,411	143,796	2,000	368	1,058,138	873,700	56,321	81,796	115	387,270

注1 日本鉄道共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。
 注2 簿価ベースの数値である。

付属資料◆長期時系列表

(3) 日本電信電話共済組合

年度 (西暦)	収入					支出					年度末 積立金 百万円
	拠出保険料収入等 百万円 (本人負担) 掛 金	利息及び 配 当 負担金	基礎年金 交付金 百万円	制度間調整 交 付 百万円	その他 収 入 百万円	合 計 百万円	給付費 基礎年金 拠出 百万円	制度間調整 拠出 百万円	長期財政 調整拠出 金 その他 支 出 百万円	合 計 百万円	
昭和 45 (1970)	8,726	22,384	9,364	·	1,704	42,177	11,836	·	177	12,013	30,164
46 (1971)	10,429	26,865	11,538	·	2,028	50,859	14,206	·	214	14,420	36,439
47 (1972)	12,240	31,532	13,692	·	2,743	60,208	16,567	·	265	16,831	43,377
48 (1973)	14,672	37,796	15,410	·	2,811	70,690	20,928	·	305	21,233	49,457
49 (1974)	19,521	50,287	19,223	·	4,062	93,093	27,972	·	391	28,364	64,730
50 (1975)	22,782	58,689	23,143	·	5,598	110,213	37,851	·	624	38,476	71,738
51 (1976)	26,018	66,128	27,414	·	6,016	125,576	48,306	·	577	48,883	76,692
52 (1977)	28,629	72,765	32,807	·	6,881	141,083	58,008	·	606	58,614	82,469
53 (1978)	30,068	76,422	36,301	·	7,913	150,703	66,894	·	684	67,577	83,126
54 (1979)	31,559	83,800	40,206	·	9,078	164,643	75,676	·	804	76,480	88,163
55 (1980)	33,004	90,327	46,987	·	10,574	180,893	87,070	·	876	87,946	92,946
56 (1981)	38,314	100,063	51,219	·	12,470	202,066	101,452	·	988	102,440	99,627
57 (1982)	40,335	109,844	60,058	·	13,473	223,710	118,073	·	1,158	119,231	104,480
58 (1983)	41,166	116,769	70,233	·	14,593	242,762	134,637	·	1,335	135,972	106,790
59 (1984)	47,756	137,786	73,703	·	15,457	274,701	153,184	·	1,423	154,607	120,094
60 (1985)	59,177	156,314	83,665	·	16,556	315,711	174,288	·	8,455	1,574	184,316
61 (1986)	57,993	152,116	78,273	9,268	17,248	314,898	185,333	33,544	8,708	1,688	229,273
62 (1987)	60,415	159,499	74,574	11,096	17,651	323,236	218,115	42,050	8,969	1,823	270,957
63 (1988)	63,052	171,213	74,051	18,901	19,296	346,513	234,512	45,381	9,238	1,819	290,950
平成 元 (1989)	73,218	187,065	81,337	22,376	19,533	383,530	257,210	44,320	9,515	1,839	312,883
2 (1990)	84,074	200,309	78,535	26,423	53,270	18,497	461,107	275,597	45,959	55,249	—
3 (1991)	86,519	203,080	98,305	31,383	72,127	45	491,459	293,194	47,963	74,526	—
4 (1992)	87,444	208,195	94,460	32,549	79,892	59	502,599	310,535	52,274	82,285	—
5 (1993)	88,044	212,780	96,879	36,659	85,124	97	519,583	321,265	53,895	87,120	—
6 (1994)	93,360	214,464	96,003	39,954	93,064	54	536,900	333,430	57,799	95,014	—
7 (1995)	106,080	230,408	94,675	42,381	103,916	81	577,540	352,088	63,061	105,173	—
8 (1996)	111,591	236,046	139,984	43,100	114,306	71	645,099	353,528	64,080	115,599	—

注1 日本電信電話共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。
注2 簿価ベースの数値である。

(4) 日本たばこ産業共済組合

年度 (西暦)	収入					支出					年度末 積立金 百万円
	拠出保険料収入等 百万円 (本人負担) 掛 金	利息及び 配 当 負担金	基礎年金 支 付 金 百万円	制度間調整 交 付 金 百万円	その他 収 入 百 万 円	合 計 百 万 円	給付費 基 础 年 金 拠 出 金 百 万 円	制度間調整 拠 出 金 百 万 円	長期財政 調整拠出 金 百 万 円	その他の 支 出 百 万 円	
昭和 45 (1970)	1,429	4,191	2,139	·	89	7,848	3,261	·	·	0	3,261
46 (1971)	1,610	4,998	2,438	·	104	9,050	3,979	·	·	3	3,982
47 (1972)	1,795	5,653	2,726	·	123	10,296	4,717	·	·	8	4,725
48 (1973)	2,083	6,785	3,108	·	106	12,083	5,953	·	·	5	5,959
49 (1974)	2,673	8,992	3,611	·	149	15,424	8,107	·	·	2	8,109
50 (1975)	3,046	10,575	4,188	·	77	17,886	11,126	·	·	3	11,129
51 (1976)	3,428	11,979	4,522	·	47	19,976	14,291	·	·	40	14,331
52 (1977)	3,687	13,267	4,928	·	189	22,073	16,934	·	·	65	16,999
53 (1978)	3,835	14,193	5,137	·	84	23,248	19,421	·	·	30	19,450
54 (1979)	3,954	15,089	5,497	·	12	24,553	21,907	·	·	2	21,909
55 (1980)	3,994	15,807	5,995	·	7	25,803	24,612	·	·	0	24,613
56 (1981)	5,017	19,198	6,290	·	19	30,524	28,286	·	·	0	28,286
57 (1982)	5,181	20,955	6,222	·	32	32,391	32,324	·	·	2	32,325
58 (1983)	5,138	24,512	6,444	·	60	36,154	35,870	·	·	21	35,891
59 (1984)	6,184	27,909	6,394	·	47	39,715	38,815	·	·	63	38,878
60 (1985)	7,654	38,984	6,994	·	62	53,694	42,875	·	·	85	43,872
61 (1986)	7,229	36,244	5,510	2,900	33	51,917	43,511	3,523	·	940	141
62 (1987)	7,054	39,162	7,372	4,009	46	57,642	51,629	4,027	·	969	21
63 (1988)	7,018	38,911	6,417	4,879	36	57,262	53,732	4,043	·	998	12
平成元 (1989)	7,905	38,395	5,143	6,053	28	57,524	57,529	4,092	·	1,028	0
2 (1990)	8,655	40,335	6,443	6,283	29	70,545	60,987	4,200	5,491	—	0
3 (1991)	9,228	40,194	5,537	7,525	11,392	14	73,891	62,188	4,337	7,395	—
4 (1992)	9,721	39,570	4,922	8,582	12,190	8	74,994	62,940	5,044	8,202	—
5 (1993)	9,958	41,161	4,152	9,362	12,638	13	77,284	63,396	5,466	8,675	—
6 (1994)	10,490	41,625	3,569	10,141	13,392	14	79,231	64,587	5,662	9,391	—
7 (1995)	11,617	42,799	3,309	10,829	14,415	10	82,978	66,313	6,183	10,405	—
8 (1996)	11,777	42,662	2,954	10,984	53	83,838	65,977	6,330	11,408	—	13

注1 日本たばこ産業共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。
 注2 簿記ベースの数値である。

付属資料◆長期時系列表

5. 地方公務員共済組合

【厚生年金保険経理】

年度	収入			支出			収支残	年度末 積立金							
	保険料 百万円	国庫・ 公済負担 百万円	追加費用 百万円	運用損益 百万円	基礎年金 交付金 百万円	厚生年金 交付金 百万円	財政調整 拠出金 百万円	基礎年金 拠出金 百万円	厚生年金 拠出金 百万円	財政調整 拠出金 百万円	その他 支出し 百万円	合計 百万円			
平成 27 (2015) 1,539,215	377,828	1,422	104,047 <305,085>	104,047 <305,085>	77,921,1,659,764	3,459	1,365	3,832,887	<4,026,689>	1,955,520	727,501,1,623,802	—	10,930,4,317,753	△494,855 △290,794	19,569,688 <18,019,277>
28 (2016) 3,200,268	701,298	406,737	910,186 <336,654>	127,957	3,392,831	54,351	2,745	8,300,486	<8,284,841>	3,910,059	1,454,440,3,207,192	—	10,830,8,582,320	217,977 <△39,167>	20,447,308 <17,981,742>
29 (2017) 3,273,510	703,686	455,094	1,374,360 <758,808>	104,483	3,404,193	80,317	276,099	9,671,771	<9,096,189>	3,806,462	1,393,365,3,133,100	—	28,932,8,361,859	1,309,912 <734,331>	21,357,721 <18,716,072>
30 (2018) 3,347,637	710,613	392,705	269,635 <567,673>	94,384	3,312,431	104,035	2,318	8,240,068	<8,531,798>	3,814,709	1,398,533,3,089,636	—	14,190,8,317,068	△77,000 <214,730>	21,280,721 <18,930,802>
令和 元 (2019) 3,377,090	745,137	366,144	△1,013,776 <583,180>	89,588	3,231,562	106,583	2,116	6,910,472	<8,501,400>	3,795,455	1,454,662,3,053,656	—	14,133,8,317,306	△1,406,834 <184,094>	19,873,887 <19,114,896>
2 (2020) 3,455,304	768,400	325,946	4,681,633 <941,561>	67,120	3,243,659	53,113	1,935	12,606,636	<8,857,030>	3,745,329	1,508,530,3,069,385	—	17,162,8,340,406	4,266,230 <516,633>	24,140,117 <19,631,539>
3 (2021) 3,457,455	769,931	308,578	1,258,218 <1,28,500>	54,372	3,510,581	16,097	2,268	9,381,365	<9,367,782>	3,736,712	1,548,367,3,274,209	—	11,640,8,570,928	810,437 <796,854>	24,950,555 <20,428,383>
4 (2022) 3,419,717	792,562	292,731	363,949 <994,020>	45,241	3,410,307	52,313	1,734	8,401,855	<9,008,628>	3,731,386	1,517,677,3,117,000	—	33,184,8,399,247	2,608 <609,379>	24,953,162 <21,037,762>

注1 時価ベースの年次末積立金は包括信託内の未取益を含めた時価総額を計上している。

注2 <>内は、簿価ベースである。

【経過的長期経理】

年度	収入			支出			収支残	年度末 積立金					
	事業主負担 百万円	国庫・ 公済負担 百万円	追加費用 百万円	運用損益 百万円	基礎年金 交付金 百万円	その他 収入 百万円	合計 百万円	給付費 百万円	その他 支出し 百万円	合計 百万円	合計 百万円		
平成 27 (2015) 2,617	3,505	—	49,561,1,022,118 <401,740>	0	86,793 <405,322>	—	5,808	97,483 <413,747>	247,935	3,478	251,153 △153,970	△162,293	20,976,678 <19,454,502>
28 (2016) 2,123	—	58,115,1,431,848 <842,922>	116	22,612,1,826,151 <925,889>	161	1,846,1,081,158 <456,652>	490,639	159,942	650,571	430,587	△193,919	21,147,122	<18,900,440>
29 (2017) 1,944	—	44,974	247,856 <594,902>	161	318	30,176 <642,299>	530,566	353,970	884,476	641,675	<41,412>	21,788,797	<18,341,852>
30 (2018) 2,074	—	35,061	△1,042,940 <583,399>	81	590	△999,539 <621,204>	536,202	7,203	543,405	△241,699	<98,894>	21,647,098	<18,340,746>
2 (2020) 2,129	220	24,841	4,864,958 <1,067,645>	66	272	4,898,873 <1,095,723>	546,946	6,388	553,047	△1,532,586	68,157	19,994,512 <19,008,944>	
3 (2021) 1,936	206	22,214,1,296,933 <1,259,723>	59	289	1,222,385 <1,284,428>	555,531	1,550	557,081	7,187	554,133,4,344,739	△541,040	24,339,251 <19,449,944>	
4 (2022) 2,112	89	22,234	319,844 <1,033,988>	58	1,954	387,186,1,080,405	557,935	48,740	606,675	△219,489	△473,731	24,885,066 <20,451,021>	

注1 時価ベースの運用損益は、正味運用損益の増減分を算出して算出した参考値である。同様に、時価ベースの収支残は、年度末積立金額の評価損益に加算して算出した参考値である。

注2 <>内は、簿価ベースである。

付屬資料◆長期時系列表

注 4

6. 私立学校教職員共済制度

【厚生年金勘定・厚生年金経理】

年度	取 入			支 出			合 計	収支残	年度末 積立金
	保険料	国庫負担	運用損益	基礎年金 交付金	厚生年金 交付金	その他 収入			
平成 27 (2015)	197,594 (西割)	59,418 百万円	△16,063 △16,291	2,448 百万円	149,723 百万円	17,119 百万円	6,871 百万円	410,238 (再掲) △67,592	134,008 百万円
28 (2016)	403,123 123,876	114,619 114,510	△37,195 △61,589	4,985 4,266	295,758 281,786	36,958 36,806	7,033 7,200	979,318 1,005,798 (901,894)	272,283 239,420
29 (2017)	420,675 121,756	140,510 140,510	△54,469 △54,469	3,545 3,033	277,257 281,699	37,475 38,131	7,316 7,557	913,215 808,019 (937,892)	275,734 281,802
令和 元 (2019)	438,369 457,832	126,777 133,897	△106,574 △106,574	61,080 61,080	562,415 562,415	96,218 96,218	2,615 2,615	303,288 303,288	249,445 263,807
2 (2020)	478,811 134,042	135,842 135,842	162,767 91,685	2,003 2,003	315,248 315,248	39,387 39,387	7,876 7,876	1,151,971 1,080,890 (1,080,890)	165,704 165,704
3 (2021)	496,725 514,377	140,230 140,230	61,310 61,310	△131,364 △131,364	286,751 1,438	39,842 8,092	8,071 8,071	1,043,949 1,114,003 (1,114,003)	297,213 302,142
4 (2022)								350,553 350,553	2,706 2,973

注 1 < 内は、簿価ベースである。

注 2 平成27(2015)年度の保険料には掛金を含む。

注 3 平成28(2016)年度の運用損益は、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算額に係る評価損益を含めている。

【厚生年金勘定・職域年金経理】

年度	取 入			支 出			合 計	収支残	年度末 積立金
	国庫負担	運用損益	その他 収入	合 計	給付費	その他 支 出			
平成 27 (2015)	65 百万円	15,887 百万円	92,516 百万円	2,655 百万円	18,607 百万円	95,238 百万円	15,011 百万円	10,048 百万円	△6,452 百万円
28 (2016)	119 119	73,792 48,929	△77,271 △61,137	74,081 209	△49,218 24,658	△77,542 △61,456	31,264 33,560	29,955 30,292	61,213 62,144
29 (2017)	110 110	103,379 24,339	△77,271 △61,137	161 209	103,650 △55,251	△77,542 △56,893	32,264 34,807	63,852 65,758	12,868 △39,194
令和 元 (2019)	100 100	△55,640 267,578	△56,504 △77,231	289 127	△55,251 267,801	△56,893 △77,454	30,951 35,810	63,852 72,109	△11,995 195,692
2 (2020)	96 84	267,578 54,978	△77,231 △91,155	127 116	267,801 55,178	△77,454 △91,355	35,810 36,974	72,109 41,575	△12,371 78,549
3 (2021)	77 77	7,905 7,905	△48,614 △48,802	110 110	8,092 8,092	△48,802 △48,802	37,732 41,750	79,482 41,750	△71,390 △71,390
4 (2022)								2,113 2,113	△30,680 △30,680

注 1 時価ベースの運用収入は、正味運用収入（運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額）に年度末積立金額の評価損益の増減分を加算して算出した参考値である。

注 2 < 内は、簿価ベースである。

注 3 平成27(2015)年度のその他収入には掛金を含む。

注 4 平成28(2016)年度の運用損益は、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算額に係る評価損益を控除している。

【長期勘定】

年度	掛金	国庫負担	利息及び配当金	基礎年金交付金	制度調整金交付	その他収入	(再編) 都道府県 補助金		合計	給付費	基礎年金 拠出金	年金保険者 拠出金	制度間調整 金拠出	その他 支 出	合計	収支残	年度末 積立金 百万円	
							百万円	百万円										
昭和 45 (1970)	7,492	402	3,501	10,460	•	4,553	2,846	45,053	10,067	•	•	•	•	•	86	10,153	2,630	9,961
50 (1975)	28,078	1,962	10,460	•	•	4,106	830	12,591	2,620	•	•	•	•	•	86	10,153	34,900	160,631
51 (1976)	34,995	2,663	13,276	•	•	4,040	3,473	54,974	13,508	•	•	•	•	•	51	13,559	41,414	202,046
52 (1977)	40,358	3,336	16,225	•	•	4,490	3,950	64,409	16,729	•	•	•	•	•	55	16,784	47,626	249,671
53 (1978)	50,773	3,898	19,511	•	•	4,206	3,769	78,388	19,487	•	•	•	•	•	363	19,850	58,538	308,210
54 (1979)	61,222	4,171	23,930	•	•	4,550	4,137	93,873	20,894	•	•	•	•	•	446	21,340	72,533	380,742
55 (1980)	70,465	4,635	30,824	•	•	4,918	4,509	110,841	23,301	•	•	•	•	•	260	23,561	87,280	468,022
56 (1981)	77,865	5,621	37,588	•	•	5,240	4,819	126,314	28,264	•	•	•	•	•	86	28,350	97,964	565,985
57 (1982)	84,086	5,135	44,622	•	•	5,593	5,129	139,436	33,522	•	•	•	•	•	49	33,571	105,865	671,851
58 (1983)	89,120	5,904	52,644	•	•	5,770	5,264	153,439	38,510	•	•	•	•	•	90	38,600	114,839	786,689
59 (1984)	94,232	6,754	60,208	•	•	5,910	5,426	167,105	44,065	•	•	•	•	•	81	44,147	122,959	909,648
60 (1985)	99,469	7,806	68,488	•	•	6,210	5,759	181,983	50,860	•	•	•	•	•	60	50,920	131,063	1,040,711
61 (1986)	105,538	15,468	74,040	5,839	•	6,589	5,891	207,474	60,402	33,356	•	•	•	•	65	93,823	113,652	1,154,363
62 (1987)	111,110	17,469	78,991	10,577	•	6,841	6,168	224,987	67,680	42,104	•	•	•	•	65	109,849	115,138	1,269,501
63 (1988)	116,633	29,386	84,167	28,018	•	7,143	6,465	265,347	73,642	46,305	•	•	•	•	76	120,023	145,324	1,414,825
平成 元 (1989)	123,374	21,562	94,918	29,021	•	7,754	6,865	276,628	82,291	47,825	•	•	•	•	81	130,197	146,432	1,561,256
2 (1990)	144,592	22,013	101,495	27,372	—	7,977	6,981	303,418	100,697	51,878	•	1,984	•	•	116	154,675	148,742	1,709,999
3 (1991)	154,011	24,616	105,675	31,305	—	8,893	7,424	324,501	112,533	56,898	•	2,400	•	221	172,073	152,428	1,862,427	
4 (1992)	162,873	27,436	107,032	26,739	—	9,238	7,868	333,337	122,348	62,650	•	2,387	•	130	187,516	145,821	2,008,248	
5 (1993)	170,289	25,308	109,593	26,744	—	9,770	8,228	341,704	130,947	65,942	•	1,991	•	179	199,059	142,645	2,150,893	
6 (1994)	177,791	25,890	104,256	29,374	—	10,136	8,431	347,446	141,792	72,261	•	1,879	•	195	216,127	131,320	2,282,212	
7 (1995)	206,585	29,441	105,631	29,480	—	10,170	8,669	381,307	153,779	81,264	•	1,244	•	400	236,687	144,620	2,426,832	
8 (1996)	212,674	31,781	98,531	29,123	—	10,262	8,742	382,372	161,845	84,714	•	1,299	•	289	248,146	134,225	2,561,057	
9 (1997)	223,813	32,684	99,626	28,462	—	11,383	8,819	395,969	169,382	87,914	4,833	211	•	386	262,725	133,244	2,694,301	
10 (1998)	228,137	34,380	98,925	27,698	25	10,449	8,861	399,614	179,351	93,383	5,815	—	—	403	278,952	120,662	2,814,963	
11 (1999)	231,473	36,827	101,312	26,145	29	9,331	8,472	405,117	186,401	100,386	5,815	—	—	456	293,058	112,059	2,927,022	
12 (2000)	235,084	40,387	87,460	24,483	•	8,525	7,864	395,939	194,171	110,289	5,815	•	417	310,692	85,247	3,012,269		
13 (2001)	238,449	41,518	78,289	23,227	•	8,382	7,668	389,866	202,262	113,666	5,815	•	430	322,173	67,692	3,079,961		
14 (2002)	250,837	42,931	66,737	21,813	•	9,607	7,802	391,925	211,233	118,400	5,134	•	365	335,132	56,793	3,136,754		
15 (2003)	265,836	45,229	66,968	20,314	•	8,713	7,783	407,059	218,482	126,343	14,283	•	4,543	363,651	43,408	3,180,162		
16 (2004)	268,009	49,904	73,761	18,996	•	8,723	7,745	419,392	225,299	140,127	6,824	•	17,158	389,318	30,075	3,210,237		
17 (2005)	278,884	53,696	135,922	17,774	•	8,540	7,646	494,816	230,953	145,196	7,773	•	3,128	387,050	107,766	3,318,002		
18 (2006)	291,758	55,727	124,987	15,694	•	8,241	7,431	496,406	237,462	148,455	8,130	•	1,510	395,557	100,849	3,383,371		
19 (2007)	304,887	60,523	87,284	14,632	•	29,780	7,277	497,106	244,147	159,221	7,402	•	3,309	414,078	83,028	3,467,682		
20 (2008)	318,984	63,682	51,272	14,566	•	7,607	6,600	456,112	250,793	169,095	8,013	•	59,285	487,185	△31,074	3,436,608		
21 (2009)	329,950	92,498	44,012	12,543	•	7,883	6,849	486,885	257,937	185,059	9,647	•	63,524	516,167	△29,282	3,407,327		
22 (2010)	341,945	102,970	42,822	10,180	•	8,136	6,877	506,052	267,083	205,137	18,964	•	13,903	505,087	965	3,408,292		
23 (2011)	354,900	109,703	40,487	8,753	•	7,745	6,576	521,558	271,783	215,713	21,939	•	4,797	514,232	7,325	3,415,617		
24 (2012)	367,494	104,837	79,232	5,961	•	7,968	6,598	565,490	279,820	206,302	68,337	•	4,275	558,734	6,756	3,422,374		
25 (2013)	381,266	105,940	181,597	7,865	•	8,739	6,655	685,407	286,666	208,299	65,835	•	650	561,449	123,958	3,546,332		
26 (2014)	396,624	113,983	128,202	6,678	•	7,926	6,709	653,414	286,363	224,579	44,174	•	36,040	59,157	62,257	3,642,786		
27 (2015)	202,473	62,041	8,117	3,276	•	706	—	276,613	147,274	122,473	18,355	•	4	288,107	△11,494			

簿価ベースの数値である。

7. 農林漁業団体職員共済組合

付属資料◆長期時系列表

年度 (西暦)	収入					支出					年度末 積立金 百万円	
	掛金 百万円	国庫負担 百万円	利息及び 配当 百万円	基礎年金 支払金 百万円	制度間調整 交付 百万円	その他 収入 百万円	合計 百万円	給付費 百万円	基礎年金 拠出金 百万円	年金保険者 拠出金 百万円	制度間調整 金拠出 百万円	
昭和 45 (1970) 19,222	1,114	7,740	·	25	28,100	6,048	·	·	·	·	5,46	21,506
46 (1971) 22,715	1,441	9,529	·	15	33,700	7,708	·	·	·	608	8,315	25,385
47 (1972) 26,798	1,847	11,022	·	604	40,271	9,398	·	·	·	681	10,079	30,192
48 (1973) 31,745	2,462	13,217	·	602	48,027	12,534	·	·	·	801	13,335	34,692
49 (1974) 40,695	3,701	16,869	·	1,695	62,960	18,848	·	·	·	963	19,811	43,149
50 (1975) 52,587	5,272	21,267	·	1,142	80,268	26,616	·	·	·	1,204	27,820	52,448
51 (1976) 62,853	7,255	25,448	·	1,380	96,936	36,781	·	·	·	1,300	38,081	58,855
52 (1977) 70,780	8,967	29,807	·	1,007	110,560	45,498	·	·	·	1,435	46,933	63,627
53 (1978) 78,282	10,522	33,506	·	1,526	123,835	52,953	·	·	·	1,746	54,699	69,136
54 (1979) 84,555	12,321	38,291	·	1,743	136,910	62,729	·	·	·	1,626	64,355	72,556
55 (1980) 91,004	14,316	45,619	·	1,142	152,082	72,090	·	·	·	1,684	73,774	78,308
56 (1981) 107,513	17,193	51,459	·	2,895	179,060	86,387	·	·	·	1,742	88,129	90,930
57 (1982) 115,254	15,377	58,253	·	2,335	191,219	101,124	·	·	·	1,647	102,771	88,448
58 (1983) 120,210	17,606	66,765	·	1,915	206,495	115,224	·	·	·	2,101	117,325	89,170
59 (1984) 124,663	19,670	72,840	·	1,733	218,905	127,965	·	·	·	2,289	130,254	88,651
60 (1985) 129,449	22,558	76,222	·	4,119	232,348	146,407	·	·	·	2,053	148,460	83,888
61 (1986) 162,511	30,666	78,280	22,037	8,222	301,716	157,467	51,133	·	·	2,202	210,802	90,914
62 (1987) 170,034	33,761	79,266	33,597	9,458	326,116	183,794	63,621	·	·	2,323	249,738	76,379
63 (1988) 174,181	65,177	80,302	29,066	9,402	358,128	198,441	67,447	·	·	2,564	268,451	89,677
平成元 (1989) 179,089	36,696	83,577	26,865	8,471	334,698	218,797	67,276	·	·	2,522	288,595	46,103
2 (1990) 224,400	37,752	86,199	38,126	—	7,294	393,770	236,472	71,249	·	1,311	2,531	311,564
3 (1991) 238,681	40,090	92,125	45,248	—	5,160	421,305	256,834	77,109	·	1,600	2,708	338,252
4 (1992) 251,044	44,384	90,528	57,309	—	5,387	448,653	277,261	85,679	·	1,597	2,855	367,392
5 (1993) 262,381	45,711	91,770	65,441	—	5,594	470,896	292,705	90,217	·	1,319	2,949	387,189
6 (1994) 269,859	47,921	86,197	67,836	—	5,642	477,454	313,055	97,140	·	1,305	3,146	414,646
7 (1995) 315,322	52,451	87,528	68,930	—	7,228	531,459	337,628	108,997	·	928	3,307	450,860
8 (1996) 321,284	53,944	78,069	58,921	—	7,656	519,874	346,669	113,235	·	885	3,144	463,934
9 (1997) 334,550	53,049	77,433	50,391	—	7,714	523,136	356,670	112,375	667	148	3,250	473,109
10 (1998) 333,395	52,328	71,484	48,099	5,780	7,652	518,738	370,700	115,633	847	5,774	3,310	496,263
11 (1999) 331,730	53,920	67,601	53,322	1,788	7,681	516,043	377,420	121,114	847	1,778	3,117	504,275
12 (2000) 328,906	57,968	69,768	56,251	—	7,940	520,834	385,377	127,946	847	3,242	517,412	3,422
13 (2001) 324,897	59,977	50,683	52,488	—	7,641	495,685	391,634	135,577	847	4,367	532,426	△36,740
												1,974,592

注1 農林漁業団体職員共済組合は平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。
 注2 昭和58(1983)年度の過年度過払戻入金(286百万円)は給付費と相殺せずに、その他収入に計上している。なお、長期時系列表(3)の給付費の表の昭和58(1983)年度の数値は相殺した額を計上しているため、それぞれの値は一致しない。
 注3 簿面ベースの数値である。

付属資料◆長期時系列表

(2) 基礎年金勘定

年度	収入		支出		合計	収支残	年度末 積立金
	拠出金等収入 基礎年金 拠出金 (四隅)	特別国庫負担 相当額 百万円	運用損益 計 百万円	積立金より 受 入 百万円	その他 収 入 百万円		
昭和 61 (1986)	4,688,883	352,853	5,041,737	53,775	2	5,095,514	4,549,056
62 (1987)	5,863,292	398,164	6,261,457	52,071	95,612	6,409,140	5,484,377
63 (1988)	5,978,630	458,809	6,437,439	62,775	263,599	6,763,814	5,457,942
平成 元 (1989)	5,948,464	446,831	6,395,295	65,580	530,135	6,991,010	5,370,869
2 (1990)	6,563,995	422,061	6,986,056	66,036	683,477	7,735,568	1,089,080
3 (1991)	7,285,732	460,491	7,746,223	70,515	676,730	8,493,468	1,354,890
4 (1992)	8,228,323	446,915	8,675,238	74,817	745,284	9,497,339	1,954,815
5 (1993)	8,950,817	450,121	9,440,938	58,485	874,670	10,374,093	2,596,833
6 (1994)	9,565,915	468,856	10,034,771	92,209	1,004,245	11,131,225	3,335,146
7 (1995)	10,542,701	487,790	11,030,491	76,670	1,166,950	12,274,111	4,169,510
8 (1996)	11,015,122	499,918	11,515,040	69,970	1,272,522	12,857,532	4,945,478
9 (1997)	11,365,366	497,294	11,862,660	61,551	1,238,879	13,163,091	5,769,042
10 (1998)	12,159,012	489,780	12,648,792	38,457	1,144,093	13,831,342	6,711,387
11 (1999)	12,782,826	477,756	13,260,582	38,620	1,047,041	14,346,244	7,614,619
12 (2000)	13,300,151	481,568	13,781,719	30,441	967,652	14,779,812	8,477,441
13 (2001)	13,705,264	482,764	14,188,028	20,910	1,011,262	15,220,200	9,363,319
14 (2002)	14,321,906	475,681	14,797,587	17,463	1,151,446	15,966,496	10,249,367
15 (2003)	14,889,711	475,479	15,365,190	7,899	1,372,889	16,745,977	11,073,549
16 (2004)	15,542,696	473,595	16,016,291	8,257	1,532,930	17,557,478	11,811,815
17 (2005)	16,380,029	488,513	16,868,542	8,303	1,553,335	18,430,181	12,638,647
18 (2006)	17,209,375	498,591	17,707,966	11,476	1,418,659	19,138,101	13,490,924
19 (2007)	17,999,928	508,070	18,507,998	16,870	1,436,199	19,961,067	14,461,840
20 (2008)	18,736,473	519,375	19,255,848	17,191	1,571,767	20,844,806	15,445,794
21 (2009)	20,235,710	242,999	20,478,710	12,554	1,597,497	22,088,761	16,426,880
22 (2010)	20,828,944	256,506	21,085,450	9,324	1,907,796	23,002,569	16,969,603
23 (2011)	21,052,004	382,374	21,434,378	10,814	2,471,882	23,917,074	17,435,643
24 (2012)	20,567,104	352,820	20,919,923	10,571	3,020,924	23,951,419	18,303,551
25 (2013)	20,636,312	341,408	20,977,720	9,726	—	1,100,982	22,088,428
26 (2014)	21,513,384	315,300	21,828,684	9,469	503,871	4,518	22,346,542
27 (2015)	22,157,198	324,565	22,481,763	5,055	801,362	4,799	23,292,979
28 (2016)	22,791,479	346,274	23,137,754	4,911	858,470	4,393	24,005,527
29 (2017)	23,127,429	359,976	23,487,405	1,546	982,884	5,005	24,476,840
30 (2018)	23,728,046	375,031	24,103,077	1,545	985,548	8,639	25,098,809
令和 元 (2019)	24,161,067	405,100	24,566,167	1,495	1,029,135	9,658	25,606,455
2 (2020)	24,551,906	414,377	24,966,283	1,010	1,386,201	9,465	26,362,959
3 (2021)	24,984,693	400,001	25,384,694	431	1,573,036	10,810	26,968,971
4 (2022)	25,149,506	404,289	25,553,795	416	2,005,311	10,946	27,570,467

注1 「基礎年金勘定の積立金」は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金として積み立てている。
 注2 簿記ベースの数値である。

(5) 公的年金各制度の財政指標の推移

年度末	厚生年金計 (億円)	厚生年金 旧厚生年金 〔旧厚生年金 （旧被保険者を 含まない、） 旧被保険者 の扶養保険を 除く〕	国民年金 〔旧厚生年金 （旧被保険者を 含まない、） 旧被保険者 の扶養保険を 除く〕	連合会	旧郵政	旧三共済	日本電信電話	日本たばこ	地政	私学共済	農林年金	国民年金	基礎年金	
昭和 45 (1970)	25,70	42,16	42,78	18,82	9,54	11,22	6,85	4,65	3,37	12,18	5,29	11,10	54,11	23,16
50 (1975)	15,68	22,64	22,90	10,60	5,79	6,42	4,58	3,76	2,59	9,86	3,75	8,04	45,18	11,63
51 (1976)	13,80	19,08	19,29	9,04	5,39	5,94	4,29	3,65	2,50	9,54	3,58	7,33	40,71	10,61
52 (1977)	12,29	16,44	16,61	7,81	5,06	5,55	4,08	3,47	2,36	9,09	3,40	6,85	37,66	9,87
53 (1978)	11,15	14,55	14,72	6,54	4,68	5,06	3,88	3,26	2,22	8,54	3,23	6,48	35,08	9,19
54 (1979)	10,30	13,30	13,45	5,77	4,37	4,72	3,64	3,03	2,05	7,92	3,00	6,07	32,62	8,52
55 (1980)	9,62	12,33	12,48	5,10	4,11	4,40	3,46	2,80	1,90	7,15	2,72	5,70	30,58	8,05
56 (1981)	8,91	11,36	11,51	4,35	3,85	4,10	3,29	2,54	1,70	6,51	2,39	5,31	28,26	7,42
57 (1982)	8,24	10,46	10,60	3,76	3,62	3,84	3,12	2,28	1,52	5,81	2,12	4,91	26,15	6,81
58 (1983)	7,56	9,53	9,66	3,21	3,41	3,61	2,94	1,99	1,30	5,13	1,89	4,57	24,24	6,21
59 (1984)	7,04	8,84	8,97	2,72	3,20	2,97	2,33	1,78	1,14	4,54	1,76	4,25	22,38	5,72
60 (1985)	6,49	8,15	8,29	2,23	2,97	2,78	2,32	1,42	0,83	3,95	1,57	3,97	20,69	5,33
61 (1986)	5,98	7,39	7,59	2,16	2,64	2,50	2,38	1,20	0,60	2,68	1,06	3,15	18,56	3,67
62 (1987)	5,70	7,03	7,21	2,11	2,50	2,38	2,26	1,08	0,60	2,50	0,96	3,15	18,59	3,63
63 (1988)	5,55	6,81	6,96	2,08	2,46	2,26	2,14	1,04	0,58	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
平成 元 (1989)	5,42	6,64	6,79	2,03	2,34	2,19	2,14	1,04	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
2 (1990)	5,31	6,51	6,66	2,00	2,26	2,19	2,14	1,04	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
3 (1991)	5,24	6,40	6,55	1,97	2,21	2,14	2,14	1,04	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
4 (1992)	5,06	6,14	6,30	1,96	2,16	2,08	2,08	1,04	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
5 (1993)	4,86	5,83	5,98	1,95	2,11	2,08	2,08	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
6 (1994)	4,66	5,53	5,68	1,94	2,08	2,03	2,03	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
7 (1995)	4,26	4,98	5,13	1,93	2,06	2,03	2,03	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
8 (1996)	4,11	4,76	4,91	1,97	2,01	2,02	2,02	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
9 (1997)	3,91	4,28	4,43	1,96	2,01	2,01	2,01	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
10 (1998)	3,70	4,01	4,18	1,95	2,00	2,00	2,00	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
11 (1999)	3,51	3,79	3,94	1,94	1,94	1,94	1,94	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
12 (2000)	3,34	3,57	3,73	1,93	1,93	1,93	1,93	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
13 (2001)	3,13	3,33	3,48	1,92	1,92	1,92	1,92	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
14 (2002)	3,00	3,17	3,32	1,91	1,81	1,76	1,76	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
15 (2003)	2,85	3,00	3,17	1,73	1,73	1,73	1,73	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
16 (2004)	2,76	2,91	3,06	1,72	2,87	2,72	2,72	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
17 (2005)	2,72	2,87	3,01	1,71	1,71	1,71	1,71	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
18 (2006)	2,68	2,82	2,96	1,68	1,68	1,68	1,68	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
19 (2007)	2,60	2,74	2,88	1,62	1,62	1,62	1,62	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
20 (2008)	2,47	2,60	2,74	1,58	1,58	1,58	1,58	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
21 (2009)	2,35	2,47	2,62	1,53	1,53	1,53	1,53	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
22 (2010)	2,27	2,39	2,54	1,54	1,54	1,54	1,54	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
23 (2011)	2,21	2,33	2,44	1,52	1,52	1,52	1,52	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
24 (2012)	2,17	2,28	2,36	1,50	1,50	1,50	1,50	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
25 (2013)	2,20	2,32	2,40	1,52	1,52	1,52	1,52	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
26 (2014)	2,21	2,33	2,41	1,53	1,53	1,53	1,53	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
27 (2015)	2,22	2,35	2,43	1,54	1,54	1,54	1,54	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
28 (2016)	2,30	2,44	2,51	1,58	1,58	1,58	1,58	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
29 (2017)	2,32	2,46	2,53	1,61	1,61	1,61	1,61	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
30 (2018)	2,33	2,47	2,54	1,61	1,61	1,61	1,61	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
令和 元 (2019)	2,38	2,53	2,59	1,66	1,66	1,66	1,66	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
2 (2020)	2,38	2,51	2,57	1,69	1,69	1,69	1,69	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
3 (2021)	2,38	2,51	2,60	1,70	1,70	1,70	1,70	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63
4 (2022)	2,46	2,60	2,60	1,74	1,74	1,74	1,74	1,02	0,55	2,50	0,96	3,15	18,85	3,63

注1 平成27年(2015)年度より国共済連合会に、船員保険及び私学共済、日本たばこ、農林漁業団体職員共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に、地政共済は平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注2 私学共済の老齢・地政・共済受給者数には恩賜年金を含む。

注3 私学共済の比率は、分子を公的年金保険受給者数、分母を公的年金保険受給者数として算出している。

注4 基礎年金の年金共済比率は、分子を公的年金保険受給者数、分母を公的年金保険受給者数として算出している。

付属資料◆長期時系列表

年金扶養比率（受給者ベース・年度）の推移

年度	厚生年金計	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	基礎年金
(西暦)						
平成 27 (2015)	2.35	2.50	1.56	1.42	4.39	2.12
28 (2016)	2.39	2.54	1.59	1.42	4.37	2.09
29 (2017)	2.44	2.59	1.62	1.42	4.37	2.05
30 (2018)	2.45	2.60	1.64	1.41	4.34	2.01
令和 元 (2019)	2.47	2.63	1.67	1.41	4.34	2.00
2 (2020)	2.49	2.63	1.71	1.49	4.36	1.98
3 (2021)	2.48	2.62	1.73	1.50	4.34	1.97
4 (2022)	2.49	2.64	1.75	1.47	4.34	1.97

注1 国共済、地共済及び私学共済の老齢・退年相当の受給者数は、退年相当の退職共済年金受給者と老齢相当の老齢厚生年金受給者の合計である。

注2 基礎年金については、分子を公的年金被保険者数、分母を老齢基礎年金受給者数として算出した。

年金扶養比率（受給者ベース・年度末）の推移

年度末	厚生年金計	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	基礎年金
(西暦)						
平成 16 (2004)	...	3.10	1.77	2.06	6.15	3.00
17 (2005)	2.88	3.04	1.75	1.99	5.86	2.91
18 (2006)	2.84	3.01	1.73	1.94	5.64	2.81
19 (2007)	2.78	2.95	1.66	1.86	5.42	2.71
20 (2008)	2.65	2.80	1.62	1.75	5.20	2.60
21 (2009)	2.51	2.66	1.57	1.66	5.01	2.50
22 (2010)	2.43	2.57	1.57	1.59	4.84	2.46
23 (2011)	2.36	2.50	1.56	1.53	4.71	2.38
24 (2012)	2.31	2.44	1.54	1.48	4.54	2.29
25 (2013)	2.32	2.46	1.55	1.45	4.43	2.21
26 (2014)	2.33	2.47	1.56	1.43	4.35	2.15
27 (2015)	2.34	2.48	1.56	1.41	4.30	2.10
28 (2016)	2.40	2.55	1.61	1.42	4.33	2.07
29 (2017)	2.42	2.57	1.64	1.42	4.30	2.02
30 (2018)	2.43	2.58	1.65	1.40	4.28	2.00
令和 元 (2019)	2.47	2.62	1.69	1.42	4.30	1.99
2 (2020)	2.46	2.61	1.71	1.49	4.31	1.98
3 (2021)	2.46	2.60	1.73	1.49	4.28	1.96
4 (2022)	2.51	2.66	1.76	1.46	4.32	1.97

注1 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済及び私学共済の老齢・退年相当の受給者数は、退年相当の退職共済年金受給者と老齢相当の老齢厚生年金受給者の合計である。

注2 基礎年金については、分子を公的年金被保険者数、分母を老齢基礎年金受給者数として算出した。

(厚生年金相当部分に係る) 総合費用率の推移

年度	厚生年金計	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
(西暦)		%	%	%	%
平成 10 (1998)	・	・ ...	・ <18.5>	・ <13.5>	・ <12.3>
11 (1999)	・	・ ...	・ <19.0>	・ <14.2>	・ <12.8>
12 (2000)	・	・ <18.5>	・ <19.2>	・ <15.0>	・ <13.4>
13 (2001)	・	・ <19.6>	・ <19.8>	・ <15.5>	・ <13.7>
14 (2002)	・	・ <20.7>	・ <20.5>	・ <16.3>	・ <13.4>
15 (2003)	17.3	18.1 <21.7>	16.2 <21.7>	13.3 <17.7>	10.5 <14.2>
16 (2004)	18.0	18.6 <22.3>	15.9 <21.4>	14.2 <18.9>	10.7 <14.4>
17 (2005)	18.0	18.7 <22.4>	15.5 <20.8>	14.9 <19.8>	11.0 <14.7>
18 (2006)	18.0	18.6 <22.3>	16.5 <22.0>	15.3 <20.4>	11.2 <14.9>
19 (2007)	18.2	18.6 <22.2>	17.5 <23.4>	16.0 <21.3>	11.5 <15.2>
20 (2008)	18.7	19.0 <22.7>	18.1 <24.2>	17.5 <23.4>	11.8 <15.6>
21 (2009)	19.7	20.2 <23.7>	18.1 <23.9>	17.9 <23.4>	11.4 <15.0>
22 (2010)	20.3	20.6 <24.3>	19.2 <25.1>	19.2 <24.9>	12.3 <16.1>
23 (2011)	20.0	20.1 <23.8>	20.1 <26.0>	19.7 <25.5>	12.6 <16.4>
24 (2012)	20.1	20.1 <23.7>	21.9 <28.1>	20.0 <25.8>	14.3 <18.4>
25 (2013)	20.2	20.1 <23.7>	21.6 <27.8>	21.5 <28.0>	14.3 <18.5>
26 (2014)	20.0	19.8 <23.5>	20.0 <26.1>	20.6 <26.9>	13.6 <17.6>
27 (2015)			19.8		
28 (2016)			19.4		
29 (2017)			18.9		
30 (2018)			18.8		
令和 元 (2019)			18.6		
2 (2020)			18.5		
3 (2021)			18.3		
4 (2022)			17.9		

注 1 厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分を含め、国共済、地共済及び私学共済について職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。

注 2 旧厚生年金は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。

注 3 国共済、地共済、私学共済は、職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。

注 4 <>内の数値は、標準報酬月額ベースである。

注 5 令和 2 (2020) 年度より基礎年金拠出金等について確定値を用いて算出している。

共済組合等の職域加算部分等を含む総合費用率の推移

年度	旧厚生年金		国共済	旧三共済			地共済	私学共済	旧農林年金
	%	決算ベース		%	%	%			
(西暦)									
昭和 61 (1986)	・ ...	・ <9.8>	・ <10.7>	<28.7>	<11.8>	<16.3>	・ <6.7>	・ <6.5>	<12.5>
62 (1987)	・ ...	・ <10.3>	・ <12.1>	<32.2>	<15.2>	<21.1>	・ <8.3>	・ <7.0>	<14.0>
63 (1988)	・ ...	・ <8.9>	・ <11.0>	<22.5>	<14.5>	<22.6>	・ <9.3>	・ <5.1>	<13.1>
平成 元 (1989)	・ ...	・ <10.6>	・ <14.6>	<19.3>	<15.4>	<25.9>	・ <8.6>	・ <6.2>	<16.6>
2 (1990)	・ ...	・ <10.5>	・ <15.6>	<37.1>	<15.1>	<30.7>	・ <10.6>	・ <8.1>	<16.7>
3 (1991)	・ ...	・ <10.8>	・ <16.3>	<33.1>	<15.9>	<28.9>	・ <10.9>	・ <8.5>	<17.0>
4 (1992)	・ ...	・ <11.2>	・ <16.6>	<32.1>	<17.0>	<28.8>	・ <11.2>	・ <9.2>	<17.0>
5 (1993)	・ ...	・ <11.6>	・ <16.7>	<31.6>	<17.2>	<27.0>	・ <11.7>	・ <9.7>	<16.9>
6 (1994)	・ ...	・ <12.4>	・ <17.1>	<29.1>	<18.4>	<27.2>	・ <12.5>	・ <10.2>	<17.8>
7 (1995)	・ ...	・ <13.7>	・ <18.7>	<31.3>	<19.7>	<27.9>	・ <13.2>	・ <10.8>	<19.3>
8 (1996)	・ ...	・ <14.6>	・ <19.2>	<31.4>	<19.4>	<28.1>	・ <13.1>	・ <11.2>	<20.5>
9 (1997)	・ ...	・ <15.1>	・ <19.1>	・	・	・	・ <13.5>	・ <11.8>	<21.7>
10 (1998)	・ ...	・ <16.3>	・ <19.5>	・	・	・	・ <14.5>	・ <12.5>	<23.0>
11 (1999)	・ ...	・ <17.0>	・ <20.3>	・	・	・	・ <15.4>	・ <13.1>	<23.5>
12 (2000)	・ <18.5>	・ <17.9>	・ <20.9>	・	・	・	・ <16.1>	・ <13.8>	<24.1>
13 (2001)	・ <19.6>	・ <18.8>	・ <21.5>	・	・	・	・ <16.7>	・ <14.3>	<25.3>
14 (2002)	・ <20.7>	・ <19.8>	・ <22.1>	・	・	・	・ <17.5>	・	・
15 (2003)	18.1 <21.7>	17.3 <20.7>	17.4 <23.3>	・	・	・	14.4 <19.1>	11.3 <15.2>	・
16 (2004)	18.6 <22.3>	17.8 <21.3>	17.1 <23.0>	・	・	・	15.4 <20.6>	11.5 <15.5>	・
17 (2005)	18.7 <22.4>	17.8 <21.4>	16.7 <22.4>	・	・	・	16.2 <21.6>	11.8 <15.7>	・
18 (2006)	18.6 <22.3>	17.9 <21.4>	17.6 <23.5>	・	・	・	16.8 <22.4>	12.0 <16.0>	・
19 (2007)	18.6 <22.2>	17.9 <21.4>	18.7 <25.1>	・	・	・	17.6 <23.5>	12.4 <16.4>	・
20 (2008)	19.0 <22.7>	18.2 <21.7>	19.9 <26.6>	・	・	・	19.2 <25.6>	12.7 <16.8>	・
21 (2009)	20.2 <23.7>	19.2 <22.5>	19.9 <26.3>	・	・	・	19.9 <26.1>	12.6 <16.5>	・
22 (2010)	20.6 <24.3>	19.7 <23.2>	20.2 <26.4>	・	・	・	20.2 <26.1>	13.6 <17.7>	・
23 (2011)	20.1 <23.8>	19.3 <22.8>	21.2 <27.4>	・	・	・	20.7 <26.9>	13.9 <18.1>	・
24 (2012)	20.1 <23.7>	19.0 <22.4>	24.0 <30.8>	・	・	・	22.0 <28.5>	15.7 <20.3>	・
25 (2013)	20.1 <23.7>	19.1 <22.5>	23.7 <30.5>	・	・	・	23.7 <30.9>	15.6 <20.2>	・
26 (2014)	19.8 <23.5>	19.0 <22.5>	22.1 <28.8>	・	・	・	22.6 <29.5>	14.9 <19.3>	・

注 1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は平成9(1997)年4月に、旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注 2 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばこ産業の両共済組合の平成2(1990)年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担金が含まれているため、他の制度との比較では注意を要する。

注 3 旧厚生年金は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。また、決算ベースは、これを含まない。

注 4 <>内の数値は、標準報酬月額ベースである。

付属資料◆長期時系列表

(厚生年金相当部分に係る) 独自給付費用率の推移

年度	厚生年金計	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
(西暦)		%	%	%	%
平成 10 (1998)	・	・ ...	・ <14.6>	・ <10.3>	・ <8.7>
11 (1999)	・	・ ...	・ <14.8>	・ <10.8>	・ <9.0>
12 (2000)	・	・ <13.6>	・ <14.9>	・ <11.3>	・ <9.2>
13 (2001)	・	・ <14.5>	・ <15.4>	・ <11.8>	・ <9.5>
14 (2002)	・	・ <15.3>	・ <15.9>	・ <12.4>	・ <9.3>
15 (2003)	12.9	13.4 <16.0>	12.5 <16.8>	10.2 <13.6>	7.3 <9.8>
16 (2004)	13.4	13.7 <16.4>	11.9 <16.1>	10.9 <14.5>	7.2 <9.6>
17 (2005)	13.3	13.8 <16.5>	11.6 <15.6>	11.6 <15.4>	7.4 <9.9>
18 (2006)	13.2	13.5 <16.2>	12.6 <16.9>	12.0 <16.0>	7.6 <10.1>
19 (2007)	13.3	13.4 <16.1>	13.5 <18.0>	12.5 <16.7>	7.8 <10.3>
20 (2008)	13.6	13.6 <16.2>	14.0 <18.7>	13.9 <18.5>	7.9 <10.4>
21 (2009)	14.9	15.1 <17.7>	14.5 <19.2>	14.7 <19.3>	8.0 <10.5>
22 (2010)	15.2	15.2 <17.9>	15.1 <19.8>	15.6 <20.3>	8.6 <11.2>
23 (2011)	14.9	14.8 <17.5>	15.9 <20.5>	15.9 <20.6>	8.8 <11.4>
24 (2012)	15.4	15.2 <17.9>	17.7 <22.7>	16.3 <21.1>	10.6 <13.7>
25 (2013)	15.4	15.2 <17.9>	17.3 <22.3>	17.8 <23.2>	10.6 <13.7>
26 (2014)	15.0	14.6 <17.4>	16.0 <20.9>	16.8 <21.9>	9.8 <12.6>
27 (2015)			14.8		
28 (2016)			14.4		
29 (2017)			14.0		
30 (2018)			13.8		
令和 元 (2019)			13.5		
2 (2020)			13.4		
3 (2021)			13.3		
4 (2022)			13.0		

注 1 厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分を含め、国共済、地共済及び私学共済については職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。

注 2 旧厚生年金は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。

注 3 国共済、地共済、私学共済は、職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。

注 4 < >内の数値は、標準報酬月額ベースである。

注 5 令和 2 (2020) 年度より基礎年金拠出金等について確定値を用いて算出している。

共済組合等の職域加算部分等を含む独自給付費用率の推移

年度	旧厚生年金		国共済	旧三共済			地共済	私学共済	旧農林年金
	決算ベース	%		%	%	%			
(西暦)		%		%	%	%			
昭和 61 (1986)	・	... <7.3>	・ <8.5>	・ <25.9>	・ <9.6>	・ <13.9>	・ <4.7>	・ <4.5>	・ <9.7>
62 (1987)	・	... <7.2>	・ <9.5>	・ <28.3>	・ <12.5>	・ <18.4>	・ <6.0>	・ <4.6>	・ <10.7>
63 (1988)	・	... <6.0>	・ <8.2>	・ <19.4>	・ <11.8>	・ <19.8>	・ <6.9>	・ <2.6>	・ <9.7>
平成 元 (1989)	・	... <8.0>	・ <11.8>	・ <16.7>	・ <12.8>	・ <23.2>	・ <6.3>	・ <3.7>	・ <13.3>
2 (1990)	・	... <7.7>	・ <12.9>	・ <34.0>	・ <12.5>	・ <27.9>	・ <8.2>	・ <5.5>	・ <13.3>
3 (1991)	・	... <7.8>	・ <13.6>	・ <29.9>	・ <13.3>	・ <26.2>	・ <8.5>	・ <5.7>	・ <13.5>
4 (1992)	・	... <7.9>	・ <13.6>	・ <28.8>	・ <14.2>	・ <25.8>	・ <8.6>	・ <6.3>	・ <13.3>
5 (1993)	・	... <8.2>	・ <13.7>	・ <28.2>	・ <14.4>	・ <23.9>	・ <9.1>	・ <6.8>	・ <13.2>
6 (1994)	・	... <8.9>	・ <14.0>	・ <25.6>	・ <15.3>	・ <24.0>	・ <9.7>	・ <7.1>	・ <13.9>
7 (1995)	・	... <9.9>	・ <15.2>	・ <27.5>	・ <16.4>	・ <24.5>	・ <10.3>	・ <7.5>	・ <15.0>
8 (1996)	・	... <10.6>	・ <15.6>	・ <27.3>	・ <16.1>	・ <24.5>	・ <10.1>	・ <7.8>	・ <16.0>
9 (1997)	・	... <11.1>	・ <15.5>	・	・	・	・ <10.4>	・ <8.4>	・ <17.3>
10 (1998)	・	... <12.0>	・ <15.5>	・	・	・	・ <11.3>	・ <8.9>	・ <18.4>
11 (1999)	・	... <12.2>	・ <16.2>	・	・	・	・ <11.9>	・ <9.3>	・ <18.6>
12 (2000)	・	<13.6>	・ <13.0>	・ <16.6>	・	・	・ <12.5>	・ <9.7>	・ <19.0>
13 (2001)	・ <14.5>	・ <13.7>	・ <17.1>	・	・	・	・ <13.0>	・ <10.1>	・ <19.8>
14 (2002)	・ <15.3>	・ <14.4>	・ <17.5>	・	・	・	・ <13.7>	・ <10.1>	・
15 (2003)	13.4 <16.0>	12.6 <15.1>	13.7 <18.4>	・	・	・	11.3 <15.0>	8.0 <10.9>	・
16 (2004)	13.7 <16.4>	12.9 <15.5>	13.2 <17.7>	・	・	・	12.1 <16.2>	8.0 <10.7>	・
17 (2005)	13.8 <16.5>	12.9 <15.5>	12.9 <17.2>	・	・	・	13.0 <17.3>	8.2 <11.0>	・
18 (2006)	13.5 <16.2>	12.8 <15.4>	13.7 <18.4>	・	・	・	13.5 <18.0>	8.5 <11.3>	・
19 (2007)	13.4 <16.1>	12.7 <15.2>	14.7 <19.7>	・	・	・	14.2 <18.9>	8.6 <11.4>	・
20 (2008)	13.6 <16.2>	12.8 <15.2>	15.8 <21.1>	・	・	・	15.5 <20.7>	8.8 <11.6>	・
21 (2009)	15.1 <17.7>	14.1 <16.6>	16.4 <21.6>	・	・	・	16.7 <21.9>	9.2 <12.0>	・
22 (2010)	15.2 <17.9>	14.3 <16.8>	16.2 <21.1>	・	・	・	16.6 <21.5>	9.8 <12.8>	・
23 (2011)	14.8 <17.5>	14.0 <16.5>	17.0 <21.9>	・	・	・	16.9 <22.0>	10.1 <13.1>	・
24 (2012)	15.2 <17.9>	14.0 <16.6>	19.7 <25.3>	・	・	・	18.4 <23.8>	12.0 <15.6>	・
25 (2013)	15.2 <17.9>	14.2 <16.7>	19.4 <25.0>	・	・	・	20.0 <26.0>	12.0 <15.5>	・
26 (2014)	14.6 <17.4>	13.8 <16.4>	18.0 <23.5>	・	・	・	18.8 <24.6>	11.1 <14.3>	・

注 1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は平成9(1997)年4月に、旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注 2 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばこ産業の両共済組合の平成2(1990)年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担金が含まれているため、他の制度との比較では注意を要する。

注 3 旧厚生年金は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。また、決算ベースは、これを含まない。

注 4 < >内の数値は、標準報酬月額ベースである。

基礎年金費用率の推移

年度	厚生年金計	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
(西暦)		%	%	%	%
平成 7 (1995)	.	・ <3.8>	・ <3.5>	・ <2.9>	・ <3.3>
8 (1996)	.	・ <4.0>	・ <3.6>	・ <3.0>	・ <3.4>
9 (1997)	.	・ <4.0>	・ <3.7>	・ <3.1>	・ <3.4>
10 (1998)	.	・ <4.4>	・ <3.9>	・ <3.2>	・ <3.6>
11 (1999)	.	・ <4.7>	・ <4.1>	・ <3.4>	・ <3.8>
12 (2000)	.	・ <4.9>	・ <4.3>	・ <3.7>	・ <4.1>
13 (2001)	.	・ <5.0>	・ <4.4>	・ <3.7>	・ <4.2>
14 (2002)	.	・ <5.3>	・ <4.6>	・ <3.8>	・ <4.2>
15 (2003)	...	4.7 <5.6>	3.7 <4.9>	3.1 <4.1>	3.2 <4.4>
16 (2004)	...	4.9 <5.8>	3.9 <5.3>	3.3 <4.4>	3.5 <4.8>
17 (2005)	4.7	4.9 <5.9>	3.9 <5.2>	3.3 <4.4>	3.6 <4.8>
18 (2006)	4.8	5.1 <6.1>	3.8 <5.1>	3.3 <4.4>	3.6 <4.7>
19 (2007)	4.9	5.2 <6.2>	4.0 <5.4>	3.5 <4.6>	3.7 <4.9>
20 (2008)	5.2	5.4 <6.5>	4.1 <5.5>	3.7 <4.9>	3.9 <5.2>
21 (2009)	4.8	5.1 <5.9>	3.6 <4.7>	3.2 <4.1>	3.4 <4.5>
22 (2010)	5.2	5.4 <6.4>	4.1 <5.3>	3.6 <4.6>	3.8 <4.9>
23 (2011)	5.1	5.3 <6.3>	4.2 <5.4>	3.8 <4.9>	3.9 <5.0>
24 (2012)	4.7	4.9 <5.8>	4.3 <5.5>	3.6 <4.7>	3.7 <4.7>
25 (2013)	4.8	4.9 <5.8>	4.2 <5.4>	3.7 <4.8>	3.6 <4.7>
26 (2014)	4.9	5.1 <6.1>	4.1 <5.4>	3.8 <4.9>	3.9 <5.0>
27 (2015)			5.0		
28 (2016)			5.0		
29 (2017)			5.0		
30 (2018)			5.1		
令和 元 (2019)			5.1		
2 (2020)			5.1		
3 (2021)			5.0		
4 (2022)			4.8		

注 1 < >内の数値は、標準報酬月額ベースである。

注 2 令和 2 (2020) 年度より基礎年金拠出金等について確定値を用いて算出している。

保険料比率の推移

年度	厚生年金計	旧厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
		%	%	%	%	%	%
(西暦)							
平成 7 (1995)	.	・	...	111.9	96.3	123.5	121.4
8 (1996)	.	・	...	107.1	96.0	126.3	118.4
9 (1997)	.	・	...	106.8	98.9	126.5	115.6
10 (1998)	.	・	...	99.1	97.0	117.1	109.5
11 (1999)	.	・	...	95.5	92.7	110.7	104.5
12 (2000)	.	・	...	90.5	89.9	105.0	99.0
13 (2001)	.	・	...	86.2	87.2	101.3	95.8
14 (2002)	.	・	...	82.8	84.7	96.4	95.8
15 (2003)	.	・	...	76.2	82.9	90.6	93.2
16 (2004)	.	・	...	74.3	84.3	85.3	90.9
17 (2005)	.	・	75.5	75.6	87.0	83.3	91.7
18 (2006)	.	・	77.7	77.3	83.5	82.5	92.7
19 (2007)	.	・	79.2	79.3	79.1	80.5	93.0
20 (2008)	.	・	79.1	79.8	75.0	75.7	93.1
21 (2009)	.	・	76.4	77.6	75.7	74.7	96.9
22 (2010)	.	・	76.3	77.2	75.8	75.1	92.3
23 (2011)	.	・	80.1	81.1	74.1	74.7	92.5
24 (2012)	.	・	82.2	84.4	66.6	72.1	84.3
25 (2013)	.	・	84.0	85.9	69.2	68.3	86.8
26 (2014)	.	・	86.5	88.3	75.6	73.0	92.8
27 (2015)				87.0			98.1
28 (2016)				91.2			89.8
29 (2017)				94.8			87.2
30 (2018)				95.8			93.7
令和 元 (2019)				97.3			94.8
2 (2020)				96.4			85.2
3 (2021)				99.4			84.7
4 (2022)				101.0			85.8

注 1 厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。

注 2 旧厚生年金は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。また、決算ベースは、これを含まない。

注 3 平成26(2014)年度までの国共済、地共済及び私学共済の保険料比率は、職域加算部分等を含んだものである。

注 4 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注 5 令和 2 (2020) 年度より基礎年金拠出金等について確定値を用いて算出している。

付属資料◆長期時系列表

収支比率の推移

年度	厚生年金計	旧厚生年金		国共済	旧三共済			地共済	私学共済	旧農林年金	国民年金 (国民年金勘定)
		決算ベース	%		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ				
(西暦)		%	%								
昭和 61 (1986)	・ <61.5>	... <56.3>	<136.0>	<63.9>	<80.4>	... <36.0>	... <39.1>	<64.7>	... <71.5>
62 (1987)	・ <64.4>	... <63.2>	<160.4>	<81.3>	<95.5>	... <44.7>	... <41.7>	<72.2>	... <66.6>
63 (1988)	・ <66.4>	... <68.8>	<117.0>	<81.0>	<107.6>	... <47.8>	... <30.2>	<67.5>	... <74.7>
平成 元 (1989)	・ <67.2>	... <67.9>	<99.8>	<76.8>	<124.6>	... <43.2>	... <35.3>	<84.7>	... <77.6>
2 (1990)	・ <68.7>	... <68.4>	<101.0>	<73.3>	<100.5>	... <46.0>	... <41.6>	<75.1>	... <69.5>
3 (1991)	・ <61.4>	... <72.6>	<92.7>	<72.1>	<100.1>	... <47.6>	... <43.4>	<75.6>	... <53.5>
4 (1992)	・ <63.5>	... <74.1>	<92.2>	<78.7>	<103.8>	... <49.8>	... <48.0>	<77.0>	... <54.6>
5 (1993)	・ <66.0>	... <74.9>	<92.6>	<79.0>	<100.9>	... <53.2>	... <51.0>	<77.1>	... <60.0>
6 (1994)	・ <68.2>	... <76.1>	<86.4>	<82.1>	<101.3>	... <56.9>	... <55.3>	<83.1>	... <75.4>
7 (1995)	・ <69.0>	... <75.1>	<91.5>	<81.4>	<99.8>	... <57.0>	... <55.3>	<81.0>	... <72.5>
8 (1996)	・ <72.4>	... <76.0>	<86.4>	<69.2>	<99.8>	... <57.2>	... <58.4>	<87.1>	... <59.1>
9 (1997)	・ <73.8>	... <75.7> <57.7>	... <60.6>	<89.0>	... <71.7>
10 (1998)	・ <80.5>	... <80.8> <63.2>	... <64.4>	<95.5>	... <75.6>
11 (1999)	・ <84.9>	82.0	<85.1> <64.5>	... <67.3>	<98.2>	... <75.3>
12 (2000)	83.6 <91.0>	95.5	<89.3> <72.6>	... <74.3>	<100.3>	... <80.2>
13 (2001)	・	94.5	102.4	<97.2>	101.4	<95.2> <78.1>	... <79.2>	<110.6>
14 (2002)	・	111.4	119.2	<104.7>	100.6	<97.2> <84.3>	108.2	<83.0>
15 (2003)	・	97.1	98.3	<117.2>	91.3	<98.0>	...	70.2	... <89.3>	82.8	<86.2>
16 (2004)	・	112.3	113.1	<124.3>	96.9	<98.3>	...	83.1	<93.5>	78.6	<86.8>
17 (2005)	・	88.5	90.7	<121.3>	79.1	<93.0>	...	57.9	... <82.7>	65.5	<74.0>
18 (2006)	・	104.1	107.4	<115.2>	96.4	<95.6>	...	83.4	... <80.0>	73.2	<76.1>
19 (2007)	・	148.5	161.9	<117.2>	132.6	<99.6>	...	234.3	... <89.1>	178.1	<84.0>
20 (2008)	・	196.7	203.6	<116.3>	196.5	<114.5>	...	1,176.2	... <112.5>	511.4	<92.8>
21 (2009)	・	98.7	92.8	<128.8>	92.8	<115.3>	...	73.7	... <114.5>	58.8	<91.3>
22 (2010)	・	137.5	131.3	<128.1>	120.5	<113.3>	...	133.8	... <114.6>	106.8	<96.5>
23 (2011)	・	108.2	111.8	<122.5>	117.0	<117.8>	...	104.9	... <118.0>	92.6	<97.3>
24 (2012)	・	85.6	82.6	<115.6>	109.6	<129.7>	...	67.3	... <123.1>	65.3	<97.9>
25 (2013)	・	84.8	84.4	<108.1>	109.2	<123.1>	...	75.8	... <103.0>	68.6	<78.5>
26 (2014)	・	71.0	73.4	<101.6>	88.9	<110.1>	...	61.5	... <93.0>	58.3	<81.7>
27 (2015)							141.5				131.6 <86.2>
28 (2016)							86.0				84.2
29 (2017)							79.1				80.7
30 (2018)							97.1				97.4
令和 元 (2019)							138.3				160.2
2 (2020)							47.7				45.2
3 (2021)							77.0				83.6
4 (2022)							91.1				104.5

注1 厚生年金計及び旧厚生年金は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。なお、決算ベースは、これを含まない。

注2 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は平成9(1997)年4月に、旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注3 平成26(2014)年度までの国共済、旧三共済、地共済、私学共済及び旧農林年金の収支比率は、職域加算部分等を含んだものである。

注4 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばこ産業の両共済組合の平成2(1990)年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担金が含まれているため、他の制度との比較では注意を要する。

注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注6 <>内の数値は、簿価ベースである。

注7 令和2(2020)年度より基礎年金拠出金等について確定値を用いて算出している。

積立比率の推移

年度	厚生年金計	旧厚生年金		国共済	旧三共済			地共済	私学共済	旧農林年金	国民年金 (国民年金勘定)
		決算ベース	%		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ				
(西暦)		%	%								
昭和 61 (1986)	・	... <6.8> <9.5>	<1.7>	<10.2>	<5.3>	... <15.9>	... <14.4>	<7.0>	... <2.7>
62 (1987)	・	... <6.8> <9.0>	<1.6>	<8.5>	<4.3>	... <13.8>	... <14.1>	<6.6>	... <2.4>
63 (1988)	・	... <8.0> <10.4>	<1.6>	<8.6>	<4.1>	... <13.2>	... <20.3>	<7.3>	... <2.4>
平成 元 (1989)	・	... <6.8> <8.4>	<1.7>	<8.3>	<3.4>	... <15.0>	... <17.8>	<6.1>	... <2.6>
2 (1990)	・	... <6.7> <8.0>	<0.9>	<8.4>	<2.7>	... <12.7>	... <14.8>	<6.0>	... <3.1>
3 (1991)	・	... <6.6> <7.8>	<0.9>	<8.2>	<2.6>	... <12.8>	... <14.8>	<5.9>	... <4.1>
4 (1992)	・	... <6.7> <7.8>	<0.9>	<7.9>	<2.5>	... <13.0>	... <14.0>	<5.9>	... <4.4>
5 (1993)	・	... <6.8> <7.9>	<1.0>	<8.1>	<2.6>	... <12.9>	... <13.7>	<6.0>	... <4.4>
6 (1994)	・	... <6.6> <7.9>	<1.1>	<7.7>	<2.5>	... <12.6>	... <13.4>	<5.8>	... <3.8>
7 (1995)	・	... <6.3> <7.4>	<1.2>	<7.4>	<2.4>	... <12.2>	... <12.9>	<5.5>	... <4.1>
8 (1996)	・	... <6.2> <7.4>	<1.3>	<7.5>	<2.4>	... <12.8>	... <13.0>	<5.4>	... <5.2>
9 (1997)	・	... <6.1> <7.6> <13.0>	... <12.7>	<5.2>	... <4.8>
10 (1998)	・	... <6.0> <7.7> <12.6>	... <12.4>	<5.1>	... <4.9>
11 (1999)	・	... <6.2>	7.7	<7.6> <12.4>	... <12.3>	<5.1>	... <5.1>
12 (2000)	7.5	... <6.1>	7.5	<7.3> <12.4>	... <11.9>	<5.0>	... <5.2>
13 (2001)	・	7.3	5.9	<5.9>	7.4	<7.3> <12.3>	<11.7>	<4.8>
14 (2002)	・	6.9	5.5	<5.6>	7.3	<7.2> <12.0>	<11.4>	...
15 (2003)	・	6.6	5.2	<5.5>	7.1	<7.0>	...	11.2	<11.4>	10.8	<10.7>
16 (2004)	・	6.4	5.2	<5.2>	7.3	<7.2>	...	10.9	<10.9>	10.6	<10.5>
17 (2005)	・	6.2	5.2	<5.2>	7.5	<7.4>	...	10.7	<10.5>	10.6	<10.3>
18 (2006)	・	6.2	5.2	<4.9>	7.4	<7.1>	...	11.2	<10.6>	10.8	<10.3>
19 (2007)	・	6.0	5.0	<4.7>	7.0	<6.7>	...	11.1	<10.5>	10.6	<10.1>
20 (2008)	・	5.5	4.6	<4.5>	6.4	<6.3>	...	10.0	<10.1>	9.8	<9.9>
21 (2009)	・	4.9	4.1	<4.3>	6.0	<6.3>	...	9.2	<10.0>	9.1	<9.9>
22 (2010)	・	4.8	4.1	<4.1>	6.1	<6.2>	...	9.7	<10.0>	9.0	<9.0>
23 (2011)	・	4.7	3.9	<3.9>	5.7	<5.8>	...	9.3	<9.7>	8.6	<8.7>
24 (2012)	・	4.6	3.9	<3.8>	5.1	<5.1>	...	8.8	<9.1>	7.7	<7.7>
25 (2013)	・	4.7	4.0	<3.6>	5.1	<5.0>	...	8.9	<8.5>	8.1	<7.7>
26 (2014)	・	4.8	4.1	<3.5>	5.1	<4.9>	...	9.4	<8.6>	8.9	<8.2>
27 (2015)	5.2	5.1	4.5	<3.5>	5.2	5.4	5.2	...	7.5 <4.7>
28 (2016)	4.9	4.8	4.9	5.0	4.9	...	6.6
29 (2017)	5.0	4.9	4.9	5.6	4.8	...	7.1
30 (2018)	5.1	5.1	5.1	5.8	5.1	...	7.8
令和 元 (2019)	5.1	5.1	5.0	5.7	5.1	...	8.1
2 (2020)	4.9	4.9	4.9	5.2	4.8	...	7.1
3 (2021)	6.0	6.0	6.0	6.4	6.0	...	8.1
4 (2022)	6.3	6.2	6.2	6.8	6.3	...	8.2

注1 厚生年金計及び旧厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分、国庫負担繰延額を含めた推計値である。なお、決算ベースは、これを含まない。

注2 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たば

5 最近の経済等の状況

		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
①消費者物価指数の前年比	(% 暦年)	1.0	0.5	0.0	△0.2	2.5
②ベンチマーク収益率 (年度)	国内債券 (%)	1.38	△0.49	△0.70	△1.22	△1.65
	国内株式 (%)	△5.04	△9.50	42.13	1.99	5.81
	外国債券 (%)	2.46	4.37	5.43	1.88	△0.56
	外国株式 (%)	8.21	△13.40	60.21	19.38	1.88
③国内債券 (新発10年国債利回り)	(% 年度末)	△0.09	0.02	0.10	0.22	0.35
④国内株式 (T O P I X)	(ポイント 年度末)	1,591.64	1,403.04	1,954.00	1,946.40	2,003.50
	増減率 (%) 年度末)	△7.26	△11.85	39.27	△0.39	2.93
⑤国内株式 (日経平均株価)	(円 年度末)	21,205.81	18,917.01	29,178.80	27,821.43	28,041.48
	増減率 (%) 年度末)	△1.16	△10.79	54.25	△4.65	0.79
⑥外国債券 (米国10年国債利回り)	(% 年度末)	2.41	0.67	1.74	2.34	3.47
⑦外国株式 (N Y ダウ)	(ドル 年度末)	25,928.68	21,917.16	32,981.55	34,678.35	33,274.15
	増減率 (%) 年度末)	7.57	△15.47	50.48	5.14	△4.05
⑧外国為替 (ドル／円)	(年度末)	110.69	107.96	110.50	121.38	133.09
⑨実質G D P成長率	(% 前年度比)	0.2	△0.8	△3.9	2.8	1.5
⑩完全失業率	(% 暦年)	2.4	2.4	2.8	2.8	2.6
⑪人口 (千人 各年10月1日現在)	総人口	126,443	126,167	126,146	125,502	124,947
	年少人口 (0～14歳)	15,415	15,210	15,032	14,784	14,503
	生産年齢人口 (15～64歳)	75,451	75,072	75,088	74,504	74,208
	老人人口 (65歳以上)	35,578	35,885	36,027	36,214	36,236
⑫合計特殊出生率	(暦年)	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26
⑬65歳の平均余命 (男)	(年 暦年)	19.70	19.83	19.97	19.85	19.44
⑭ 同 (女)	(年 暦年)	24.50	24.63	24.88	24.73	24.30

引用：①総務省「消費者物価指數年報」（総合指數、全国）

②～⑧は年金積立金管理運用独立行政法人「業務概況書」（②について、国内債券はN O M U R A - B P I 「除くA B S」、国内株式はT O P I X（配当込み）、外国債券はF T S E世界国債インデックス（除く日本、中国、円ベース）、外国株式はM S C I A C W I （除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮前）

※なお、上記の注書きは令和4(2022)年度のものである。

⑨は内閣府「国民経済計算（2015年（平成27年）基準・2008SNA）」（国内総生産（支出側））

⑩は総務省「労働力調査」（就業状態別15歳以上人口－全国）

⑪は総務省「人口推計」

⑫は厚生労働省「人口動態統計」、⑬⑭は厚生労働省「簡易生命表」（ただし、令和2(2020)年は「完全生命表」）

6 令和2(2020)年年金改正法の概要

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

(令和2年法律第40号、令和2年6月5日公布)

改正の趣旨

より多くの人がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るために、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年改正法)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とするべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる(現行500人超→100人超→50人超)。
- ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
- ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。

2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】

- ① 高齢期の就労継続を早期に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定することとする。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(令和2年度額)に引き上げる。)。

3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。

4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】

- ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる(※)とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。

※ 企業型DC:厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満、個人型DC(iDeCo):公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満

- ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。

5. その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】

- ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
- ② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加
- ③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ(具体的な年数は政令で規定)
- ④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し
- ⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等

施行期日 令和4(2022)年4月1日(ただし、1①は令和4(2022)年10月1日、1②・③は令和4(2022)年10月1日、4①は令和4(2022)年4月1日・同年5月1日等、4②は公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日・令和4(2022)年10月1日等、5②・③は令和3(2021)年4月1日、5④は公布日、5⑤は令和3(2021)年3月1日 等)

7 用語解説

ここでは、以下の用語について、解説している（解説文中に下線を付した用語については、別に解説がある。）。なお、用語については、五十音順に配している。

【か行】

- 解散厚生年金基金等徴収金
- 基礎年金給付費
- 基礎年金拠出金
- 基礎年金交付金
- 基礎年金相当給付費
- 基礎年金等給付費
- 基礎年金費用
- 基礎年金費用率
- 旧厚生年金
- 給付費
- 共済組合等
- 経過的長期経理
- 厚生年金、厚生年金勘定、旧厚生年金
- 厚生年金保険経理
- 厚生年金基金の代行部分
- 厚生年金拠出金
- 厚生年金交付金
- 国民年金、国民年金（国民年金勘定）、国民年金（基礎年金勘定）、国民年金勘定、基礎年金勘定
- 国民年金の無拠出制年金（福祉年金）
- 国共済組合連合会等拠出金収入、年金保険者拠出金
- 国共済と地共済の財政調整
- 国共済+地共済
- 国庫・公経済負担
- 国庫負担繰延

【さ行】

- 財政検証
- 財政再計算
- 財政の現況及び見通し
- 実施機関
- 実質的な運用利回り
- 実質的な支出
- 収支比率
- 承継資産
- 職域等費用納付金

用語解説参考図表1 被用者年金の給付構造（老齢・退職年金の場合）

用語解説参考図表2 国庫が負担する費用一覧（国民年金及び厚生年金の場合）

用語解説参考図表3 積立金の平滑化の方法

用語解説参考図表4 特別支給の老齢・退職厚生年金の支給開始年齢

○職域加算部分

- 政府負担金

○総合費用

- 総合費用率

【た行】

- 代行部分
- 短時間労働者
- 単年度収支状況
- 長期経理
- 追加費用
- 通老・通退相当
- 積立金相当額納付金
- 積立金の平滑化
- 積立比率
- 独自給付費用
- 独自給付費用率
- 特別国庫負担
- 特別支給の老齢・退職年金
- 独立行政法人福祉医療機構納付金

【な行】

- 年金総額
- 年金扶養比率
- 年金保険者拠出金
- 納付率

【は行】

- 賦課方式
- 平均年金月額
- 報酬、賞与、総報酬
- 保険料水準固定方式
- 保険料比率

【ま行】

- みなし基礎年金給付費
- 免除保険料

【や行】

- 有限均衡方式

【ら行】

- 老齢・退年相当と通老・通退相当

○解散厚生年金基金等徵収金

厚生年金基金が解散または確定給付企業年金に移行する際、代行部分に関する権利義務は国に引き継がれるが、それに伴って解散厚生年金基金等から国庫（厚生年金勘定）に納められるもの。物納による徵収分は、ここには含まず、直接積立金に入る。

○基礎年金給付費

昭和 61(1986) 年度の基礎年金制度導入以降に新法の基礎年金として裁定された老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の給付に要する費用のことであり、全国民共通の給付として基礎年金勘定から支払われる。

○基礎年金拠出金

基礎年金等給付費を分担して負担するため、国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等が基礎年金勘定に納付する又は繰り入れる額のことである。

厚生年金の実施機関と国民年金（国民年金勘定）は、基礎年金等給付費の額から所定の特別国庫負担の額を控除した額を、被保険者数（基礎年金拠出金算定対象者数）に応じて分担して負担する。ただし、毎年度の決算額は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計である（概算額と確定額の差額は、翌々年度に精算される。）。

●保険料・拠出金算定対象額

基礎年金等給付費の額から所定の特別国庫負担の額を控除した額

●基礎年金拠出金算定対象者

厚生年金の実施機関の場合は国民年金第 2 号被保険者（20 歳以上 60 歳未満の者に限る。）と国民年金第 3 号被保険者の人数の合計である。

国民年金（国民年金勘定）の場合は国民年金第 1 号被保険者数について年間の保険料納付済月数の総数を 12 で割ることで人数換算したものである。ただし、半額免除の場合は 1/2 月、平成 18(2006) 年 7 月に導入された多段階免除制度における 4 分の 1 免除、4 分の 3 免除の場合はそれぞれ 3/4 月、1/4 月として計上される。例えば、半額免除の者が 1 年間保険料を納付した場合には 1/2 人とカウントされる。

●基礎年金拠出金単価

保険料・拠出金算定対象額を基礎年金拠出金算定対象者数で除したものであり、基礎年金拠出金算定対象者 1 人当たりの保険料・拠出金算定対象額を意味する。

●厚生年金の各実施機関と国民年金（国民年金勘定）が負担する基礎年金拠出金額

基礎年金拠出金単価 × 当該実施機関又は制度の基礎年金拠出金算定対象者数

○基礎年金交付金

昭和 61(1986) 年度の基礎年金制度導入前の国民年金及び被用者年金（旧法年金）の給付費のうち基礎年金に相当する給付に要する費用（基礎年金相当給付費）に充てるため、基礎年金勘定から国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等に繰り入れられる又は交付される額のことである。

○基礎年金相当給付費 [=みなし基礎年金給付費]

昭和 61(1986) 年度の基礎年金制度導入前の旧法に基づき裁定された年金給付のうち昭和 36 (1961) 年 4 月以降の加入期間に基づき支給される基礎年金に相当する部分の給付に要する費用のことである。みなし基礎年金給付費ともいう。

○基礎年金等給付費

基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計のことである。

○基礎年金費用

基礎年金拠出金から基礎年金拠出金にかかる国庫・公経済負担を除いたものである。

○基礎年金費用率

基礎年金費用の標準報酬総額に対する比率である。

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金費用}}{\text{標準報酬総額}}$$

基礎年金費用率は総合費用率を分解したものである。

総合費用率 = 独自給付費用率 + 基礎年金費用率

○旧厚生年金

「厚生年金、厚生年金勘定、旧厚生年金」を参照。

○給付費

厚生年金においては「保険給付」（共済組合等の一元化前の共済法に基づき裁定された共済年金においては「長期給付」）に、国民年金（国民年金勘定）においては昭和 61(1986) 年度の基礎年金制度導入前の旧法国民年金の「給付」及び同改正後の新法国民年金の基礎年金以外の「給付」に、それぞれ要する費用のことである。

(留意点)

- ・ 国民年金（国民年金勘定）の給付費には、新法国民年金の基礎年金の給付に要する費用（基礎年金給付費）は含まれず（これは基礎年金勘定から支給される。）、基礎年金相当給付費は含まれる。
- ・ 平成 25(2013) 年度までの国民年金（国民年金勘定）の給付費には、老齢福祉年金の

給付に要する費用は含まれない（旧福祉年金勘定に含まれる）。

- 平成 26(2014)年度に国民年金勘定に旧福祉年金勘定が統合されたが、旧福祉年金勘定に係る給付費及び国庫・公経済負担については、本報告においては、それぞれ、給付費及び国庫公経済負担に含めていない。
- 厚生年金の各実施機関の給付費には、基礎年金給付費は含まれず（これは基礎年金勘定から支給される。）、基礎年金相当給付費は含まれる。
- 厚生年金の各実施機関の給付費には、原則 60～64 歳の者に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金の給付に要する費用が含まれるが、これには報酬比例部分のほか定額部分も含まれる。
- 平成 16(2004)年度以降の厚生年金の給付費には、厚生年金基金への政府負担金を含む。

[⇒用語解説参考図表 1 被用者年金の給付構造（老齢・退職年金の場合） 参照]

○共済組合等

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金の一元化後の厚生年金の実施機関のうち、

- ① 国家公務員共済組合（国家公務員共済組合連合会を含む。）
- ② 地方公務員共済組合（全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会を含む。）
- ③ 日本私立学校振興・共済事業団

を本報告では共済組合等としている。

○経過的長期経理

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金の一元化により、共済組合等の職域加算部分（旧 3 階部分）は廃止されたが、一元化前に受給権が発生した共済年金には職域加算額が含まれ、また一元化後に受給権が発生する共済組合等の厚生年金の受給者には一元化前の期間に係る共済年金（経過的職域加算額）の給付も行われる。この職域加算額と経過的職域加算額を管理運用する経理のことである（私学共済においては「厚生年金勘定・職域年金経理」である。）。

○厚生年金、厚生年金勘定、旧厚生年金

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金の一元化により、厚生年金は全ての被用者が加入する制度となったが、被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合等を実施機関として活用することとされた。厚生年金の被保険者は実施機関に応じ、民間被用者は第 1 号厚生年金被保険者、国共済の組合員たる国家公務員は第 2 号厚生年金被保険者、地共済の組合員たる地方公務員は第 3 号厚生年金被保険者、私学共済の加入者

たる私立学校教職員は第4号厚生年金被保険者となっている。

被用者年金の一元化の経緯から、「厚生年金」という用語は、

- ① 全被用者共通の年金制度として用いられる場合
- ② 厚生年金保険の実施者たる政府に係る保険料の収入、給付の支出等を管理運用し、共済組合等との間で厚生年金拠出金や厚生年金交付金の授受を行う「年金特別会計厚生年金勘定」に係る部分に限定して用いられる場合

の2つがある。

これらを区別するため、本報告では、「厚生年金」は全被用者共通の年金制度として用い、厚生年金勘定から直接給付される受給権者及びその年金については「旧厚生年金」としている。

○厚生年金保険経理

平成27(2015)年10月の被用者年金一元化後の共済組合等において、厚生年金相当部分を管理運用する経理のことである（私学共済においては「厚生年金勘定・厚生年金経理」である。）。

○厚生年金基金の代行部分

「代行部分」、「免除保険料」の項を参照。

○厚生年金拠出金

平成27(2015)年10月の被用者年金一元化後、厚生年金等給付に要する費用を分担するため、共済組合等から厚生年金勘定に納付される拠出金のことである。

具体的には、厚生年金の全実施機関について厚生年金等給付費（国庫・公経済負担及び追加費用を除いたもの）及び基礎年金拠出金（国庫・公経済負担を除いたもの）を合計した厚生年金拠出金算定対象額に、共済組合等のそれぞれにおいて標準報酬按分率と積立金按分率を乗じ、基礎年金拠出金（国庫・公経済負担を除いたもの）を控除したものとなっている。ただし、当分の間、激変緩和措置として、厚生年金拠出金算定対象額の半分のみが標準報酬按分及び積立金按分とされ、残り半分は支出費按分とされている。

(注) 厚生年金等給付費については1-2-18(58頁)を参照。

○厚生年金交付金

平成27(2015)年10月の被用者年金一元化後、共済組合等は、厚生年金相当給付（共済年金のうち厚生年金に相当する部分の給付）のほか、各共済組合等に係る厚生年金給付の給付を行うが、これらの給付のために厚生年金勘定から共済組合等に交付される交付金のことである。具体的には、当該共済組合等が支給する厚生年金等給付費（厚生年金相当給付費と厚生年金給付費の合計）から国庫・公経済負担及び追加費用を控

除した額である。

(注) 厚生年金相当給付、厚生年金給付、厚生年金等給付費については 1-2-18(58 頁) を参照。

○国民年金、国民年金（国民年金勘定）、国民年金（基礎年金勘定）、国民年金勘定、基礎年金勘定

国民年金の被保険者は、

- ① 国民年金第 1 号被保険者（国民年金第 2 号及び第 3 号被保険者のいずれにも該当しない 20 歳以上 60 歳未満の者。自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人など）
- ② 国民年金第 2 号被保険者（厚生年金の被保険者。ただし、65 歳以上で老齢給付の受給権を有する者は除く。）
- ③ 国民年金第 3 号被保険者（国民年金第 2 号被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者）
- ④ 任意加入被保険者（厚生年金の被保険者でない 60 歳以上 65 歳未満の国内居住者や 20 歳以上 65 歳未満の国外居住者などであって、国民年金の被保険者となることを厚生労働大臣に申し出た者）

である。

国民年金の給付には、年金特別会計基礎年金勘定から支給される全国民共通の基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金）がある。また、年金特別会計国民年金勘定から支給される国民年金第 1 号被保険者及び任意加入被保険者に係る付加年金等の国民年金独自の給付や、昭和 61(1986) 年度の基礎年金制度導入前の旧法による年金の給付がある。

本報告では、年金特別会計基礎年金勘定に係る事項については「基礎年金勘定」あるいは「国民年金（基礎年金勘定）」と、年金特別会計国民年金勘定に係る事項については「国民年金勘定」あるいは「国民年金（国民年金勘定）」と表記する。

なお、単に「国民年金」と呼ぶ場合には、全国民共通の「基礎年金」として用いられる場合と、決算における「国民年金勘定」に対応するものや、国民年金第 1 号被保険者及び任意加入被保険者に係る部分に限定して用いられる場合がある。

○国民年金の無拠出制年金（福祉年金）

旧法国民年金の拠出制年金（受給権の取得に保険料の拠出を要件とする年金）を経過的に補足する年金のことであり、全額国庫負担となっている。昭和 61(1986) 年 4 月から従来の障害・母子・準母子福祉年金は、基礎年金に裁定替えされ、現在では老齢福祉年金のみとなっている。

老齢福祉年金は、次のいずれかに該当した場合に支給される。

- ① 明治 44(1911)年4月1日以前に生まれた者（国民年金法が施行された昭和36(1961)年4月1日において50歳を超える者）が70歳になったとき。
- ② 明治 44(1911)年4月2日から大正 5(1916)年4月1日までに生まれた者で、保険料納付済期間が1年未満であり、かつ保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が4年1月～7年1月ある者が70歳になったとき。

○国共済組合連合会等拠出金収入、年金保険者拠出金

旧三公社共済組合（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金の厚生年金への統合（平成9（1997）年4月）に伴う支援措置に基づき、国共済、地共済、私学共済及び農林年金は厚生年金に拠出金を納付していた。なお、この拠出金は、平成27（2015）年10月の被用者年金一元化に伴い廃止されている。

●国共済組合連合会等拠出金収入

厚生年金における国共済、地共済、私学共済及び農林年金から納付される拠出金収入の合計額のことである。

●年金保険者拠出金

国共済、地共済、私学共済及び農林年金の各制度における厚生年金に納付する拠出金のことである。この合計額は国共済組合連合会等拠出金収入と一致する。

○国共済と地共済の財政調整

国共済と地共済の財政単位の一元化に伴い、平成16（2004）年10月から実施されている国共済と地共済の間の財政調整のことであり、費用負担の平準化のための財政調整（財政調整A）と年金給付に支障を来さないための財政調整として、収支に着目した財政調整（財政調整B）及び積立金に着目した財政調整（財政調整C）がある。この財政調整による拠出金が「財政調整拠出金」、その受入れ額が「財政調整拠出金収入」である。

○国共済＋地共済

国共済と地共済は、決算はそれぞれ行われているものの、平成16（2004）年度から財政的に一元化されているため、実績と令和元（2019）年財政検証結果との比較にあたっては、年金数理部会において国共済及び地共済を合計したもの（「国共済＋地共済」と表記）について行っている。

○国庫・公経済負担

基礎年金拠出金の2分の1（平成15（2003）年度までは3分の1であったが平成16（2004）年度から段階的に引上げられ平成21（2009）年度に2分の1となった。なお、平成18（2006）年度は約35.8%（3分の1+1000分の25）、平成19（2007）年度、平成20（2008）年度は約36.5%（3分の1+1000分の32）である。）に相当する額、厚生年

金においては昭和 36 年 4 月前の加入期間に係る給付に要する費用（恩給公務員等期間に係る費用は除く。）の一定割合（旧厚生年金（旧農林年金を除く）は 20%、国共済及び地共済は 15.85%、私学共済及び旧農林年金は 19.82%）に相当する額、国民年金にあっては国民年金の保険料免除期間に係る基礎年金給付費の全額（全額免除期間）又は^{注1} 5 分の 3（4 分の 3 免除期間）、3 分の 1（半額免除期間）、7 分の 1（4 分の 1 免除期間）、20 歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の一部など^{注2}を国庫又は地方公共団体等が負担するものとされており、これらの負担額のことである。

[⇒用語解説参考図表 2 国庫が負担する費用一覧 参照]

注 1 国民年金保険料免除期間（平成 21(2009)年度以降の免除期間）に係る国庫負担
(太枠内が老齢基礎年金の給付額に相当)

納付済期間	4 分の 1 免除期間 (老齢基礎年金の年金額の計算の際は保険料納付済期間の 8 分の 7 として計算)	半額免除期間 (老齢基礎年金の年金額の計算の際は保険料納付済期間の 4 分の 3 として計算)	4 分の 3 免除期間 (老齢基礎年金の年金額の計算の際は保険料納付済期間の 8 分の 5 として計算)	全額免除期間 (老齢基礎年金の年金額の計算の際は保険料納付済期間の 2 分の 1 として計算)	
					基礎年金拠出金に係る 2 分の 1 国庫負担

(参考) 国民年金保険料免除期間（平成 20(2008)年度以前の免除期間）に係る国庫負担
(太枠内が老齢基礎年金の給付額に相当)

納付済期間	4 分の 1 免除期間 (老齢基礎年金の年金額の計算の際は保険料納付済期間の 6 分の 5 として計算)	半額免除期間 (老齢基礎年金の年金額の計算の際は保険料納付済期間の 3 分の 2 として計算)	4 分の 3 免除期間 (老齢基礎年金の年金額の計算の際は保険料納付済期間の 2 分の 1 として計算)	全額免除期間 (老齢基礎年金の年金額の計算の際は保険料納付済期間の 3 分の 1 として計算)	
					基礎年金拠出金に係る 3 分の 1 国庫負担*

* 平成 16(2004)年度以降、従来の 3 分の 1 から段階的に引き上がった。

注 2 上記以外の国庫・公経済負担の例

- ・旧法国民年金の保険料免除期間に係る給付費に対するもの、旧法障害福祉年金等の 20/100*、優遇分（いわゆる嵩上げ（カサ上げ）加算分）の 4 分の 1 及び 5 年年金の 8 分の 1
 - ・旧法被用者年金の老齢年金に相当する分のうち国民年金の嵩上げ相当分の 4 分の 1
 - ・新法国民年金の付加年金に対するもの
- など

* 平成 17(2005)年度までは 40/100、平成 18(2006)年度は 38/100、平成 19(2007)・20(2008)年度は 37/100。

○国庫負担繰延

厚生年金勘定及び国民年金勘定の国庫負担について、過去においては国の厳しい財政状況に鑑み、やむを得ずその一部が繰り延べられたことがある。このときに繰り延べられた国庫負担については年金財政の安定が損なわれることのないよう、運用損益相当額を含め後日返済されることが法律に明記されている。

○財政検証

平成16(2004)年の制度改正により保険料水準固定方式により運営されることとなつた厚生年金、国民年金において、従来の財政再計算に代わって、少なくとも5年ごとに行われる「財政の現況及び見通しの作成」のことである。

なお、平成13(2001)年3月16日付けの閣議決定により、社会保障審議会年金数理部会で行うことになった、被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政検証・財政再計算時に行う検証を指す場合もある。現在は、両者を区別するため、年金数理部会においては、「財政検証・財政再計算時の検証（ピアレビュー）」または「財政検証・財政再計算時のピアレビュー」と称することとしている。また、旧社会保障制度審議会年金数理部会においても、平成8(1996)年3月8日付けの閣議決定において、同様のことを行うもの（本文1-3-4を参照）とされていた。

○財政再計算

保険料水準固定方式が導入される前の公的年金では、保険料(率)は、給付に要する費用額等を予想し、将来にわたって財政の均衡が保たれるように計算されていたが、実際の被保険者数や受給者数、財政状況は必ずしも予想どおりとはならないで、少なくとも5年に一度、経済社会の変化・事業状況に基づき予想の前提等を改めた上、収入と支出の長期的均衡が図られるよう、保険料(率)及び財政見通しを再計算することとされていた。これが財政再計算である。財政再計算を実施する際には、給付設計の見直しなどの制度改正も併せて行われることが多かった。

なお、平成16(2004)年の制度改正で保険料水準固定方式となつたため、厚生年金及び国民年金は、財政再計算に代わって、「財政の現況及び見通しの作成」を行うこととなつた。

○財政の現況及び見通し

平成16(2004)年の制度改正で、厚生年金、国民年金については、財政再計算に代わって、少なくとも5年ごとに、財政の現況及び財政均衡期間における見通し（以下、「財政の現況及び見通し」という。）の作成を行うこととなつた。ここで、財政均衡期間はおおむね100年間とされている。

また、財政の現況及び見通しを作成するに当たり、財政均衡期間の終了時に給付の

支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、マクロ経済スライドによる給付水準調整を開始し、この調整を行う必要がなくなったと認められるときは、終了することとされている。

なお、財政の現況及び見通しの作成に当たり、次の財政の現況及び見通しの作成が作成されるまでの間に所得代替率（標準的な年金受給世帯（夫婦2人）における年金額の現役男子の平均手取り賃金に対する比率）が50%を下回るような給付水準となることが見込まれる場合は、マクロ経済スライドの調整の終了等の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討することとされている。

平成27(2015)年10月の被用者年金の一元化後の令和元(2019)年の財政の現況及び見通しの作成は、一元化後の厚生年金全体で行われるとともに、旧厚生年金、国共済、地共済及び私学共済の見通しも示されている。

○実施機関

平成27(2015)年10月の被用者年金の一元化により、厚生年金は全ての被用者が加入する制度となったが、被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（本報告では共済組合等という。）を活用することとされた。被用者年金の一元化後においては、従前から厚生年金の事業を実施してきた厚生労働大臣と共済組合等が厚生年金の実施機関である。

○実質的な運用利回り

名目運用利回りが名目賃金上昇率を上回る部分のことを、公的年金においては実質的な運用利回りという。

$$\text{実質的な運用利回り} = \frac{1 + \text{名目運用利回り}}{1 + \text{名目賃金上昇率}} - 1$$

これは、公的年金では、長期的には保険料や給付費が概ね名目賃金上昇率に応じて増減することから、実績と財政検証との比較に当たり、運用利回りの実績を財政検証で前提としている運用利回りと比較する際は、実質的な運用利回りについて行うことが適当であるためである。

なお、名目運用利回りが物価上昇率を上回る部分である実質運用利回りとは異なる指標であることに注意が必要である。

$$\text{実質運用利回り} = \frac{1 + \text{名目運用利回り}}{1 + \text{物価上昇率}} - 1$$

○実質的な支出

公的年金制度において、保険料収入、運用損益及び国庫・公経済負担で賄うことになる支出のことである。

$$\text{実質的な支出} = \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金}$$

厚生年金勘定→	+厚生年金交付金	-厚生年金拠出金収入
厚生年金保険經理→	+厚生年金拠出金	-厚生年金交付金
	+制度間調整拠出金 ¹	-制度間調整交付金 ²
	+年金保険者拠出金	-国共済組合連合会等拠出金収入
	+財政調整拠出金	-財政調整拠出金収入
		-追加費用
		-職域等費用納付金

なお、「実質的な支出」における「実質的な」は、社会保険制度として負担すべき正味での支出という意味の「実質的な」であって、「実質的な運用利回り」における「実質的な」とは意味が異なる。

○収支比率

保険料収入と運用損益の計に対する総合費用の比率である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{総合費用}}{\text{保険料収入} + \text{運用損益}}$$

¹ 制度間調整拠出金とは、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成9（1997）年4月1日廃止）に基づき、制度間調整交付金に要する費用に充てるため、厚生年金、各共済組合が厚生年金の制度間調整勘定に繰り入れる又は拠出する額のことである（精算措置があるため平成11（1999）年度まで発生する。）。

² 制度間調整交付金とは、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法に基づき、厚生年金の制度間調整勘定から厚生年金、各共済年金に繰り入れられる又は交付される額のことである（精算措置があるため平成11（1999）年度まで発生する。）。

なお、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置とは、老齢・退職年金のうち制度共通部分に係る費用負担を調整するもので、平成元（1989）年の年金制度改革において、公的年金一元化が行われるまでの当面の地ならし措置として導入された。昭和59（1984）年の国家公務員共済組合法と公共企業体職員等共済組合法の統合に伴い、旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）が国共済の下に入り給付が揃えられることとなった際、国共済、日本たばこ共済、日本電電共済から国鉄共済に財政援助が行われることとなつたが、この財政援助を拡大したものである。平成2（1990）年度から始まったが、平成9（1997）年度から旧三公社共済統合に伴う支援措置が始まった際に廃止となった。

○承継資産

旧年金福祉事業団が財政投融資制度を通じて資金を借り入れ行っていた資金運用業務を、平成 13(2001)年度に旧年金資金運用基金（平成 18(2006)年度より年金積立金管理運用独立行政法人）が引き継いだことに伴い、同基金が旧年金福祉事業団から承継した資産（当初約 26 兆円）のことである（財政融資資金（旧年金資金運用部）への借入金の返済義務という債務と共に引き継いでいる。）。この資金運用業務は、借入金の償還が終了する平成 22(2010)年度に終了した。

○職域等費用納付金

平成 9(1997)年 4 月に当時の厚生年金に統合された旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金（統合時点で受給権が発生しているものに限る。）は、統合前の国家公務員等共済組合法による職域加算部分及び恩給公務員期間等に係る部分も含めて厚生年金が引き継いで支給するものとされているが、このうち職域加算部分及び恩給公務員期間等に係る部分の給付に要する費用に充てる分として、旧三公社共済の存続組合が厚生年金勘定に納付する額のことである。

○職域加算部分

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化前の共済年金の報酬比例部分の額は、厚生年金の給付乗率と同じ給付乗率で計算される額（厚生年金相当部分）に、別に定められた給付乗率を用いて計算される額を加算したものであるが、その加算額のことである。この職域加算部分については、被用者年金一元化に伴い将来に向けて廃止された。

なお、職域加算部分が、上記の形となったのは、昭和 61(1986)年 4 月の基礎年金導入以後である。基礎年金導入に伴い、それまでの共済年金は、基礎年金の上乗せ分として報酬比例年金を給付する新共済年金に改められたが、その報酬比例年金については、厚生年金と同じ年金額計算式からなる分に職域加算部分が加算される仕組となった。厚生年金と同じ算式による厚生年金相当分を 2 階部分、さらにその上乗せである職域加算部分を（旧）3 階部分ということがある。職域加算部分があるのは、元来、共済年金は、公的年金としての性格を有すると同時に、公務員制度等の一環としての年金制度という性格を有していることによる。なお、職域等費用納付金の額の計算の際に行われているように、旧共済年金についても、所定の方法で厚生年金相当分と職域加算部分に分けて取り扱う場合がある。

【退職共済年金における厚生年金相当部分と職域加算部分の給付乗率】 (千分比)

適用する組合員期間 ^{注2}	平成12年改正（5%適正化）後の年金額計算用			平成12年改正前の従前額計算用 (従前額保障の仕組がある)		
	厚生年金相当部分	職域加算部分		厚生年金相当部分	職域加算部分	
		組合員期間が20年以上の者	組合員期間が1年以上20年未満の者		組合員期間が20年以上の者	組合員期間が1年以上20年未満の者
平成15年3月以前	9.5 ^{注1} ↓ 7.125	0.475 ↓ 1.425	0.238 ↓ 0.713	10.00 ↓ 7.5	0.5 ↓ 1.50	0.25 ↓ 0.75
平成15年4月以後	7.308 ↓ 5.481	0.365 ↓ 1.096	0.183 ↓ 0.548	7.692 ↓ 5.769	0.385 ↓ 1.154	0.192 ↓ 0.577

注1 生年月日に応じて異なる。

注2 平成15(2003)年4月の総報酬制導入に伴い、年金額は組合員期間を標準報酬月額を用いる平成15(2003)年3月以前の期間と賞与を含んだ標準報酬を用いる平成15(2003)年4月以後の期間とに分けて計算される。

○政府負担金

昭和60年改正以降、厚生年金基金が代行給付を支給するにあたり、免除保険料でその財源が手当てされなかった部分に関し、経過的な財源調整措置として、給付時に政府が負担することとなった額のことである。

老齢厚生年金の給付乗率は生年月日及び加入期間の区分に応じて定められているが、免除保険料の算定基礎となる給付の範囲は、昭和60(1985)年度以前の期間は8/1000、昭和61(1986)年度から平成14(2002)年度までの期間は7.5/1000、平成15(2003)年度から平成16(2004)年度までの期間は5.769/1000、平成17(2005)年度以降の期間は5.481/1000が基準となっている。このため、生年月日等に応じて定められている代行給付の給付乗率のうち免除保険料で賄えない部分の費用について、政府が年金特別会計厚生年金勘定から政府負担金を交付することによって、財源を手当てすることになっている。

[「代行部分」、「免除保険料」の項を参照]

○総合費用

実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）

$$\text{総合費用} = \text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}$$

○総合費用率

総合費用の標準報酬総額に対する比率である。積立金及びその運用損益がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当すること

から、純賦課保険料率と言わることもある。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{総合費用}}{\text{標準報酬総額}}$$

総合費用率は、独自給付費用率と基礎年金費用率に分解できる。

$$\text{総合費用率} = \text{独自給付費用率} + \text{基礎年金費用率}$$

なお、自営業者等を対象とする国民年金については、標準報酬という概念がないことから、総合費用率は定義されない。

○代行部分

老齢厚生年金（報酬比例部分）の給付のうち、厚生年金基金が国に代わって支給する部分（物価水準の変動に対応した給付改善分（スライド部分）と過去の賃金水準を現在の水準に見直すことによる給付改善分（再評価部分）を除いた部分）のことである。

[「免除保険料」、「政府負担金」の項を参照]

○短時間労働者

1週間の所定労働時間又は1月間の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満であり、以下の要件を満たす厚生年金保険被保険者をいう。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ③ 学生でないこと
- ④ 以下のいずれかに該当する事業所で働いていること

ア. 短時間労働者でない被保険者数が常時101人以上の企業の事業所または国、地方公共団体の事業所

イ. 短時間労働者でない被保険者数が常時100人以下の企業で、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている事業所

なお、いわゆる「短時間正社員」（他のフルタイムの正規型の労働者と比較し、その所定労働時間が短い正規型の労働者であって、期間の定めのない労働契約を締結しているものであり、かつ、時間当たり基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同一事業所に雇用される同種フルタイムの正規型の労働者と同等であるもの）は通常の労働者に区分され、短時間労働者に区分されない。

○単年度収支状況

年金数理部会が公的年金各制度から報告を受けた財政収支状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したものである。

単年度収支状況の作成においては、

- ①単年度の収入総額は、「運用損益」、厚生年金及び国民年金の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剩余金受入」を除いて算出
- ②単年度の支出総額は、国共済、地共済及び私学共済の「有価証券売却損等」を「その他」から除いて算出
- ③運用損益分を除いた単年度收支残は、単年度の収入総額と支出総額の差としている。

○長期経理

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化前の共済組合等の共済年金を管理運用していた経理のことである。被用者年金一元化に伴い、長期経理は厚生年金保険経理（私学共済は厚生年金勘定・厚生年金経理）と経過的長期経理（私学共済は厚生年金勘定・職域年金経理）に分割・承継された。

○追加費用

国共済と地共済の制度発足（それぞれ昭和 34(1959)年、同 37(1962)年）前の恩給公務員期間等に係る給付費について、国及び地方公共団体等が当時の事業主として負担している費用のことである。整理資源ということもある。

国共済、地共済制度の発足までは、これらの費用については、恩給公務員期間は全額を、旧令共済期間については後発債務部分を、国や地方公共団体等が負担していた。国共済、地共済制度の発足に際して、これらの期間相当分の給付についても新しい制度の給付と通算して給付することとされたが、その費用負担としては、これらの期間の雇用主であった国・地方公共団体等が、将来における給付発生の都度支払う方法が採られた。このため、現在も毎年度、国又は地方公共団体等が当該給付分を追加費用として負担している。

○通老・通退相当

「老齢・退年相当と通老・通退相当」の項を参照。

○積立金相当額納付金

平成 9(1997)年 4 月の旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金の当時の厚生年金への統合に伴う移換金について、旧三公社共済の存続組合が分割して行っている納付金と、平成 14(2002)年 4 月の旧農林年金の厚生年金への統合に伴う移換金について、旧農林年金の存続組合が納付した概算納付金及び精算納付金のことである。

なお、旧日本電信電話共済は平成 18(2006)年度が分割の最終年度であったことに加え、旧日本鉄道共済が平成 18(2006)年度に残額を一括納付したことにより、平成 18(2006)年度をもって積立金相当額納付金の支払は全て完了した。

○積立金の平滑化

時価評価された積立金は金融市場の短期的な変動を受けやすいことから、長期的な観点から積立金を評価する際に一定期間平滑化すること。

確定給付型の企業年金で用いられる平滑化の方法としては、「収益差平滑化方式」、「時価移動平均方式」、「評価損益平滑化方式」がある。そのうち、「収益差平滑化方式」では、過去の平均収益を基準収益とし、それと時価ベースの収益との差額について、一定の平滑化期間にわたって繰り延べて計上することで、評価額を時価に連動させつつ、時価の短期的な変動をある程度緩和している。

年金数理部会では、令和2(2020)年度より、平滑化期間を5年とし、過去5年度の平均収益（時価ベース）を基準収益とする収益差平滑化方式により算出された評価額を「平滑化後の積立金」として報告を受けている。

[⇒用語解説参考図表3 積立金の平滑化の方法 参照]

○積立比率

総合費用（実質的な支出のうち自分で財源を用意しなければならない分）に対する前年度末に保有する積立金の比率であり、前年度末（すなわち当年度初）の積立金が、総合費用の何年分に相当しているかを示す指標である。これは、世代間扶養を基本として運営される年金制度において急激な保険料負担増あるいは給付減を回避するために保有する積立金について、その規模を把握するための指標の一つである。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{総合費用}} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

なお、積立比率は積立度合（前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（実質的な支出+追加費用）の何年分に相当しているかを示す指標）とは異なることに注意が必要である。

$$\text{積立度合} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} + \text{追加費用}}$$

○独自給付費用

総合費用から、国庫・公経済負担分を除いた基礎年金拠出金を控除したものである。

独自給付費用=総合費用－基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分を除く）

○独自給付費用率

独自給付費用の標準報酬総額に対する比率である。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{独自給付費用}}{\text{標準報酬総額}}$$

独自給付費用率は総合費用率を分解したものである。

$$\text{総合費用率} = \text{独自給付費用率} + \underline{\text{基礎年金費用率}}$$

○特別国庫負担

本文図表 2-3-31 の特別国庫負担など、基礎年金拠出金を算定する際に基礎年金等給付費の額から控除する額のことを特別国庫負担と呼ぶ。特別国庫負担は、国民年金の保険料免除期間に係る給付費や 20 歳前障害に係る障害基礎年金の給付費に関する国庫負担、旧国民年金法の老齢年金の嵩上げ加算分や 5 年年金の給付費に関する国庫負担など、基礎年金等給付費に含まれる費用に関する国庫負担のことである。

特別国庫負担には、基礎年金拠出金の 2 分の 1 に相当する額に係る国庫・公経済負担は含まれない。

[⇒用語解説参考図表 2 国庫が負担する費用一覧 参照]

○特別支給の老齢・退職年金

昭和 60(1985) 年の制度改正により、老齢・退職年金の支給は原則 65 歳からになったが、旧制度から新制度に移行する間、経過的に 60~64 歳の間に支給される、いわゆる「60 歳代前半の老齢厚生年金・退職共済年金」のことである。65 歳以降支給される「本来支給」に対して、「特別支給」として区別される。特別支給の老齢・退職年金は、加入期間に応じて計算される「定額部分」、平均標準報酬額と加入期間に応じて計算される「報酬比例部分」、「加給年金³」で構成される。

特別支給の老齢・退職年金は、定額部分の支給開始年齢が平成 13(2001) 年度から、報酬比例部分の支給開始年齢が平成 25(2013) 年度から、それぞれ生年月日に応じて 61 歳から 64 歳に段階的に引き上げられ、最終的には 65 歳支給開始の本来支給の年金のみとなる。なお、厚生年金の女性についてはそれぞれ 5 年遅れで引き上げられる。

[⇒用語解説参考図表 4 特別支給の老齢・退職年金の支給開始年齢 参照]

○独立行政法人福祉医療機構納付金

旧年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を平成 18(2006) 年度以降は独立行政法人福祉医療機構が承継しており、当該業務で回収された回収金が年金特別会計へ納付されたもの⁴。

³ 加入期間が 20 年（中高齢の特例の場合 15~19 年）以上ある年金の場合、生計を維持されている 65 歳未満の配偶者または 18 歳未満（18 歳の誕生日の属する年度末まで）の子、20 歳未満で 1 級・2 級の障害の子がいるときに加算される年金額。

⁴ 平成 17(2005) 年度末に旧年金資金運用基金が解散したことに伴い、年金住宅等融資事業等に係る財政融資資金からの長期借入金の繰上償還を行うなど、事業の廃止に必要となる費用等を平成 17(2005) 年度に厚生年金、国民年金から支出した（財政融資資金繰上償還等資金財源）ため、平成 18 年度以降は、回収金が厚生年金、国民年金の収入として計上される。

なお、平成 18(2006) 年度については、「旧年金資金運用基金の解散に伴い年金住宅融資回収金等が年金

○年金総額

ある時点においてとらえた受給権者又は受給者（受給権者のうち全額支給停止された者を除いたもの）について、その時点で裁定済の受給権ベースの年金額（年額）を総和したものである。したがって、受給者の年金総額には一部支給停止されている金額も含んでいる。受給権者の年金総額と受給者の年金総額との差は全額停止された年金額の総和である。

なお、これは、受給者に実際に支給される年金の給付に要する費用を財政収支の支出項目として捉えた給付費とは別の概念であり、その差は、上で述べた一部支給停止額や各年度内での新規裁定や失権といった支給状況の違いにより発生する。

○年金扶養比率

被保険者数と老齢・退年相当の受給権者数の比率である。1人の老齢・退年相当の受給権者を、何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度(末)被保険者数}}{\text{年度(末)老齢・退職年金 (老齢・退年相当) 受給(権)者数}}$$

○年金保険者拠出金

「国共済組合連合会等拠出金収入、年金保険者拠出金」の項を参照。

○納付率

国民年金の納付月数を納付対象月数で除したものであり、月数ベースで算出した納付割合である。ここで、「納付対象月数」とは、ある年度について保険料として納付すべき月数（法定免除、申請全額免除、学生納付特例及び納付猶予に係る月数を含まない。）をいい、「納付月数」とは、納付すべき月数のうち、実際に納付された月数をいう。

●現年度納付率

ある年度の保険料（当該年4月分～翌年3月分まで）について、納付すべき月数に対し、当該年度中（翌年度4月末まで）に納付された月数の割合をいう。

●最終納付率

ある年度の保険料について、納付すべき月数に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付された月数の割合をいう。

○賦課方式

賦課方式とは、年金給付に必要な費用を、その都度、被保険者（加入者）から

特別会計に承継されたことによる収入」（年金資金運用基金資産承継収入）という名称で、それぞれの会計に計上された。

の保険料で賄っていく財政方式である。一方、積立方式とは、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てていく財政方式である。

厚生年金及び国民年金においては、保険料水準を将来に向けて、段階的に引上げていくこととしていた。このように、保険料水準を将来に向けて段階的に引上げていくことをあらかじめ想定して将来見通しを作成し、財政運営を行う財政方式のことを段階保険料方式という。

平成 16(2004)年の制度改正では、保険料水準を段階的に引上げて、平成 29(2017)年度以降、一定の水準で固定し、給付水準を自動調整するという保険料水準固定方式がとられたが、この財政方式についても、保険料水準の引上げをあらかじめ想定し財政運営を行うという観点からは、段階保険料方式の一形態と考えることができる。段階保険料方式は、制度の成熟や少子高齢化の進行に並行して保険料（率）が引上がる場合は、賦課方式の要素を持つと言える。一方、制度の成熟段階で積立金を形成し、将来、これを活用することにより一定の保険料水準で運営を行うところは積立方式の要素を持つ。

積立金の水準をみると、段階保険料方式は、制度発足当初、低い保険料水準に抑えられていることから、積立方式と比べ、積立金の形成が緩やかなものとなる。どれだけの積立金が形成されるかについては、保険料水準の引上げペースにより決定されることとなり、賦課方式の保険料水準に近いペースで引上げればほとんど積立金は形成されず、より早く引上げればより大きな積立金が形成されることとなる。積立水準からみてどちらの方式に近いかは、成熟段階の保険料と引上げペースに大きく依存する。

厚生年金、国民年金は、現在の積立金の水準からみれば賦課方式を基本とした方式であり、また、平成 16(2004)年の制度改正では、100 年後の積立金を支出の 1 年分とする財政方式が取られたことから、今後も積立金水準から見ると、賦課方式を基本とした財政方式といえる。

厚生年金、国民年金は積立金水準としては、賦課方式に近い積立金水準を維持することで、積立方式における運用リスクを軽減する一方、一定の積立金を保有し活用することで、将来の保険料水準や給付水準を平準化するとともに、賦課方式における少子高齢化に伴う急激な負担の上昇や給付の低下を回避する財政方式をとっている。

○平均年金月額

年金総額を受給権者数（または受給者数）で除することにより平均年金額を求め、これを 12 で除した金額をいう。（旧厚生年金においては、厚生年金基金の代行部分が含まれている。）

ここで、各制度における年金総額は、当該制度から給付される旧法及び新法・特別支給の定額部分（1 階部分）を含んでいるが、国民年金（基礎年金勘定）から給付され

る基礎年金分は含んでいない。そこで、1階部分を含めた年金の水準をみるため、「年金総額」に「当該受給権者（受給者）のうち基礎年金対象者に係る基礎年金の年金総額（推計値）⁵」を加えた額を分子として用いた「基礎年金を含む平均年金月額」を算出している。

○報酬、賞与、総報酬

●報酬・賞与

厚生年金で、保険料や年金額算定の基礎となるもの。

「報酬」は、賃金、給料、俸給、手当等、被保険者が労働の対償として受け取るものすべてを含むが、そのうち臨時に受け取るもの及び3月を超える期間ごとに受け取る「賞与」は含まれない。なお、平成27(2015)年9月までの地共済では、報酬の代わりに給料が使われていた。これは各地方公共団体等が定めた給料表によるものであり、報酬には含まれる各種の手当では含まれていなかった（このため、給料にかかる保険料率は標準報酬ベースの料率に一定割合（1.25）を乗じて調整し、平均給与月額算定の際には給料に一定割合（1.25）を乗じて調整していた⁶。私学共済では給与と称していたが、報酬と同じ概念であった。

「賞与」は、被保険者が労働の対償として受け取るすべてのもののうち3月を超える期間ごとに受け取るものという。

公的年金制度では、平成14(2002)年度までは、標準報酬月額ベースだったが、平成15(2003)年度からは賞与も含めた総報酬ベースとなっている。

被用者年金一元化前（～平成27(2015)年9月）までの公的年金制度での報酬等

厚生年金	国共済	地共済	私学共済
報酬	報酬	給料	給与
賞与	期末手当等	期末手当等	賞与

●標準報酬月額・標準賞与額

標準報酬月額は、被保険者の報酬月額をいくつかの階級に当てはめたものであり、令和元(2019)年度は、第1級（8.8万円）～第31級（62万円）の31区分である。また、標準賞与額は、賞与の千円未満の端数を切り捨て、150万円が上限である。保険

⁵ 基礎年金の年金総額（推計値）は、当該制度の加入期間に限定した分ではなく、全期間に係る基礎年金額全体を計上している。

⁶ 地共済では、報酬の代わりに手当を含まない給料を使用していたが、給付ではその元となる平均給料月額として給料の1.25倍に賞与を加えスライド等の再評価を加えたものを使用し、給料に係る保険料率は手当を含んでいない分高く設定されていた。なお、この1.25という数値は、諸手当の割合を考慮して、地共済法施行令（第23条第1項）及び同施行規則（第2条の3）で定められていた。また、他制度と比較するため、地共済の数値については、給料×1.25を標準報酬月額とし、保険料率は給料に係る料率を1.25分の1に換算して使用している。

料は、これらの額に保険料率を乗じて徴収される。

標準報酬月額と標準賞与額を合わせたものが標準報酬（総報酬）であり、年度間累計値や、それを12で割ったもの（総報酬ベース・月額換算）が使われる。

年金額の算定では、全被保険者期間の標準報酬月額と標準賞与額に賃金スライドや物価スライドを含めた再評価が考慮された、「平均標準報酬額」が用いられる。なお、平成14(2002)年度までの期間については「平均標準報酬月額」が用いられ、平成15(2003)年度から総報酬制になったが、年金額はその前後の期間で別々に計算され、合算される。

○保険料水準固定方式

保険料（率）の引上げ過程及び最終保険料率をあらかじめ決め、それによる収入の範囲内で財政の均衡が図られるよう給付を調整する財政運営のこと。厚生年金、国民年金について平成16(2004)年の制度改正で、給付水準を調整するマクロ経済スライドとともに導入された。なお、厚生年金、国民年金について平成16(2004)年の制度改正までは、給付が先に決まり、財政の均衡を保つよう必要な保険料率を後から定める方式がとられていた。

○保険料比率

総合費用に対する保険料収入の比率である。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{総合費用}}$$

○みなし基礎年金給付費 [=基礎年金相当給付費]

「基礎年金相当給付費」の項を参照。

○免除保険料

厚生年金基金が代行給付を支給するために、基金に加入する事業主が厚生年金保険料のうち国へ納付することを免除される保険料のことである。免除保険料は、2.4%から5.0%の範囲で厚生労働大臣が厚生年金基金ごとに決定する免除保険料率により決定される。なお、国民年金の保険料の免除とは異なる。

[「代行部分」、「政府負担金」の項を参照]

○有限均衡方式

年金の財政が一定期間（財政均衡期間）で均衡するように、保険料（率）や給付水準等を決めて財政計画を策定する方法。平成16(2004)年の制度改正で導入された。なお、平成16(2004)年の制度改正までは、将来にわたるすべての期間で收支の均衡が図られるように財政計画を策定する方法（永久均衡方式）がとられていた。

○老齢・退年相当と通老・通退相当

老齢・退年相当とは、当該制度の加入期間が25年以上（経過的期間短縮を受けているものを含む。）の新法の老齢厚生年金、退職共済年金及び老齢基礎年金並びに旧法の老齢年金及び退職年金のことをいう。これらの年金の受給権者を指す場合もある。

通老・通退相当とは、当該制度の被保険者期間が老齢・退年相当に満たない新法の老齢厚生年金、退職共済年金及び老齢基礎年金並びに旧法の通算老齢年金及び通算退職年金のことをいう。これらの年金の受給権者を指す場合もある。

用語解説参考図表 1 被用者年金の給付構造（老齢・退職年金の場合）

1 新法年金

・原則、昭和 61(1986)年 3月 31 日時点で 60 歳未満の者（大正 15(1926)年 4月 2日以降生まれ）の老齢・退職年金

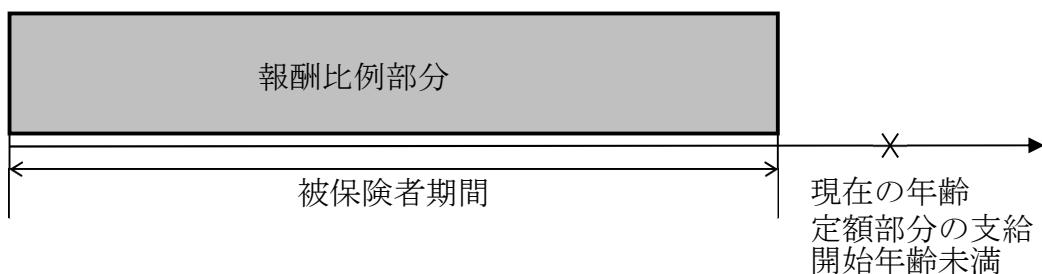
(1) 65 歳未満の者 特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金

被用者年金の額（網掛け部分）



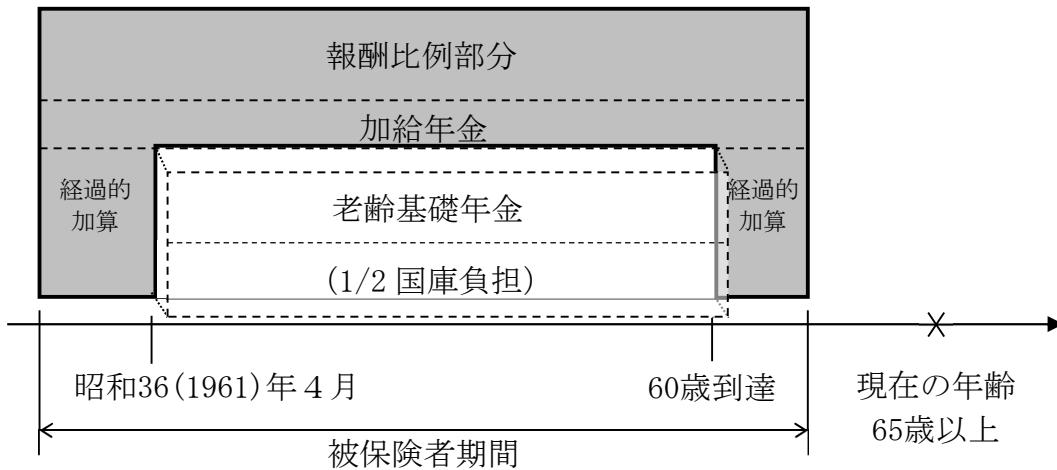
- 平成 13(2001)年度末時点（厚生年金の女性は平成 18(2006)年度末時点）で 60 歳の者から、定額部分・加給年金の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられており、定額部分の支給開始年齢に到達するまでの間、定額部分・加給年金は支給されない。

被用者年金の額（網掛け部分）



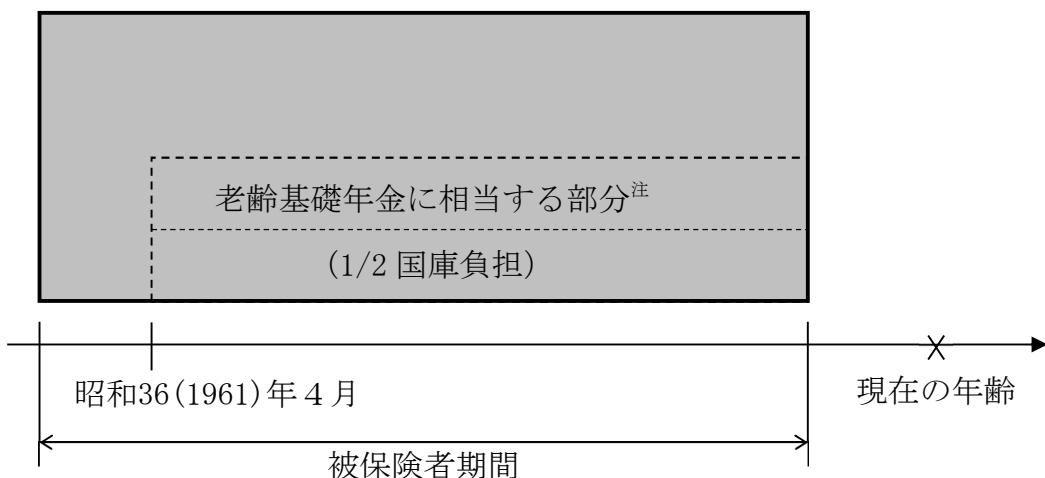
(2) 65歳以上の者 老齢厚生年金・退職共済年金と老齢基礎年金

被用者年金の額（網掛け部分）



2 旧法年金（旧厚生年金の老齢年金、旧共済年金の退職年金）

被用者年金の額（網掛け部分）



注 65歳以降支給分の場合である。

[⇒「給付費」の項を参照]

用語解説参考図表2 国庫が負担する費用一覧（国民年金及び旧厚生年金の場合）

1 いわゆる2分の1国庫負担が対象とする費用

- 基礎年金の給付に要する費用^{※1}、^{※2}のうち、被用者年金制度が負担する部分以外の分の $1/2$ ^{※3} [国民年金法（以下特に断りがない限り国民年金法を指す。）第85条第1項第1号、平16附則第13条第7項及び第14条の2]
- 基礎年金の給付に要する費用^{※1}、^{※2}のうち、被用者年金制度が負担する部分（国民年金への基礎年金拠出金として負担）の $1/2$ ^{※3} [厚生年金保険法第80条第1号、第94条の2第1項、平16附則第32条第5項及び第32条の2]

※1 基礎年金の給付に要する費用とみなされる給付費（基礎年金相当給付費）を含む。

- ・旧法国民年金の給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭60附則第35条第4項）
- ・旧法厚生年金による給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭60附則第35条第3項）

※2 ただし、次の2で●を付した費用の額は、別途国庫負担の対象となることから、ここからは除かれる。[第85条第1項第1号、昭60附則第34条第2項]

※3 平成16(2004)年の制度改正により段階的に引き上げられた。

2 2分の1国庫負担以外の国庫負担が対象とする費用

(基礎年金関連)

- 保険料全額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の全額 [平16附則第14条第2項]
- 保険料3/4免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の $3/5$ ^{※1} [平16附則第14条第2項]
- 保険料半額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の $1/3$ ^{※1} [平16附則第14条第2項]
- 保険料1/4免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の $1/7$ ^{※1} [平16附則第14条第2項]
- 20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の $20/100$ ^{※2} [第85条第1項第3号、平16年附則第13条第7項及び第14条の2]
- 旧障害福祉年金が裁定替えされた障害基礎年金及び旧母子福祉年金等が裁定替えされた遺族基礎年金の給付費の政令で定める割合（ $20/100$ ^{※2}） [昭60附則第34条第1項第2号]
- 老齢基礎年金の給付費のうち、老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭60附則第34条第1項第3号]

※1 平成21(2009)年度以降の免除期間に係る給付費についてである。基礎年金拠出金の国庫負担割合は従来3分の1であったが、その免除期間に係る給付費についてはそれぞれ1/2（保険料3/4免除期間）、1/4（保険料半額免除期間）、1/10（保険料1/4免除期間）となっている。

※2 平成17(2005)年度までは40/100、平成18(2006)年度は38/100、平成19(2007)・20(2008)年度は37/100。

(新法国民年金)

- 付加年金等の給付費の1/4 [昭60附則第34条第1項第1号]

(旧法国民年金)

- 旧法国民年金の給付費で免除期間に係る部分の全額 [昭60附則第34条第1項第4号]
- 老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭60附則第34条第1項第5号]
- 嵩上げ加算分の1/4相当分 [昭60附則第34条第1項第6号]
- 5年年金の給付費の1/8 [昭60附則第34条第1項第7号]
- 昭48附則第12条第2項で計算される老齢年金、10年年金に係る通算老齢年金の差額分の1/4 [昭60附則第34条第1項第8号]

- 付加保険料納付済期間に係る老齢年金及び通算老齢年金の給付費の 1/4 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 6 号]
- 老齢福祉年金の給付費の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 9 号]

(旧法厚生年金)

- 昭和 36 年 4 月 1 日前の期間に係る給付費のうち 20/100 (第 3 種被保険者期間については 25/100) [昭 60 附則第 79 条第 1 号]
(注) 国共済・地共済は 15.85%、私学共済・旧農林年金は 19.82%
- 旧厚生年金保険の老齢年金の給付費のうち、旧国民年金の老齢年金の嵩上げに相当する部分の 1/4 [昭 60 附則第 79 条第 2 号]

[⇒ 「国庫・公経済負担」の項を参照]

[⇒ 「特別国庫負担」の項を参照]

用語解説参考図表3 積立金の平滑化の方法

積立金の平滑化の方法

【平滑化の考え方】

- 平滑化の基準となる収益(変動の比較的小さいもの)を、基準収益として設定する。
- 每年度、基準収益を積立金の評価に反映するとともに、基準収益と時価ベースの収益との差(平滑化対象)は、一定期間かけて解消(積立金の評価に反映)することにより、長期的には時価との乖離を一定の範囲に抑えつつ平滑化を図る。

【平滑化の期間】

- 平滑化の期間は、財政検証の間隔である5年とする。

【基準収益と平滑化の対象】

- 企業年金で用いられている積立金の平滑化を参考に、「収益差平滑化方式」により平滑化を行う。

※ 収益差平滑化方式

… 過去5年度の平均収益(時価ベース)を基準収益とし、「時価ベースの収益」と「過去の平均収益(時価ベース)」との差額を平滑化の対象とする。

【時価ベース収益との差額の解消】

- 平滑化の対象を5年度分平均し、毎年度5分の1ずつ時価との差を解消していく。

《当年度(n年度)に解消する時価ベースとの収益の差(平滑化の対象)》

当年度の平滑化対象 (n年度)	前年度分 (n-1年度)	2年度前分 (n-2年度)	3年度前分 (n-3年度)	4年度前分 (n-4年度)
1/5	1/5	1/5	1/5	1/5

《当年度(n年度)に解消されていない平滑化対象(累積)》

当年度の平滑化対象 (n年度)	前年度分 (n-1年度)	2年度前分 (n-2年度)	3年度前分 (n-3年度)	4年度以前分 (n-4年度以前分)
4/5	3/5	2/5	1/5	0/5

収益差平滑化方式のイメージ図

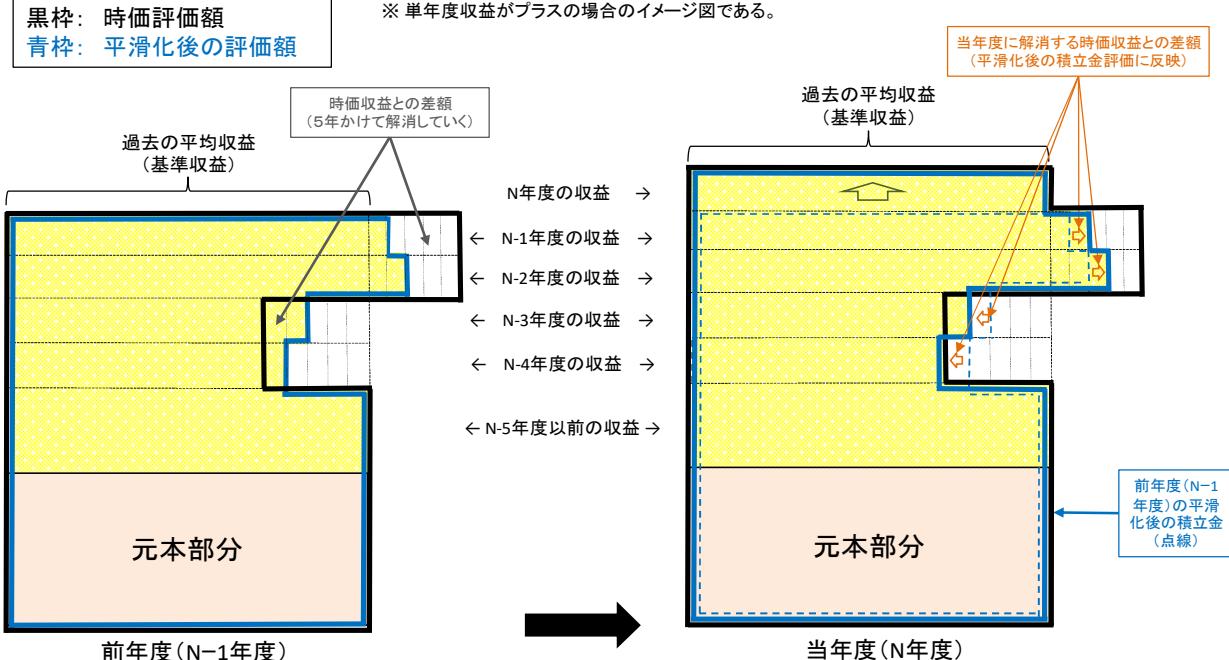
- 収益差平滑化方式の場合、過去の平均収益(時価ベース)を基準として、収益を積立金評価に反映していくことにより平滑化を図る。
- 「時価ベースの収益」と「過去の平均収益」との差額は5年かけて解消する。これにより、平滑化後の評価額が長期的には時価評価額に連動する。

<平準化後の積立金のイメージ図>

* 毎年度の收支は省略

* 過去の平均収益(5年間の平均)は毎年度異なるが、簡略化のため、同じにしている。

* 単年度収益がプラスの場合のイメージ図である。



(参考)企業年金で用いられている積立金の平滑化の方法

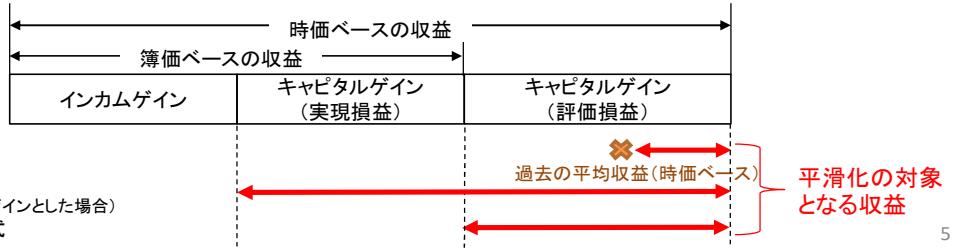
- 確定給付型の企業年金における積立金の額の評価には、時価方式のほか、①収益差平滑化方式、②時価移動平均方式、③評価損益平滑化方式といった数理的評価の方式がある。

数理的評価の方式	平滑化の対象	特徴
①収益差平滑化方式	・ 時価ベースの収益と平滑化期間の平均収益(時価ベース)との差額	・ 過去の平均収益(時価ベース)に基づくため、長期的にみると時価に連動する。 ・ 過去の平均収益を基準にするため、過去の平均収益の変動に影響を受ける。
②時価移動平均方式	・ キャピタルゲイン全体 (もしくは、時価ベースの収益全体)	・ インカムゲインを基準としているため、他の評価方式と比較すると変動が小さい。 ・ キャピタルゲインの反映が遅れるため、長期的には評価額が時価より低くなる傾向。
③評価損益平滑化方式	・ 時価ベースの収益と簿価ベースの収益の差額(=キャピタルゲインのうち評価損益分)	・ 簿価ベースの収益を基準としているため、簿価と比較的近い水準になる。 ・ 評価損益の実現度合いによって評価額の変動が起こる。

※ 数理的評価に使用する平滑化の期間は、5年以内とされている。

※ 数理的評価と時価の許容乖離幅は、時価の15%が上限とされている。

<イメージ>



5

[⇒ 「積立金の平滑化」 の項を参照]

用語解説参考図表4 特別支給の老齢・退職年金の支給開始年齢

1 特別支給の老齢・退職年金の支給開始年齢の引上げ

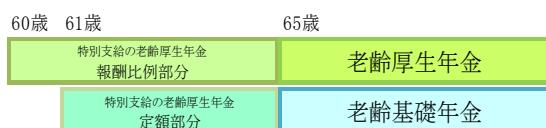
一般男子・共済女子

年度 生年月日 令和4
(2022)
年度末年齢

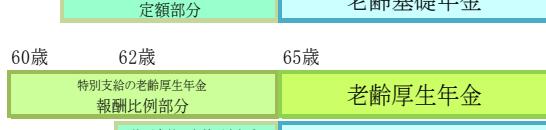
平成12 昭和16(1941)年 82歳以上
(2000) 4月1日



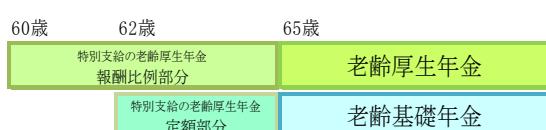
平成13 昭和16(1941)年 81歳
(2001) 4月2日



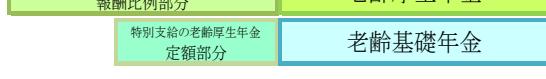
平成15 昭和18(1943)年 80歳
(2003) 4月1日



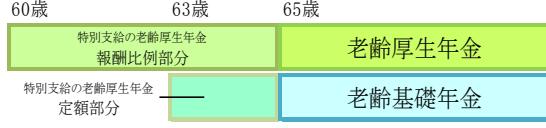
平成16 昭和18(1943)年 79歳
(2004) 4月2日



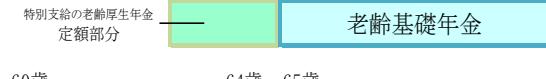
平成18 昭和20(1945)年 78歳
(2006) 4月1日



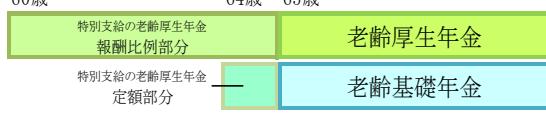
平成19 昭和20(1945)年 77歳
(2007) 4月2日



平成21 昭和22(1947)年 76歳
(2009) 4月1日



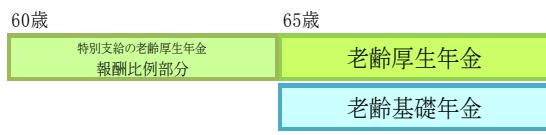
平成22 昭和22(1947)年 75歳
(2010) 4月2日



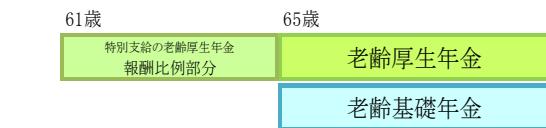
平成24 昭和24(1949)年 74歳
(2012) 4月1日



↓
昭和24(1949)年 73歳
4月2日
↓
昭和28(1953)年 70歳
4月1日



平成25 昭和28(1953)年 69歳
(2013) 4月2日



平成27 昭和30(1955)年 68歳
(2015) 4月1日



平成28 昭和30(1955)年 67歳
(2016) 4月2日



平成30 昭和32(1957)年 66歳
(2018) 4月1日



令和元 昭和32(1957)年 65歳
(2019) 4月2日



令和3 昭和34(1959)年 64歳
(2021) 4月1日



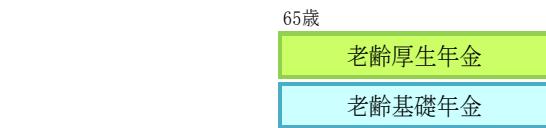
令和4 昭和34(1959)年 63歳
(2022) 4月2日



令和6 昭和36(1961)年 62歳
(2024) 4月1日



令和7 昭和36(1961)年 61歳以下
(2025) 4月2日



旧厚年女子

年度 生年月日 令和4
(2022)
年度末年齢

平成17 昭和21(1946)年 77歳以上
(2005) 4月1日

平成18 昭和21(1946)年 76歳
(2006) 4月2日

平成20 昭和23(1948)年 75歳
(2008) 4月1日

平成21 昭和23(1948)年 74歳
(2009) 4月2日

平成23 昭和25(1950)年 73歳
(2011) 4月1日

平成24 昭和25(1950)年 72歳
(2012) 4月2日

平成26 昭和27(1952)年 71歳
(2014) 4月1日

平成27 昭和27(1952)年 70歳
(2015) 4月2日

平成29 昭和29(1954)年 69歳
(2017) 4月1日

昭和29(1954)年 68歳
4月2日

昭和33(1958)年 65歳
4月1日

平成30 昭和33(1958)年 64歳
(2018) 4月2日

令和2 昭和35(1960)年 63歳
(2020) 4月1日

令和3 昭和35(1960)年 62歳
(2021) 4月2日

令和5 昭和37(1962)年 61歳
(2023) 4月1日

令和6 昭和37(1962)年 60歳
(2024) 4月2日

令和8 昭和39(1964)年 59歳
(2026) 4月1日

令和9 昭和39(1964)年 58歳
(2027) 4月2日

令和11 昭和41(1966)年 57歳
(2029) 4月1日

令和12 昭和41(1966)年 56歳以下
(2030) 4月2日

2 定額部分の支給開始年齢の引上げ年度

定額部分の 支給開始年齢	一般男子 共済女子	旧厚年女子
61歳	平成13(2001)年度	平成18(2006)年度
62歳	平成16(2004)年度	平成21(2009)年度
63歳	平成19(2007)年度	平成24(2012)年度
64歳	平成22(2010)年度	平成27(2015)年度
65歳	平成25(2013)年度	平成30(2018)年度

注 各支給開始年齢に引き上げられる年度である。

3 報酬比例部分の支給開始年齢の引上げ年度

報酬比例部分の 支給開始年齢	一般男子 共済女子	旧厚年女子
61歳	平成25(2013)年度	平成30(2018)年度
62歳	平成28(2016)年度	令和3(2021)年度
63歳	令和元(2019)年度	令和6(2024)年度
64歳	令和4(2022)年度	令和9(2027)年度
65歳	令和7(2025)年度	令和12(2030)年度

注 各支給開始年齢に引き上げられる年度である。

[⇒「特別支給の老齢・退職年金」の項を参照]